

令和元年版

# 人権教育・啓発白書



法務省・文部科学省 編







令和元年版

# 人権教育・啓発白書

平成 30 年度人権教育及び人権啓発施策

法務省・文部科学省

---

**表紙「世界人権宣言啓発書画・第17条」** 提供：公益財団法人人権擁護協力会

世界人権宣言啓発書画は、日本の書道家こぎたいほう小木大法氏とブラジルの画家オタビオ・ロス氏が、世界人権宣言に示された人類の英知に感動し、生き生きと、はつらつと生きている人をたたえる人間賛歌として受け止め、その感動を芸術的に表現しようとしたものです。

---

# 人権教育・啓発白書の刊行に当たって



法務大臣

山下貴司



文部科学大臣

柴山昌彦

平成30年は、国連における世界人権宣言の採択及び我が国の人権擁護委員制度の創設から70周年を迎える記念すべき年でした。

そして、時代は令和となり、東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を控え、未来に向けて社会全体で人権問題に取り組もうとする機運がかつてなく高まっています。

しかし、一方で、我が国の未来そのものである子どもが亡くなる痛ましい児童虐待事案が相次いで発生しているほか、いじめや体罰等の子どもの人権侵害事案も依然として後を絶ちません。これに加え、インターネットを悪用した人権侵害、障害等を理由とする偏見や差別、いわゆるヘイトスピーチを含む外国人に対する人権侵害、同和問題（部落差別）、セクシャル・ハラスメント等の解決すべき人権問題も多数存在しています。

このような状況にあって、私たちは、我が国が来年の東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催国となることを契機として、スポーツやボランティアなどの様々な活動を通じて人権教育及び人権啓発を実施し、相互に人格と個性を尊重する「心のバリアフリー」を更に推進することにより、多様な主体が互いに連携し、支え合う共生社会を実現して、将来へのレガシーとして継承していきたいと考えています。

政府は、平成14年3月に策定した「人権教育・啓発に関する基本計画」（平

成23年4月一部変更)に基づき、国民の一人一人が人権に関する正しい知識と日常生活の中で生かされるような人権感覚を身に付けることができるよう、学校、地域、家庭、職場その他の様々な場を通じて、各種人権課題の解決に向けた施策に取り組んでまいりました。

今後とも、国民の皆様の人権を守るために、人権教育及び人権啓発に関する施策を推進してまいります。

本白書は、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」に基づく年次報告であり、政府が平成30年度に講じた人権教育及び人権啓発に関する施策について取りまとめたものです。今回、より分かりやすくするために、初めて特集を組み、テーマとして「児童虐待防止のための取組」を取り上げるとともに、現代的課題として6つのトピックス「学校における人権教育の取組」、「企業と人権に関する法務省の人権擁護機関の取組」、「SDGs達成に向けた我が国の取組」、「認知症に関する我が国の取組」、「新たな外国人材の受入れ」及び「肝炎ウイルス感染者への偏見や差別の問題」を掲載しています。

本白書は、平成14年度に刊行して以来17回の平成版を刊行してきましたが、今回の白書から令和版となります。本白書により、人権教育及び人権啓発に関する施策の状況について多くの方々に御理解いただき、今後、人権について一層理解を深めるきっかけにいただければ幸いです。

令和元年6月



# 目次

はじめに

<b>第1章</b>	<b>平成30年度に講じた人権教育・啓発に関する施策</b>	1
第1節	人権一般の普遍的な視点からの取組	2
1	人権教育	2
2	人権啓発	5
第2節	人権課題に対する取組	17
1	女性	17
2	子ども	23
3	高齢者	30
4	障害のある人	34
5	同和問題（部落差別）	43
6	アイヌの人々	47
7	外国人	49
8	HIV感染者・ハンセン病患者等	55
9	刑を終えて出所した人	60
10	犯罪被害者等	61
11	インターネットによる人権侵害	64
12	北朝鮮当局によって拉致された被害者等	66
13	その他の人権課題	71
第3節	人権に関わりの深い特定の職業に従事する者に対する研修等	79
1	研修	79
2	国の他の機関との協力	83
第4節	総合的かつ効果的な推進体制等	84
1	実施主体の強化及び周知度の向上	84
2	実施主体間の連携	86
3	担当者の育成	88
4	人権教育啓発推進センターの充実	89
5	マスメディアの活用等	90

◆ 6	インターネットの活用	95
◆ 7	交通機関の活用	98
◆ 8	民間のアイデアの活用	99
◆ 9	国民の積極的参加意識の醸成	99

## 第2章 人権教育・啓発基本計画の推進 101

### 特集 児童虐待防止のための取組 103

#### トピックス

◆	学校における人権教育の取組	3
◆	企業と人権に関する法務省の人権擁護機関の取組	13
◆	SDGs達成に向けた我が国の取組	15
◆	認知症に関する我が国の取組	33
◆	新たな外国人材の受入れ	54
◆	肝炎ウイルス感染者への偏見や差別の問題	58

## はじめに

我が国においては、基本的人権の尊重を基本理念の一つとする「日本国憲法」（以下「憲法」という。）の下で、国政の全般にわたり、人権に関する諸制度の整備や諸施策の推進が図られてきた。それは、憲法のみならず、戦後、国際連合（以下「国連」という。）において作成され、現在、我が国が締結している人権諸条約等の国際準則にもものごと行われている。また、我が国では、長年にわたり、国、地方公共団体と人権擁護委員を始めとする民間のボランティアとが一体となって、地域に密着した地道な人権擁護活動を積み重ねてきた。その成果もあって、人権尊重の理念が広く国民に浸透し、基本的には人権を尊重する社会が築かれているといえることができる。

一方で、人権課題の生起がやむことはなく、近年の急速な情報通信技術の進展や外国人の入国者数の増加等による情報化や国際化に加えて、晩婚化や平均寿命の伸長その他の原因による少子化や高齢化等により、我が国社会が急激な変化にさらされる中、インターネット上の人権侵害、外国人の人権問題、子どもの人権問題、障害のある人や高齢者の人権問題等が関心を集めることとなっている。

法務省の人権擁護機関は、「人権侵害事件調査処理規程」（平成16年法務省訓令第2号）に基づき、人権侵害を受けた者からの申告等を端緒に人権侵害による被害の救済に努めているところである。平成30年に法務省の人権擁護機関が新規に救済手続を開始した人権侵害事件数は1万9,063件であり、近年、1万9,000件から2万件前後で推移している。この人権侵害事件数の類型別の内訳を見ると、住居・生活の安全関係事案が3,730件（19.6%）と最も多く、次いで、学校におけるいじめ事案が2,955件（15.5%）、暴行・虐待事案が2,749件（14.4%）、強制・強要事案が2,281件（12.0%）などとなっている。中でも、インターネット上の人権侵害情報に係る事件数が引き続き高い水準で推移しているなど、近時の人権問題の傾向がうかがえる（資-29頁参照）。

特に、子どもの人権に関しては、文部科学省が行った平成29年度「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」によれば、小・中・高等学校における、暴力行為の発生件数は6万3,325件と依然として憂慮すべき状況が見られ、また、小・中・高等学校及び特別支援学校におけるいじめの認知件数は、41万4,378件となり、いじめによる重大な被害が生じた事案も引き続き発生しているなど、教育上の大きな課題となっている。さらに、全国の児童相談所における児童虐待に関する相談対応件数も、平成29年度には13万3,778件となるなど、増加の一途をたどっていることに加え、被害児童が死亡するなどの深刻な結果に至った虐待事案も相次いで発生しているところである。

このような状況の下、政府では、府省庁間の連携を図りながら、国民に対する人権教

育・啓発活動を更に推進している。

学校教育においては、学校の教育活動全体を通じた人権教育の一層の充実等、人権尊重の意識を高める取組を行うとともに、社会教育においては、国や大学が実施する社会教育主事等を対象とした講習や研修を通じて、多様な人権課題に対応できる指導者の育成及び資質の向上を図っている。

また、国民が人権について正しい認識を持ち、それらの認識が、日常生活の中での態度面、行動面等に確実に根付くことにより、人権侵害のない社会が実現されるよう、法務省の人権擁護機関が、関係府省庁や地方公共団体等と連携しつつ、様々な啓発活動等に取り組んでいる。

一方、「平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法」（平成27年法律第33号）第13条に基づき平成27年11月27日に閣議決定された「2020年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会の準備及び運営に関する施策の推進を図るための基本方針」4(4)②「ユニバーサルデザイン・心のバリアフリー」において、高齢化が進展する中で、障害のある人及び高齢者にとどまらず、全ての人々の社会参加を促進し、活躍の機会を増やすため、パラリンピック競技大会の開催を通じて、誰もが安全で快適に移動できるユニバーサルデザインの考えに基づいた街づくりを推進するとともに、障害の有無等にかかわらず、誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う「心のバリアフリー」を推進することにより、共生社会の実現につなげるものとされている。

この方針を踏まえ、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会（以下「東京大会」という。）を契機として、全国において、「心のバリアフリー」やユニバーサルデザインの街づくりを推進し、大会以降のレガシーとして残していくため、様々な障害者団体等の参画を得て、平成29年2月、ユニバーサルデザイン2020関係閣僚会議を開催し、「ユニバーサルデザイン2020行動計画」を決定した。また、平成30年12月に開催した第3回関係閣僚会議において、施策の更なる進展を図り、取組の加速化を確認するとともに、障害者の視点を施策に反映させる枠組みとして、構成員の過半数を障害のある人や、その支援団体が占める「ユニバーサルデザイン2020評価会議（第1回）」を設置・開催した。

これらを契機として、障害のある人の人権を始めとする各種人権課題に、なお一層積極的に取り組んでいく必要がある。

本書は、平成30年度において各府省庁が取り組んだ人権教育・啓発の施策を「人権教育及び人権啓発施策」として取りまとめ、国会に報告するものである。

# 第1章

---

平成30年度に講じた  
人権教育・啓発に関する施策

# 人権一般の普遍的な視点からの取組

## 1 人権教育

人権教育とは、「人権尊重の精神の涵養<sup>かん</sup>を目的とする教育活動」（「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」（平成12年法律第147号。以下「人権教育・啓発推進法」という。）第2条）であり、生涯学習の視点に立って、幼児期からの発達段階を踏まえ、地域の実情等に応じて、学校教育と社会教育とが相互に連携を図りつつ実施している。

### (1) 学校教育

#### ア 人権教育の推進

文部科学省では、「人権教育・啓発推進法及び人権教育・啓発に関する基本計画」（平成14年閣議決定、平成23年一部変更）を踏まえ、学校教育における人権教育に関する指導方法等について検討を行い、平成16年6月に「第1次とりまとめ」、平成18年1月に「第2次とりまとめ」、平成20年3月に「第3次とりまとめ」を公表した。文部科学省では、この第3次とりまとめを全国の国公立学校や教育委員会等に配布するなど、人権教育の指導方法等の在り方についての調査研究の成果普及に努めている。

また、人権教育の全国的な推進を図るため、平成23年度から、各都道府県教育委員会を通じた学校における人権教育の特色ある実践事例の収集、公表を行うとともに、平成26年度に文部科学省ホームページ掲載用の人権教育の理解促進を図るための動画を作成した。平成28年度には、平成28年6月3日に、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」（平成28年法律第68号。以下「ヘイトスピーチ解消法」という。）が施行されたことを踏まえ、外国人の人権尊重に関する実践事例を収集し、その結果を文部科学省ホームページ等で周知した。平成29年度には、各都道府県・指定都市教育委員会における人権教育指導資料の作成状況を一覧化し、文部科学省ホームページに掲載した。

さらに、平成22年度から毎年、「人権教育担当指導主事連絡協議会」を開催し、人権教育の推進に関する情報交換や協議を行うとともに、「児童の権利に関する条約」（平成6年条約第2号。以下「児童の権利条約」という。）等について周知を図っている。

また、学校、家庭、地域社会が一体となった総合的な取組や、学校における人権教育の指導方法の改善充実について実践的な研究を委嘱する「人権教育研究推進事業（平成30年度実績：46地域、110校）」、学校における人権教育の在り方等について調査研究を行う「学校における人権教育の在り方等に関する調査研究」等を実施し、人権教育の推進に努めている。

## イ 道徳教育の推進

文部科学省では、学習指導要領において、学校における道徳教育の充実を図っている。道徳教育は4つの視点、A 自分自身、B 人との関わり、C 集団や社会との関わり、D 生命や自然、崇高なものとの関わりに分け、発達段階に応じて19から22の内容項目がある。その中で例えば、C 集団や社会との関わりの中で、誰に対しても差別や偏見を持たず、公正、公平にすることや、法やきまりを守り、自他の権利を大切にすること等、人権教育にも資する指導を行うこととしている。

また、道徳教育の一層の充実を図るため、平成30年度から小学校、平成31年度から中学校において「特別の教科 道徳」を全面実施することとしている。

さらに、学校・地域の実情等に応じた多様な道徳教育を支援するため、全国的な事例収集と情報提供、特色ある道徳教育や教材活用等、地方公共団体への支援を行っている。

加えて、幼児期における教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要な役割を果たすことから、各幼稚園において、道徳性の芽生えを培う指導の充実が図られるように努めている。

## ウ 地域や学校における奉仕活動・体験活動の推進

子どもの社会性や豊かな人間性を育む観点から、机上の知育だけではなく、具体的な体験や事物との関わりを通じた様々な体験活動を積極的に推進することは極めて重要なことである。文部科学省では、豊かな人間性や社会性を育むために、児童生徒の健全育成を目的とした様々な創意工夫のある長期宿泊体験の取組として「健全育成のための体験活動推進事業」を実施している。

## エ 教師の資質向上等

教師の資質能力については、養成・採用・研修の各段階を通じてその向上を図っており、各都道府県教育委員会等が実施している教諭等に対する初任者研修や中堅教諭等資質向上研修等では、人権教育に関する内容が扱われるなど、人権尊重意識を高めるための取組を行っている。

### トピックス

#### 学校における人権教育の取組

##### 〈事例1〉人権尊重の意識を高めるための学校教育を実施している小学校の例

「自他の存在を大切にし、ともに生きる社会をつくる人権教育」を推進するため、学校の人権教育年間構想や各学年の人権学習計画を作成し、学校全体として人権教育を推進しました。

人権教育年間構想は、学校教育目標や目指す児童像から人権教育目標を設定し、各学年の狙いや教職員の努力目標などを決めました。

各学年の人権学習計画は、学期ごとの狙いと、それを達成するための人権学習を行う教科や内容などを定めました。例えば、1年生では、国語や道徳などの授業で読む物語や、自他の良いところを書く活動、こども園との交流で園児をお世話することなどで、人にはそれぞれ良いところがあり、互いの良さを認め合っていくことの大切さや、支え合って生活しようとする態度を育てました。6年生では、学級活動でいじめに関する資料を取り上げ、何が問題なのかを気付かせ、自分なら、自分がされたらと自分の問題として考えさせて、また、道徳の授業では障害者や外国人に関する資料や北朝鮮当局による拉致問題等の映像資料などから様々な人権問題に気付かせ、主体的に問題を解決していこうとする意欲を高めました。

教職員については、授業研究会を各学年で実施しました。事前に部会（下学年・上学年）において指導案や発問・板書等の案を検討し、当日は招へいた講師から指導事例などが教授され、授業内容や指導方法の工夫改善を積み重ねました。教職員研修として人権を語り合う会も行い、自らの人権意識を磨きました。

また、人権教育の授業参観や講演会を開催し、保護者など参加者の人権意識を高め、家庭や地域と連携・協力して人権教育を推進する体制を作りました。

## 〈事例2〉学校、家庭、地域社会が一体となった人権教育の総合的な取組例

複数の小学校及び中学校が連携し、「自他を尊重する風土を育む人権教育」を推進しました。

各学校では、保護者や地域住民を対象とした人権教育参観日（授業公開と講演など）を実施し、いじめの問題を取り上げた道徳の授業などを公開し、参加者に指導案を提供して授業の狙いを共有しながら参観することで、教師の授業力や参加者の人権に関する課題意識を高めました。人権教育に関する講演も行い、児童生徒、教職員、保護者、地域住民が共に聞くことにより、学校・家庭・地域で人権について語り合う機運を高めました。また、教職員や地域住民を対象とした研修を行い、人権に関する法律や北朝鮮当局による拉致問題などの個別課題についても理解を深めました。

小学校と中学校の連携としては、中学生が小学校の行事や、小学生と地域行事へ参加し、子ども同士のつながりや安心感を育むことができました。教職員については、児童生徒の育ちを見据えた小・中学校の合同研修会を実施しました。また、心を育て安心感を育む読書環境をつくるため、各学校から人権教育の視点で選んだ本を推薦し、選書会において「心を育てる本」を選び、共有しました。

## (2) 社会教育

社会教育においては、生涯にわたる学習活動を通じて、人権尊重の精神を基本に置い



た事業を展開している。

文部科学省では、社会教育において中核的な役割を担う社会教育主事の養成講習や、現職の社会教育主事等を対象にした研修等において、人権問題等の現代的課題を取り上げ、指導者の育成及び資質の向上を図っており、公民館等の社会教育施設を中心に学級・講座が開設され、世代の異なる人たちや障害のある人、外国人等との交流活動等、人権に関する多様な学習機会が提供されている。

また、地方公共団体の社会教育担当者等を集めた各種会議等の機会を通じ、ヘイトスピーチ解消法や「部落差別の解消の推進に関する法律」(平成28年法律第109号。以下「部落差別解消推進法」という。)等に関する法の趣旨や性同一性障害や性的指向・性自認に関する周知等を図り、各地域の実情に即した人権教育が推進されるよう促している。

## 2 人権啓発

人権啓発とは、「国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動（人権教育を除く。）」を意味し、「国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう」にすることを旨としている（人権教育・啓発推進法第2条、第3条）。

人権啓発は、広く国民の間に、人権尊重思想の普及高揚を図ることを目的に行われる研修、情報提供、広報活動等で人権教育を除くものであるが、その目的とするところは、国民の一人一人が人権を尊重することの重要性を正しく認識し、これを前提として他人の人権にも十分に配慮した行動をとることができるようにすることにある。すなわち、「人権とは何か」、「人権の尊重とはどういうことか」、「人権を侵害された場合に、これを排除し、救済するための制度がどのようになっているか」等について国民が正しい認識を持ち、それらの認識が日常生活の中で、その態度面、行動面等において確実に根付くことによって、人権侵害の生じない社会の実現を図ることが人権啓発の目的である。

### (1) 人権啓発の実施主体

人権啓発を担当する国の機関として、法務省の人権擁護機関<sup>(注)</sup>がある。また、法務省以外の関係各府省庁においても、その所掌事務との関連で、人権に関わる各種の啓発活動を行っているほか、地方公共団体や公益法人、民間団体、企業等においても、人権に関わる様々な活動を展開している。

(注)「法務省の人権擁護機関」

法務省人権擁護局及びその下部機関である法務局・地方法務局の人権擁護部門のほか、「人権擁護委員法」(昭和24年法律第139号)に基づき、法務大臣が委嘱する人権擁護委員及びその組織体を含む全体を法務省の人権擁護機関という。

なお、人権擁護委員は、法務大臣が委嘱した民間の人たちであり、法務局・地方法務局等と連携しながら、全国各地で人権啓発を含む人権擁護活動を行っている。人権擁護委員制度は、

様々な分野の人たちが、地域の中で人権尊重思想を広め、住民の人権が侵害されないよう配慮し、人権を擁護していくことが望ましいという考えから創設されたものであり、諸外国にも例を見ないものである。

## (2) 法務省の人権擁護機関が行う啓発活動

### ア 平成30年度啓発活動重点目標

その時々、社会情勢や人権侵犯事件の動向を勘案して、年度を通じて特に重点的に啓発するテーマを定め、共通の目標の下に組織を挙げて啓発活動を展開している。

平成30年度は、啓発活動重点目標を「《世界人権宣言70周年》みんなで築こう 人権の世紀～考えよう 相手の気持ち 未来へつなげよう 違いを認め合う心～」と定め、21世紀が「人権の世紀」であることを改めて思い起こし、一人一人が人権を尊重することの重要性を正しく認識し、これを前提として他人の人権にも十分配慮した行動をとることができるよう、相手の気持ちを考えることの大切さを一人一人の心に訴えとともに、東京オリンピック・パラリンピック競技大会が開催される2020年に向けて、違いを認め合う心を育み、これを未来へつなげていくための啓発活動を展開した。

また、平成30年度においては、次の17の項目を強調事項として掲げた。

法務省の人権擁護機関は、これらの重点目標等を踏まえながら、全国各地において、講演会、シンポジウム等を開催したほか、テレビ・ラジオ等のマスメディアを活用した啓発活動を行った。

- ① 女性の人権を守ろう
- ② 子どもの人権を守ろう
- ③ 高齢者の人権を守ろう
- ④ 障害を理由とする偏見や差別をなくそう
- ⑤ 部落差別等の同和問題に関する偏見や差別をなくそう
- ⑥ アイヌの人々に対する偏見や差別をなくそう
- ⑦ 外国人の人権を尊重しよう
- ⑧ HIV感染者やハンセン病患者等に対する偏見や差別をなくそう
- ⑨ 刑を終えて出所した人に対する偏見や差別をなくそう
- ⑩ 犯罪被害者とその家族の人権に配慮しよう
- ⑪ インターネットを悪用した人権侵害をなくそう



ポスター「平成30年度啓発活動重点目標」

- ⑫ 北朝鮮当局による人権侵害問題に対する認識を深めよう
- ⑬ ホームレスに対する偏見や差別をなくそう
- ⑭ 性的指向を理由とする偏見や差別をなくそう
- ⑮ 性自認を理由とする偏見や差別をなくそう
- ⑯ 人身取引をなくそう
- ⑰ 東日本大震災に起因する偏見や差別をなくそう

## イ 第70回人権週間

平成30年12月4日から10日（世界人権宣言が採択された人権デー）までの1週間を「第70回人権週間」と定め、関係諸機関及び諸団体の協力の下に、世界人権宣言の意義を訴えるとともに、人権尊重思想の普及高揚を呼び掛ける集中的な啓発活動を展開した。

また、平成30年が世界人権宣言の採択及び人権擁護委員制度の発足から70周年の記念の年に当たることから、人権週間の直前の平成30年12月1日に、東京都千代田区において、「世界人権宣言・人権擁護委員制度70周年記念シンポジウム」を開催した。

（11頁参照）

## ウ 人権擁護委員の日

人権擁護委員法が施行された6月1日を「人権擁護委員の日」と定め、国民に人権擁護委員制度の周知を図るとともに、人権尊重思想の普及高揚に努めている。

平成30年は、人権擁護委員制度が発足して70周年に当たる年であり、平成30年度においても、全国各地で、街頭での啓発活動を行ったほか、テレビ番組やラジオ番組において人権擁護委員の活動について紹介するなど、マスメディアを活用して人権擁護委員制度等の広報に積極的に努めた。

また、6月1日を中心に、全国2,537か所において、全国一斉に人権擁護委員の日特設人権相談所<sup>(注)</sup>を開設した。

（注）「特設人権相談所」は、法務局長又は地方法務局長と人権擁護委員協議会長が、協議の上、日時及び場所を定めて開設する相談所をいい、土曜日、日曜日又は祝日に法務局・地方法務局及びその支局で開設するものや、デパート、公民館、福祉施設等で開設するものがある。

## エ 全国中学生人権作文コンテスト

次代を担う中学生を対象に、人権問題についての作文を書くことによって、人権尊重の重要性、必要性についての理解を深めるとともに豊かな人権感覚を身に付けるこ



ポスター「人権擁護委員制度」

と、及び入賞作品を国民に周知広報することによって、広く一般に人権尊重意識を根付かせることを目的として、毎年、「全国中学生人権作文コンテスト」を実施している。

38回目を迎えた平成30年度は、7,342校から、日常の家庭生活、学校生活等の中で得た体験を基に、基本的人権を守ることの重要性についての考えをまとめた93万3,992編の応募があった。多くの中学生が、人権について理解を深め、豊かな人権感覚を身に付けるよい機会となっている。中央大会における主な受賞作品は次のとおり。

内閣総理大臣賞 岡山県・岡山県立岡山操山中学校2年 小西 珠生 さん

「学ぶことは生きること」

法務大臣賞 熊本県・天草市立本渡中学校1年 松本 華英 さん

「弟が教えてくれたこと」

文部科学大臣賞 山口県・防府市立桑山中学校3年 澁澤 佳奈実 さん

「待つ」

世界人権宣言70周年記念賞 佐賀県・白石町立白石中学校3年 小川 一花 さん

「自分の種類とその性別」

これらの内閣総理大臣賞等の主な入賞作品については、「第38回全国中学生人権作文コンテスト入賞作文集」として冊子に編集し、中学校、市区町村、図書館等に配布するとともに、法務省ホームページに掲載して、人権啓発の資料として幅広く活用している。

また、法務省において平成30年12月27日に中央大会表彰式を行うとともに、法務局・地方法務局において人権週間を中心として地方大会表彰式を開催し、作品の内容を周知した。



第38回全国中学生人権作文コンテスト中央大会表彰式



受賞者とその御家族



第38回全国中学生人権作文コンテスト入賞作文集

さらに、優秀作品を世界に発信することを目的として、第38回大会の優秀作品4作品について、英語に翻訳の上、コンテストの紹介文と共に法務省ホームページ（英語版）に掲載した。

## オ 人権教室

「人権教室」は、いじめ等について考える機会をすることによって、子どもたちが相手への思いやりの心や生命の尊さを体得してもらうこと等を目的とし、全国の人権擁護委員が中心となって実施している人権啓発活動である。

小・中学生等を対象に、「人権の花運動」（12頁参照）における学校訪問や道徳科の授業等を利用して、アニメーション形式による啓発ビデオや紙芝居・絵本等、子どもたちが興味を持ちやすいように工夫した教材を活用することにより、人権尊重思想について子どもたちに分かりやすく理解してもらう内容となるように努めている。また、近年は、園児や児童生徒に加え、大学生を対象としたり、企業研修等において大人を対象としたりして実施している。

平成30年度は、2万3,977回、110万8,404人を対象に行われた。

人権教室実施状況	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
実施回数	19,871	20,946	21,968	22,907	23,977
参加者数	796,748	856,935	922,731	997,815	1,108,404

（法務省人権擁護局の資料による）



人権教室

## カ 人権擁護功労賞

人権擁護委員の活動等を通じて関わりのある企業や特定非営利活動法人（以下「NPO法人」という。）等の団体及び個人並びに共生社会（ユニバーサル社会）の実現に向けた活動を行っている団体及び個人の中から、人権擁護上、顕著な功績があったと認められた者に対し、法務大臣と全国人権擁護委員連合会会長が表彰を行っている。

平成30年度の受賞者は、次のとおりである。

法務大臣表彰状

株式会社秋田魁新報社（秋田県秋田市）

株式会社奈良新聞社（奈良県奈良市）

	株式会社高知新聞社（高知県高知市）
法務大臣表彰状(ユニバーサル社会賞)	北澤 豪 氏 加藤 啓太 氏
全国人権擁護委員連合会会長表彰状	株式会社京都パープルサンガ 京都サンガF.C.(京都府京都市) 株式会社大分フットボールクラブ(大分県大分市)
法務大臣感謝状	とげぬき地蔵尊高岩寺（東京都豊島区） 高幡不動尊金剛寺（東京都日野市）
全国人権擁護委員連合会会長感謝状	日本放送協会神戸放送局・株式会社サンテレビジョン・ 株式会社ラジオ関西（兵庫県神戸市，三社合同受賞） 株式会社ウォーク岡山シーガルズ(岡山県岡山市)



平成30年度人権擁護功労賞

### (3) 法務省が公益法人，地方公共団体へ委託して行う啓発活動

#### ア 公益財団法人人権教育啓発推進センターが行う啓発活動(人権啓発活動中央委託事業)

##### (ア) 公益財団法人人権教育啓発推進センター

公益財団法人人権教育啓発推進センター（以下「人権教育啓発推進センター」という。）は，人権教育・啓発活動の中核となるナショナルセンターとしての役割を果たすべく，人権に関する総合的な教育・啓発及び広報を行うとともに，人権教育・啓発についての調査，研究等を行っている。

##### (イ) 平成30年度に人権教育啓発推進センターへ委託した啓発活動

###### ① 人権啓発リーフレットの作成

- ・「世界人権宣言70周年」（世界人権宣言の意義等を周知・啓発し，人権尊重思想の普及高揚を図ることを目的としたリーフレット）
- ・「あなたは大丈夫？考えよう！インターネットと人権（三訂版）」（インターネット・リテラシーの向上等を目的としたリーフレット）

###### ② 人権啓発教材の作成

- ・冊子「障害のある人と人権～誰もが住みよい社会をつくるために～」(障害のある人に対する偏見や差別をなくすとともに，障害のある人が活躍するために

必要なこと、私たちが意識すべきことについて考えてもらうことを目的とした冊子)

- ・ビデオ「障害のある人と人権～誰もが住みよい社会をつくるために～」(障害のある人に対する偏見や差別をなくすとともに、障害のある人が活躍するために必要なこと、私たちが意識すべきことについて考えてもらうことを目的としたDVD)
- ③ 人権シンポジウム等の開催
  - ・ハンセン病に関する「親と子のシンポジウム」  
平成30年7月21日 青森県青森市(56頁参照)  
テーマ「世界人権宣言70周年を機に考える」
  - ・人権シンポジウム  
平成30年11月10日 高知県高知市  
テーマ「震災と人権～人権に配慮した被災者支援・避難所運営の在り方—私たちにできること—」
  - ・世界人権宣言・人権擁護委員制度70周年記念シンポジウム  
平成30年12月1日 東京都千代田区  
テーマ「未来へつなげよう 違いを認め合う心」
  - ・インターネット人権フォーラム  
平成31年1月19日 神奈川県横浜市  
テーマ「インターネットと人権～あなたの子どもの被害者にさせないために～」
- ④ 夏休み自由研究大作戦(東京会場)へのイベントブースの設置  
平成30年7月26日～28日 東京都江東区  
テーマ「人権ってなんだろう？」
- ⑤ 地方公共団体等の人権啓発行政に携わる職員を対象にして、その指導者として必要な知識やスキルを習得させることを目的とした「人権啓発指導者養成研修会」の実施(3回)(88頁参照)
- ⑥ 人権週間を中心に、年間を通じて人権啓発活動の意義を周知するため、全国規模での広報を実施
- ⑦ 「人権ライブラリー」(ホームページ<http://www.jinken-library.jp/>)の運営等
- ⑧ 「人権に関する国家公務員等研修会」の開催(2回)(82頁参照)

## イ 地方公共団体が行う啓発活動(人権啓発活動地方委託事業)

### ア) 人権啓発活動地方委託事業

人権啓発活動地方委託事業(以下「地方委託事業」という。)は、都道府県及び政令指定都市等を委託先とし、全ての人権課題を対象とした幅広い人権啓発活動の実施を委託する事業であり、講演会、研修会、資料作成、スポットCM、インターネットバナー広告、新聞広告、地域総合情報誌広告等を実施している。

(イ) 地域人権啓発活動活性化事業

法務省の人権擁護機関，都道府県，市区町村，公益法人等の人権啓発活動を実施する主体間の横断的なネットワークである「人権啓発活動ネットワーク協議会」(87頁参照)との連携の下に実施される地方委託事業を特に「地域人権啓発活動活性化事業」と称している。平成30年度は，同事業として，住民に親しみやすく，かつ，参加しやすい要素を取り入れながら，人権の花運動<sup>(注)</sup>，スポーツ組織と連携・協力した啓発活動(87頁参照)，地域の民間団体と連携した人権ユニバーサル事業等の地域に密着した多種多様な人権啓発活動を実施した。

(注) 人権の花運動は，児童が協力して花の種子，球根等を育てることによって，生命の尊さを実感し，その中で，豊かな心を育み，優しさと思いやりの心を体得することを目的とし，全国の人権擁護委員が中心となって実施している，主に小学生を対象とした人権啓発活動である。

この活動では，育てた花を父母や社会福祉施設に届けたりすることなどにより，一層の人権尊重思想の普及高揚を図っている。

平成30年度は，3,794校の学校等において，43万9,470人を対象に行われた。

人権の花運動実施状況	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
参加学校(団体)数	3,816	3,669	3,823	3,870	3,794
参加者数	483,788	470,540	481,863	478,113	439,470

(法務省人権擁護局の資料による)



人権の花運動

(4) 中小企業・小規模事業者の産業に関わりの深い業種等に対する啓発活動

経済産業省では，産業界向けに，平成30年度は，企業の社会的責任の観点から，企業活動における様々な人権問題等に関する講演会やシンポジウムを全国で開催し，経済界の役職員等の人権意識の涵養<sup>かん</sup>を図った(開催回数：90回，総参加人数：8,687人)。

また，併せて，企業の社会的責任や情報モラルに係る啓発活動の参考となるべきパンフレットを経済団体や企業等に配布した。





パンフレット「平成29年度『企業の社会的責任と人権』セミナー概要」



平成30年度「企業の社会的責任と人権」セミナー

## トピックス

### 企業と人権に関する法務省の人権擁護機関の取組

#### 1 企業と人権の関わり

企業は、雇用を創出し、社会に豊かさと活力を生み出す上で、大きな役割を果たしています。企業の活動は、市民社会の多くの部分に深く関わっており、企業なくして現在の私たちの生活はもはや成り立たないと言えるでしょう。

一方で、長時間労働による過労死、セクハラやパワハラなどのハラスメント（嫌がらせ）、不当な差別など、社内で発生する様々な「人権問題」がメディア等で大きく取り上げられています。

また、近年では、社内における人権問題だけでなく、社外の人権問題にも目を向けなくてはならない時代となりました。例えば、海外では、取引先等の工場で児童を雇っていたことが判明した企業の製品の不買運動が起こったり、劣悪な労働環境で働かされていた労働者によるデモが起こり製品の生産ができなくなったりしています。そこで、世界の各企業は、企業の社会的責任(CSR)や、人権を含めた環境・社会・ガバナンス(Environment, Social, Governance)を重視する傾向を強め、投資家の側も、長期的な観点から企業の持続可能性を重視し、これまで非財務情報と考えられていたこれらESGの要素に重点を置くようになっていきます(いわゆるESG投資など)。

今や人権や環境等にしっかりと配慮することは、企業の存続に必須の時代となったと言っても過言ではありません。このように、企業には、社内における人権問題と同時に、仕入れ先等の取引先などにある人権上の課題をも把握・克服していくことが求められており、それが長期的な企業の社会的評価につながるようになります。

国際的にも、企業が人権を尊重し、社会に対して責任を果たしていこうという考

え方が広く浸透してきています。

平成11年、国連のコフィー・アナン事務総長（当時）は「国連グローバルコンパクト」を提唱しました。これは企業が守るべき「人権」「労働」「環境」「腐敗防止」に関する10原則を掲げたもので、世界中から約1万3千（平成30年1月現在）の企業・団体が参加しています。

また、平成22年には、国際標準化機構（ISO）によって、ISO26000が発行されました。これはあらゆる団体を対象とした社会的責任（SR）に関する世界で初めての国際規格で、広く世界中で活用されています。このISO26000でも人権の尊重は7つの原則の1つに掲げられています。

平成23年には、国連で「ビジネスと人権に関する指導原則」が作られ、ビジネスにおける人権尊重の指針として、世界中の人権に関する取組や行動に影響を与えています。

さらに、平成27年に国連サミットにおいて採択された持続可能な開発目標（SDGs（Sustainable Development Goals））では、持続可能で多様性と包摂性のある社会を実現するため、2030年までに達成すべき国際的な目標が掲げられ、その達成には企業の貢献が決定的に重要とされています。

このような国内外の動向を踏まえて、「人権」の観点から企業活動を見直そうとする動きが高まっており、人権尊重の考え方を積極的に企業方針に採り入れたり、職場内で人権に関する研修を行ったりする企業も増えてきています。

## 2 企業の人権研修に関する取組

### (1) 企業における人権研修に講師を派遣

全国の法務局・地方法務局において、企業等からの要望に応じて、講師として人権擁護委員や法務局職員を派遣し、指導者向け又は一般の指導者向けの人権研修を実施しています。

### (2) 人権啓発冊子・ビデオの配布・貸出

企業における人権研修で活用することができる人権啓発冊子・ビデオ（3参照）を全国の法務局・地方法務局で配布・貸出しているほか、これらの資料を法務省のホームページ（[http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken04\\_00188.html](http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken04_00188.html)）上でも公開しています。

## 3 人権啓発冊子・ビデオの紹介

「企業と人権～職場からつくる人権尊重社会」

企業内で問題となることの多い人権課題（ハラスメント（セクハラ・パワハラ）、性的指向・性自認、障害のある人、外国人及びえせ同和行為）について、ドラマ形式で分かりやすく紹介した啓発教材であり、啓発冊子とそれに対応したビデオ教材

を作成しています。



ビデオ教材  
企業と人権～職場からつくる人権尊重社会



冊子

企業と人権～職場からつくる人権尊重社会

#### (5) 国際的な取組に関する啓発活動

平成31年3月23日及び24日に、我が国が国内外で取り組んでいる「女性が輝く社会」の実現を更に推進するため、国際女性会議WAW！（World Assembly for Women）を東京にて開催した。5回目の開催となる今回はW20と同時開催し、「WAW！ for Diversity」をテーマに日本及び国際社会が抱える今日的課題について包括的かつ多角的に議論し、2日間合わせて約3千人が参加した。

### トピックス

#### SDGs達成に向けた我が国の取組

持続可能な開発目標（SDGs（Sustainable Development Goals））は、平成27年の国連サミットにて全会一致で採択された国際目標です。SDGsは、「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会を実現すべく、17のゴール及び169のターゲットを定めています。SDGsに掲げられた目標は、貧困や保健、気候変動等多岐に渡っており、中でも人権分野は、SDGsの17ゴールの多くに関連しています。

SDGsが採択される以前は、その前身としてミレニアム開発目標（MDGs（Millennium Development Goals））がありました。MDGsは平成13年に策定され、主に発展途上国向けの開発目標として、平成27年を期限とする8つのゴールが設定されていました。MDGsは、一定の成果を上げつつも、乳幼児や妊産婦の死亡率削減等、一部の分野では未達成の部分も残されました。加えて、世界がMDGsの達成に向けて取り組んでいるさなかにも、環境問題や気候変動の深刻化、国内や国際間の格差拡大といった、相互に絡み合うグローバルな課題が新たに顕在化してきました。更に、ステーク

ホルダーとして民間企業や非政府組織（以下「NGO」という。）の役割が拡大する等、国際社会を取り巻く状況が大きく変化しました。

SDGsは、このような時代の変化に対応する形で、途上国だけでなく先進国を含む国際社会全体が行動するという普遍性を有するとともに、政府や一部の専門家に限らず、民間企業や地方自治体、NGO/NPO法人や学術団体等、あらゆるステークホルダーが重要な役割を担う参画型の目標となっています。

我が国は、SDGsの採択後、まず国内の基盤整備を行いました。具体的には、内閣総理大臣を本部長、全閣僚を構成員とする「SDGs推進本部」を設置し、政府が一丸となってSDGsに取り組む体制を整えました。同時に、SDGs達成の上で重要となる多様なステークホルダーとの連携も十分に図れるよう、広範な関係者（行政、民間セクター、NGO・NPO法人、有識者、国際機関、各種団体等）から構成される「SDGs推進円卓会議」を設置しました。

平成30年12月に開催されたSDGs推進本部第6回会合では、①官民を挙げたSDGsと連動する「Society5.0」の推進、②SDGsを原動力とした地方創生、③SDGsの担い手としての次世代・女性のエンパワーメントを3本柱とした「SDGsアクションプラン2019」を決定しました。人権分野でも、ビジネスと人権に関する国別行動計画（NAP（National Action Plan））や女性に対する暴力撲滅、心のバリアフリーの推進等、多くの取組が同アクションプランに掲載されています。

平成31年・令和元年は、我が国がG20、TICAD7（アフリカ開発会議）を主催し、また9月には国連で初のSDGs首脳級会合を控えており、SDGs達成に向けた重要な一年と言えます。「SDGsの力強い担い手たる日本」の姿を国際社会に示し、リーダーシップを発揮することができるよう、引き続きあらゆるステークホルダーと協働し、叡智を最大限に結集させながら、SDGsの達成に向けて邁進していく決意です。



SDGsロゴ



SDGs会合で発言する安倍総理

# 人権課題に対する取組

## 1 女性

男女平等の理念は、憲法に明記されており、法制上も「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」（昭和47年法律第113号。以下「男女雇用機会均等法」という。）等において、男女平等の原則が確立されている。しかし、現実には今なお、「男は仕事、女は家庭」といった男女の役割を固定的に捉える意識が社会に根強く残っており、家庭や職場において様々な男女差別が生じている。

また、性犯罪、配偶者等からの暴力、職場等におけるセクシュアルハラスメントや妊娠・出産等を理由とする不利益取扱い等の問題も近年多く発生している。

我が国が締約国となっている「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」（昭和60年条約第7号。以下「女子差別撤廃条約」という。）は、男女の完全な平等の達成に貢献することを目的として、女子に対するあらゆる差別を撤廃することを基本理念とし、締約国に対し、政治的及び公的活動並びに経済的及び社会的活動における差別の撤廃のために適切な措置をとることを求めている。

国内においては、平成11年6月に施行された「男女共同参画社会基本法」（平成11年法律第78号）に基づき「男女共同参画基本計画」を策定しており、平成27年12月には、現行の「第4次男女共同参画基本計画」を策定した。女性に対する暴力等への取組については、平成13年に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（平成13年法律第31号）が施行されて以降、同法に基づき、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等のための施策を推進している。また、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（平成27年法律第64号。以下「女性活躍推進法」という。）により、国、地方公共団体、常時雇用する労働者の数が301人以上の事業主は、女性の活躍状況の把握・課題分析、数値目標を掲げた行動計画の策定、策定した行動計画及び女性の活躍状況に関する情報の公表等を義務付けられている。

法務省の人権擁護機関では、法務局・地方法務局又はその支局や特設の人権相談所において相談に応じており、人権侵害の疑いのある事案を認知した場合は、人権侵犯事件として調査を行い、事案に応じた適切な措置を講じている。法務省の人権擁護機関が女性に対する暴行・虐待に関して、新規に救済手続を開始した人権侵犯事件の数は、次のとおりである。

人権侵犯事件数（開始件数）	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
女性に対する暴行・虐待	2,043	1,884	1,776	1,386	1,182

（法務省人権擁護局の資料による）

平成30年度を取組は、以下のとおりである。

(1) **男女共同参画の視点に立った様々な社会制度の見直し、広報・啓発活動の推進**

ア 内閣府では、行政相談委員及び人権擁護委員並びに都道府県及び政令指定都市担当者（合計121人）を対象に、男女共同参画に関する諸課題について理解を深め、苦情の処理に係る知識・技能の向上を図ることを目的とする苦情処理研修を実施した。

そのほか、我が国の男女共同参画に関する取組を広く知らせるため、男女共同参画の総合情報誌「共同参画」を発行しているほか、ホームページ、メールマガジン、SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）サイト（Facebook）を活用して、充実した情報を迅速に提供する体制の整備を図るなど、多様な媒体を通じた広報・啓発活動を推進している。さらに、配偶者からの暴力の被害者支援に役立つ法令、制度及び関係機関についての情報等を収集し、内閣府のホームページを通じ、外国語版も含め提供している。

平成28年4月に全面施行された女性活躍推進法に基づき、国・都道府県・市区町村においては、行動計画の策定や女性活躍情報の公表などの取組を進めている。内閣府では、策定された行動計画や女性活躍情報を一覧化して掲載した「女性活躍推進法「見える化」サイト」（平成28年9月開設）の充実等により女性活躍情報の「見える化」の徹底と活用の促進に努めている。さらに、女性活躍推進法に基づき、地方公共団体が策定する地域の女性の職業生活における活躍についての推進計画による取組について、地域女性活躍推進交付金等により支援を行った。

イ 男女共同参画推進本部決定により、毎年6月23日から29日までの1週間を「男女共同参画週間」としている。平成30年度も例年と同じく、「男女共同参画社会づくりに向けての全国会議」を開催するとともに、「男女共同参画社会づくり功労者内閣総理大臣表彰」及び「女性のチャレンジ賞」等の表彰を実施した。

また、女性が活躍できる職場環境の整備を推進するため、役員・管理職への女性の登用に関する方針、取組及び実績並びにそれらの情報開示において顕著な功績があった企業を表彰する「女性が輝く先進企業表彰」を平成26年度から実施している。平成30年度の表彰は平成30年12月に実施した。

ウ 厚生労働省では、ポジティブ・アクション（男女労働者間に事実上生じている格差を解消するための企業の自主的かつ積極的な取組）の推進を図るため、「均等・両立推進企業表彰 表彰式」を平成31年1月に実施するなど、あらゆる機会を捉えて広報・啓発活動を実施している。

また、女性活躍推進法の実効性確保のため、企業等が女性活躍に向けた取組を積極的に実施するよう支援している。さらに、女性活躍推進法に基づく行動計画及び女性の活躍状況に関する情報の公表先として「女性の活躍推進企業データベース」を運用するとともに、企業や女性求職者を始めとした利用者の活用を促進するため、利便性

の向上を図った。

エ 経済産業省では、「新・ダイバーシティ経営企業100選」や「100選プライム」, 「なでしこ銘柄」により, 多様な人材の能力を活かした企業の先進事例を発信することで, 企業の取組を後押ししている(詳細は, 「男女共同参画白書」に記載。)

オ 外務省では, 平成31年3月23日及び24日に, 我が国が国内外で取り組んでいる「女性が輝く社会」の実現を更に推進するため, 国際女性会議WAW!を東京にて開催した。5回目の開催となる今回はW20と同時開催し, 「WAW! for Diversity」をテーマに日本及び国際社会が抱える今日的課題について包括的かつ多角的に議論し, 2日間合わせて約3千人が参加した。各分科会では, 「技術革新と変容する社会における人材育成」, 「地方活性化と雇用創出・そのためのリーダーシップ」, 「多様性を育てるメディアとコンテンツ」, 「女性の参画と紛争予防・平和構築・復興」, 「多様性を成長に: 企業経営や職場環境」, 「家族の未来: 頼る・活かす・分かち合う」などのトピックについて, 各界のトップリーダーから若者まで幅広い層からの参加を得た議論が行われた。最終日にはWAW!の2日間の議論の成果として, 参加者から出された行動志向の提言を総括文書として取りまとめ, 発表した(15頁参照)。

## (2) 法令・条約等の周知

ア 内閣府では, 国内における男女共同参画社会の実現に向けた取組を行うに当たって, 報告会, 刊行物や内閣府男女共同参画局ホームページ(<http://www.gender.go.jp/>)等を通じ, 男女共同参画に関連の深い各種の条約や, 国際会議における議論等, 女性の地位向上のための国際的規範や, 基準, 取組の指針等の広報に努めている。

平成30年度は, 「男女共同参画推進連携会議企画委員会」の主催による情報・意見交換会として, 国連女性の地位委員会や, G7男女共同参画担当大臣ミーティング, APEC女性と経済フォーラム2018, WAW! / W20等について「聞く会」を開催した。さらに, APEC女性と経済フォーラムや国連女性の地位委員会等の国際会議の概要について, 内閣府男女共同参画局ホームページへの掲載等を行った。

イ 外務省では, 女子差別撤廃条約関連文書や女性の地位向上に関する会議等の関連文書を, 外務省ホームページ(<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/women/index.html>)に掲載し, 広くその内容の周知に努めている。

## (3) 女性に対する偏見・差別意識解消を目指した啓発活動

法務省の人権擁護機関では, 固定的な性別役割分担意識等の女性に対する偏見や差別意識を解消することを目指して, 「女性の人権を守ろう」を強調事項の一つとして掲げ, 講演会等の開催, 啓発冊子等の配布等, 各種啓発活動を実施している。

また, ドメスティックバイオレンス防止をテーマとした啓発ビデオ「虐待防止シリーズドメスティックバイオレンス」や「デートDVって何? ~対等な関係を築くために~」

を、法務局・地方法務局において貸し出しているほか、YouTube法務省チャンネルで配信している。

加えて、セクシュアルハラスメントを含めた職場における各種人権問題について解説した啓発冊子「企業と人権～職場からつくる人権尊重社会～」を作成し、法務局・地方法務局で配布しているほか、同内容を分かりやすく解説した啓発ビデオを貸し出したり、YouTube法務省チャンネルで配信している。

さらに、セクシュアルハラスメントを題材とした腹話術師のいっこく堂氏によるスポット映像「みこさんの本音」及びタレントの麻尋えりか氏によるスポット映像「セクハラ・パワハラ」篇及び「ハラスメント・DV」篇をYouTube法務省チャンネルで配信している。

#### (4) 男女平等を推進する教育・学習、女性の生涯学習機会の充実

文部科学省では、男女共同参画社会の形成のため、学校教育において、児童生徒の発達の段階に応じて、社会科、家庭科、道徳、特別活動等を通じて、男女の平等や男女相互の理解と協力等についての指導が充実されるよう、学習指導要領の一層の周知・徹底を行った。

また、学びを通じた女性の社会参画を促進するため、平成29年度から実施している「男女共同参画のための女性の学び・キャリア形成支援事業」において、大学等、地方公共団体及び男女共同参画センター等の関係機関が連携し、子育て等により離職した女性の学びと再就職・社会参画支援を地域の中で一体的に行う仕組みづくりに関するモデルを構築するため、実証事業を行うとともに、取組の普及啓発を図るため、東京で研究協議会を開催した。

独立行政法人国立女性教育会館は、男女共同参画社会の形成を目指し、地方公共団体、男女共同参画センター、女性団体等における男女共同参画を推進する研修や専門的な調査研究、情報の収集・提供を行っている。

#### (5) 雇用における男女の均等な機会と待遇の確保等のための取組

厚生労働省では、労働者が性別により差別されることなく、また、働く女性が母性を尊重されつつ、その能力を十分発揮することができる雇用環境を整備するため、男女雇用機会均等法に沿った男女均等取扱いやセクシュアルハラスメント及び妊娠・出産等に関するハラスメント防止措置等の徹底について、周知及び指導を行うとともに、事業主と労働者の間に紛争が生じた場合には、円滑かつ迅速な解決を図られるよう援助を行っている。

特に、セクシュアルハラスメント対策については、男女雇用機会均等法の事業主の防止措置義務の範囲に、社外で業務を遂行するに当たって労働者が受けるセクシュアルハラスメント防止も含まれる等についての周知を、各種事業主団体等を通じて行った。



また、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」（平成3年法律第76号）により事業主に対し義務付けられている育児休業・介護休業等に関するハラスメントの防止措置が徹底されるよう、周知及び指導を行うとともに、事業主と労働者の間に紛争が生じた場合には、円滑かつ迅速な解決が図られるよう援助を行っている。

#### (6) 農山漁村の女性の地位向上のための啓発等

女性は、農業就業人口の約半数を占め、農山漁村・農林水産業の担い手として重要な役割を果たしているが、地域の方針決定の場における参画は十分進んでいない状況にある。このため、女性の役割を適正に評価し、その能力が発揮されるよう、農林水産省としても意識啓発に努めており、関係団体による積極的な取組を促した。この結果、農業委員会において、平成30年度については、女性農業委員の割合が11.8%（前年10.6%）（農林水産省調べ）、農業協同組合において、女性役員の割合が8.0%（前年度7.7%）（JA全国農業協同組合中央会調べ）に上昇した。（詳細は「男女共同参画白書」に記載）

さらに、農山漁村女性の役割を正しく理解・評価し、女性の能力の一層の活用を促進するために制定した「農山漁村女性の日」（毎年3月10日）の関連行事として、未来農業DAYS（農山漁村女性活躍表彰及び大地の力コンペ）など、3月上旬を中心に農林水産関係女性団体や地方公共団体による会議・イベントが開催され、男女共同参画に関する気運の醸成が図られた。

#### (7) 女性の人権問題に関する適切な対応及び啓発の推進

男女共同参画推進本部決定により、毎年11月12日から25日（女性に対する暴力撤廃国際日）までの2週間を「女性に対する暴力をなくす運動」期間とし、同期間中、地方公共団体、女性団体その他の関係団体との連携・協力の下、社会の意識啓発等、女性に対する暴力に関する取組を一層強化している。

ア 内閣府では、平成30年度は、女性に対する暴力をなくす運動において、啓発用ポスター及びリーフレットの作成や、運動のシンボルであるパープルリボンにちなんで、東京タワー、東京スカイツリー等をパープルにライトアップするなど、広く国民に対して暴力根絶を呼び掛けた。

また、配偶者からの暴力について相談することができる窓口を知らない被害者を相談機関につなぐため、発信地等の情報から最寄りの配偶者暴力相談支援センター等の相談機関の窓口へ自動転送する「DV相談ナビ」（ナビダイヤル0570-0-55210（全国共通））を実施している。

さらに、官民の配偶者暴力被害者支援の関係者（配偶者暴力相談支援センター長、相談員及び地方公共団体の職員）を対象としたワークショップ等を行う「女性に対する暴力被害者のための官官・官民連携促進事業」を実施し、地域において関係者が連

携した事例や先進的な取組の共有・意見交換等を通じ、配偶者暴力相談支援センターにおける相談対応の質の向上及び被害者支援の充実を図るための都道府県と市町村・行政と民間の更なる連携の促進等を行った。

加えて、女性に対する暴力の加害者及び被害者となることを防止する観点から、若年層に対する効果的な予防啓発を行うため、若年層に対して教育・啓発の機会を持つ教育機関の教職員、地方公共団体において予防啓発事業を担当している行政職員、予防啓発事業を行っている民間団体の職員等を対象として研修を実施した。

また、平成29年度に創設した性犯罪・性暴力被害者支援交付金を活用し、地方公共団体による性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターの全都道府県での設置を達成した。

さらに、性犯罪被害者等が、安心して必要な相談・支援を受けられる環境を整備するために、地方公共団体の職員や性犯罪被害者等の支援を行う相談員を対象とした研修を行う「性犯罪被害者等支援体制整備促進事業」を実施し、好事例を紹介するなどした。

このほか、いわゆるアダルトビデオ出演強要問題や「JKビジネス」問題等の若年層の女性に対する性的な暴力については、平成29年5月、関係府省対策会議において策定した「いわゆるアダルトビデオ出演強要問題・『JKビジネス』問題等に関する今後の対策」に基づき、関係府省による連携の下、更なる実態把握、取締り等の強化、教育・啓発の強化、相談体制の充実、保護・自立支援の取組強化などの取組を推進している。また、前記「今後の対策」において、毎年4月を「AV出演強要・『JKビジネス』等被害防止月間」と位置付け、必要な対策を集中的に実施している。

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
配偶者暴力相談支援センターにおける相談件数	99,961	102,963	111,172	106,367	106,110

(内閣府の資料による)

イ 法務省の人権擁護機関では、専用相談電話「女性の人権ホットライン」(ナビダイヤル0570-070-810(全国共通))を全国の法務局・地方法務局に設置して相談体制の一層の強化を図っている。

平成30年度は、女性に対する暴力をなくす運動期間中の平成30年11月12日から18日までの1週間を、「全国一斉『女性の人権ホットライン』強化週間」とし、平日の相談受付時間を延長するとともに、土曜日・日曜日も開設し、様々な人権問題に悩む女性からの電話相談に応じた。

また、配偶者暴力相談支援センター等関係機関との連携を一層強化し、被害の救済及び予防に努めている。

	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
女性の人権ホットライン相談件数	21,033	21,123	19,306	19,656	19,151

(法務省人権擁護局の資料による)



ポスター  
「女性の人権ホットライン強化週間」



ポスター  
「女性に対する暴力をなくす運動」



DV相談ナビカード (表面)



DV相談ナビカード (裏面)

ウ 「平成30年におけるストーカー事案及び配偶者からの暴力事案等への対応状況について」(警察庁)によれば、平成30年中のストーカー事案の被害者は女性が約9割を占めている。

警察では、若年層のストーカー被害を防止するため、高校生、大学生等を対象に、イラスト等を用いてストーカー被害の態様を説明した教材(パンフレット・DVD等)を活用した防犯教室等を開催しているほか、警察庁においてポータルサイトにより、ストーカー事案に関する情報を発信している。

また、危険性・切迫性が高い事案の被害者等の安全を確保するため、緊急・一時的に被害者等を避難させる必要がある場合に、ホテル等の宿泊施設を利用するための費用について、公費で負担することとしている。

## 2 子ども

我が国が締約国となっている児童の権利条約は、締約国が、適当かつ積極的な方法で同条約の原則及び規定を成人及び児童のいずれにも広く知らせることを約束する旨を規定している(第42条)。

文部科学省が各都道府県教育委員会等を通じて行った平成29年度「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」の結果では、暴力行為の発生件数は6万3,325件と依然として憂慮すべき状況が見られ、また、いじめの認知件数は41万4,378件となり、いじめによる重大な被害が生じた事案も引き続き発生しているなど、教育上の大きな課題となっている。

また、平成30年に警察がいじめに起因する事件で検挙・補導した人員は、229人（対前年比6.5%減）であった。内訳としては、小学生69人（同9.5%増）、中学生112人（同15.2%減）、高校生48人（同4.0%減）となっている。

さらに、法務省の人権擁護機関が調査・処理を行う人権侵犯事件においても、平成30年には、学校におけるいじめ事案が2,955件、教育職員による体罰に関する事案が201件、児童に対する暴行・虐待事案が453件と高水準で推移しており、こうした人権侵害による被害の予防・救済のための取組等が課題となっている。

人権侵犯事件数（開始件数）	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
学校におけるいじめ	3,763	3,883	3,371	3,169	2,955
教育職員による体罰	574	494	448	263	201
児童に対する暴行・虐待	802	699	586	486	453

（法務省人権擁護局の資料による）

平成30年度の実績は、以下のとおりである（「児童虐待防止のための取組」については、特集に掲載）。

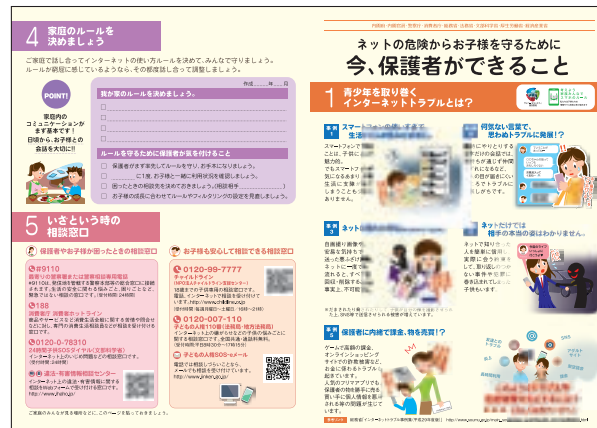
#### (1) 子どもが人権享有主体として最大限尊重されるような社会の実現を目指した啓発活動

法務省の人権擁護機関では、子どもが基本的人権の享有主体として最大限に尊重されるような社会の実現を目指して、「子どもの人権を守ろう」を強調事項の一つとして掲げ、講演会等の開催、啓発冊子等の配布等のほか、人権擁護委員が中心となって、人権教室（9頁参照）、人権の花運動（12頁参照）、スポーツ組織と連携・協力した啓発活動（87頁参照）等、各種啓発活動を実施している。

加えて、内閣府を始め関係省庁では、地方公共団体、関係団体、関係事業者などと連携し、毎年、2月から5月にかけて、スマートフォンやソーシャルメディアの安全・安心な利用のための啓発活動を集中的に実施する、「春のあんしんネット・新学期一斉行動」を展開している。

なお、平成29年10月に発覚した座間市における事件の再発防止策として、例年の取組を前倒しし、フィルタリングの利用促進及びインターネットリテラシーの向上に重点を置いた啓発活動等の取組を一層強力に推進する、「あんしんネット 冬休み・新学期一斉緊急行動」を実施した（平成29年12月から平成30年5月まで）。

内閣府を始め関係省庁では、期間中、ラジオ・BSテレビ・インターネット等の様々な広報媒体を通じた啓発活動等の取組を集中的に展開した。



リーフレット「ネットの危険からお子様を守るために今、保護者ができること」

## (2) 学校教育及び社会教育における人権教育の推進

ア 文部科学省では、学習指導要領において、「確かな学力」、「豊かな心」、「健やかな体」（知・徳・体）のバランスのとれた「生きる力」を育むことを目指している。平成29年3月に公示した新学習指導要領においても、その趣旨は受け継がれており、「生きる力」の理念をより一層具体化して確実に育成することを求めている。

「豊かな心」の育成に関しては、道徳において、善悪の判断等の内容を扱うとともに、体験活動等を生かすなどの充実を図っている。

また、豊かな人間性や社会性を育む観点から、健全育成のための体験活動推進事業や、学校教育における人権教育を推進するための人権教育研究推進事業、学校における人権教育の在り方等に関する調査研究等を実施した（2頁参照）。

社会教育においては、専門的職員である社会教育主事の養成講習等において、人権問題等の現代的課題を取り上げ、指導者の育成及び資質の向上を図っている。

イ 厚生労働省では、毎年5月5日の「子どもの日」から11日までの1週間を「児童福祉週間」と定め、子どもの健やかな成長、子どもや家庭を取り巻く環境について国民全体で考えることを目的に、国、地方公共団体、関係団体、企業、地域社会等が連携して、全国で様々な行事、取組を行っている。

平成30年度は、児童福祉週間の標語を全国公募し、最優秀作品として選定された「あと一歩 力になるよ その思い」を児童福祉週間の象徴として、児童福祉の理念の普及・啓発を図った。



ポスター「児童福祉週間」

### (3) いじめ・暴力行為等に対する取組の推進

ア いじめの問題は依然として大きな社会問題となっている。こうした状況の中、平成25年6月の「いじめ防止対策推進法」（平成25年法律第71号）の成立を受け、文部科学省では、同年10月11日、「いじめの防止等のための基本的な方針」（以下「国のいじめ防止基本方針」という。）を策定した。

また、「いじめの防止等に関する普及啓発協議会」を開催するなど、いじめ防止対策推進法及び国のいじめ防止基本方針の周知徹底を図ることに取り組んでいる。

このほか、教育再生実行会議の第一次提言及びいじめ防止対策推進法を踏まえ、いじめの未然防止、早期発見・早期対応や教育相談体制の整備及びインターネットを通じて行われるいじめへの対応を充実するため、平成25年度から「いじめ対策等総合推進事業」（平成29年度から「いじめ対策・不登校支援等総合推進事業」と名称変更）を実施している。

また、国のいじめ防止基本方針に基づき、文部科学省の「いじめ防止対策協議会」において、法の施行状況の検証を行い、平成28年11月に「いじめ防止対策推進法の施行状況に関する議論のとりまとめ」の提言を受けた。この提言を踏まえ、平成29年3月に国のいじめ防止基本方針を改定した。なお、当該基本方針においては、学校や学校の設置者が法務省の人権擁護機関との連携を図ることや、平素から、関係機関の担当者の窓口交換や連絡会議の開催等の体制整備を図るなどの情報共有体制を構築していくことが必要であることを記載している。このほか、平成31年1月、子ども自身の主体的な活動の中核となるリーダーを育成するとともに、全国各地での多様な取組の実施を一層推進するため、「全国いじめ問題子供サミット」を開催した。

暴力行為について、未然防止と早期発見・早期対応に教職員が一体となって取り組むことや家庭・地域社会等の理解を得て地域ぐるみでの取組を推進すること、暴力行為等の問題行動を繰り返す児童生徒に対して、警察等の関係機関と連携した取組を推進し、き然とした指導を粘り強く行うなどの的確な対応をとることを学校、教育委員会等に要請した。

また、いじめ、暴力行為等、問題を抱える児童生徒が適切な相談等を受けることができるよう、児童生徒の心理に関して高度に専門的な知識及び経験を有するスクールカウンセラーを配置するとともに、福祉の専門的な知識や技術を有するスクールソーシャルワーカーを配置するなど、学校内の教育相談体制の整備を支援している。さらに、平成30年度は、「いじめ対策・不登校支援等総合推進事業」において、児童生徒の問題行動等の未然防止や早期発見・早期対応につながる効果的な取組の実践等について調査研究を行った。

さらに、夜間・休日を含め24時間いつでも子どものSOSを受け止めることができるよう、通話料無料の「24時間子供SOSダイヤル（0120-0-78310）」を整備している。

加えて、近年、若年層の多くが、SNSを主なコミュニケーション手段として用いて

いるとともに、SNS上のいじめへの対応も大きな課題となっている状況を受け、いじめを含む様々な悩みに関する児童生徒の相談に関して、SNS等を活用する利点・課題等について検討を行うため、平成29年7月に有識者会議を開催し、平成30年3月、「SNS等を活用した相談体制の構築に関する当面の考え方（最終報告）」を取りまとめた。また、平成30年から地方公共団体に対し、SNS等を活用した児童生徒向けの相談体制の構築を支援している。

イ 警察では、少年相談活動やスクールサポーターの学校への訪問活動等により、いじめの早期把握に努めるとともに、把握したいじめの重大性及び緊急性、被害少年及びその保護者等の意向、学校等の対応状況等を踏まえ、警察として必要な対応をとっていくこととしており、いじめ防止対策推進法の趣旨も踏まえつつ、学校等と緊密に連携しながら、的確な対応を推進している。

また、校内暴力についても、学校等との情報交換により早期把握に努め、悪質な事案に対し厳正に対処するなど、内容に応じた適切な措置と再発の防止に努めている。

ウ 法務省の人権擁護機関では、いじめ等の子どもの人権問題に対応するため、専用相談電話等により、いじめの被害者等からの相談を受け付けている。

また、いじめ等の子どもの人権問題に関する意識を啓発するため、インターネット広告を実施したほか、啓発冊子「『いじめ』させない 見逃さない」を作成し、全国の法務局・地方法務局に配布の上、各種啓発活動で活用しているほか、文部科学省との連携により、学校等と法務省の人権擁護機関の更なる連携強化を図り、人権教室の積極的な実施を始めとする人権啓発活動を推進することで、いじめの防止に取り組んでいる。

エ 厚生労働省では、ひきこもり等の児童について、「ひきこもり地域支援センター」を一次相談窓口として、教育分野との連携を図りつつ、児童相談所や児童養護施設等の機能を十分活用するとともに、家庭環境・養護問題の調整、解決に取り組んでいる。

#### (4) 体罰の問題に対する取組の推進

体罰は、「学校教育法」（昭和22年法律第26号）第11条で禁止されており、児童生徒の心身に深刻な悪影響を与え、力による解決の志向を助長し、いじめや暴力行為等の土壌を生むおそれがあり、いかなる場合でも決して許されない。文部科学省では、平成25年3月に、懲戒と体罰の区別について現場の教員が理解しやすい丁寧な説明を行うことを目的として、体罰と判断される行為や認められる懲戒等の具体例や、部活動指導に当たっての留意事項を示した通知を発出したり、同年5月に運動部活動での体罰等の根絶及び効果的な指導に向けた「運動部活動での指導のガイドライン」を公表したりするなど、体罰の防止に関する取組を実施してきた。さらに、平成30年3月には、「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」、同年12月には、「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」を新たに策定し、校長及び部活動の指導者に対し、生徒の

心身の健康管理、事故防止及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底することについて示した。

また、体罰根絶のためには実態把握に努めることが重要と考えており、平成30年12月には、国公私立学校における体罰の実態についてまとめた調査結果を公表した。この結果では、体罰により懲戒処分等を受けた者は773人で、前年度の838人から、65人減少している。

#### (5) 家庭教育に対する支援の充実

文部科学省では、全ての親が安心して家庭教育を行えるよう、家庭教育支援チームの組織化や、家庭教育支援員の配置等による、身近な地域における保護者への学習機会の提供や相談対応等の家庭教育を支援する活動を実施している。また、「教育と福祉の連携による家庭教育支援事業（訪問型家庭教育支援等）」を全国6地方公共団体に委託して実施し、家庭教育支援チーム等による訪問型の家庭教育支援体制の構築を図った。

平成30年度は、地域で「家庭教育支援チーム」を立ち上げる際、チームの組織づくりが円滑かつ効果的にされるよう必要な視点等を整理した「家庭教育支援チーム」の手引を作成した。

#### (6) 子どもの性被害に係る対策

いわゆる児童ポルノ等、子どもの性被害に係る対策については、平成26年6月、「児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律」（平成11年法律第52号）が一部改正され、法律名が「児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律」に改められ、自己の性的好奇心を満たす目的で児童ポルノ又はその電磁的記録を所持、保管する行為や、ひそかに児童の姿態を描写することにより児童ポルノを製造する行為を処罰する罰則が新設された。同改正法は、平成26年7月に施行され、自己の性的好奇心を満たす目的での児童ポルノの所持等を処罰する規定については、平成27年7月から適用が開始された。

警察では、低年齢児童を狙ったグループ等に対する取締りを強化するとともに、児童の被害の継続・拡大を防ぐため、流通・閲覧防止対策や被害児童の早期発見及び支援に向けた取組を推進している。

さらに、警察庁ホームページにおいて、「STOP！子供の性被害」と題して、児童ポルノ事犯の検挙・被害状況、被害防止対策、児童ポルノ被害の深刻さ等について掲載し、国民意識の向上を図っている。

#### (7) 条約の周知

外務省では、平成6年に締結した児童の権利条約と併せ、武力紛争における児童の関与に関する児童の権利条約の選択議定書及び児童の売買、児童買春及び児童ポルノに関



する児童の権利条約の選択議定書の実施に、内閣府を始めとする関係府省庁と協力して努めており、条文その他の情報を外務省ホームページ（<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/jido/index.html>）に掲載し、その内容の周知に努めている。

平成31年1月、ジュネーブにおいて、我が国が児童の権利条約に基づき平成29年6月に国連に提出した第4回・第5回政府報告に関し、児童の権利委員会による審査が行われ、我が国の代表団は同条約の実施に関する政府の立場や取組について説明した。

文部科学省では、平成22年度から毎年開催する人権教育担当指導主事連絡協議会等において、同条約等の周知を図っている。

## (8) 「人権を大切に作る心を育てる」保育の推進

厚生労働省では、保育所等において、保育所保育指針に基づき、児童の最善の利益を考慮するよう啓発を行うとともに、「人権を大切に作る心を育てる」保育の推進を図り、児童の心身の発達、家庭や地域の実情等に応じた適切な保育の実施を推進している。

## (9) 子どもの人権をめぐる人権侵害事案に対する適切な対応

法務省の人権擁護機関では、①専用相談電話「子どもの人権110番」(フリーダイヤル0120-007-110(全国共通))を設置し、子どもが相談しやすい体制を取っている。取り分け、平成30年8月29日から9月4日までの1週間を「全国一斉『子どもの人権110番』強化週間」とし、平日の相談受付時間を延長するとともに、土曜日・日曜日も開設した。また、②法務省ホームページ上に「インターネット人権相談受付窓口(SOS-eメール)」(<http://www.jinken.go.jp/>)を開設している。さらに、③「子どもの人権SOSミニレター」(便箋兼封筒)を全国の小・中学校の児童生徒に配布するなど、子どもたちがより相談しやすい体制を整備している。



ポスター「子どもの人権110番強化週間」

そして、人権相談等を通じて、いじめや体罰、児童虐待、児童買春、児童ポルノによる被害など、子どもの人権が侵害されている疑いのある事案を認知した場合には、人権侵犯事件として調査を行い、事案に応じた適切な措置を講じている(児童虐待については103頁参照)。

	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
子どもの人権110番相談件数	25,711	25,195	23,317	22,122	21,351

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
子どもの人権SOSミニレター 相談件数	21,578	19,107	16,845	16,005	14,410

(法務省人権擁護局の資料による)



子どもの人権SOSミニレター（小学生向け）

子どもの人権110番を端緒に人権侵犯事件として立件し救済措置を講じた具体例は、以下のとおりである。

#### 事例（保育士の保育園児に対する体罰）

保育園児が保育士から体罰を受けたとして、母親から「子どもの人権110番」を通じて法務局に相談がされた事案である。

法務局が調査した結果、当該保育士が、指導の趣旨で、拳で被害園児の頭を叩いた事実が認められた。

そこで、法務局は、当該保育士に対し、当該行為は指導の限度を超える有形力の行使に該当するものであり、その不当性を強く認識し反省するよう促し、今後、同様の行為を行うことのないよう説示した。

また、保育園の園長に対し、職員の監督、指導を徹底するなど、再発防止に向けた適切な措置を講ずるよう要請した。（措置：説示、要請）

### 3 高齢者

我が国は、平均寿命の大幅な伸びや少子化等を背景として、人口のほぼ4人に1人が65歳以上の者となっている。

このような中、介護者による身体的・心理的虐待や、高齢者の家族等による本人の財産の無断処分等の経済的虐待といった高齢者の人権問題が大きな社会問題となっている。

平成30年度の取組は、以下のとおりである。

### (1) 高齢者についての理解を深め、高齢者が生き生きと暮らせる社会の実現を目指した啓発活動

法務省の人権擁護機関では、高齢者の人権について国民の認識と理解を深めるとともに、高齢者も社会の重要な一員として生き生きと暮らせる社会の実現を目指して、「高齢者の人権を守ろう」を強調事項の一つとして掲げ、講演会等の開催、啓発冊子等の配布等、各種啓発活動を実施している。

また、高齢者虐待防止等をテーマとした啓発ビデオ「虐待防止シリーズ 高齢者虐待」を、法務局・地方法務局において貸し出しているほか、YouTube法務省チャンネルで配信している。

さらに、腹話術師のいっこく堂氏によるスポット映像「高齢者を大切にしよう」をYouTube法務省チャンネルで配信している。

### (2) 高齢者福祉に関する普及・啓発

厚生労働省では、平成30年9月15日の「老人の日」から21日までの1週間を「老人週間」と定め、「国民の間に広く老人の福祉についての関心と理解を深めるとともに、老人に対し自らの生活の向上に努める意欲を促す」という趣旨にふさわしい行事が実施されるよう、関係団体等に対する支援、協力、奨励等を都道府県等に依頼した。また、内閣府、消防庁、全国社会福祉協議会等の主催12団体は、「みんなで築こう安心と活力ある健康長寿社会」を標語とする「平成30年『老人の日・老人週間』キャンペーン要綱」を定め、その取組を支援した。



ポスター「老人の日・老人週間」

### (3) 学校教育における高齢者・福祉に関する教育の推進

学校教育においては、学習指導要領に基づき、児童生徒が高齢社会の課題や高齢者に対する理解を深めるため、ボランティア活動や高齢者との交流等の体験活動の充実が図られている。

### (4) 高齢者の学習機会の充実

平成30年に策定された「高齢社会対策大綱」においては、高齢者を含めた全ての人々が生涯にわたって学習活動を行うことができるよう、学校や社会における多様な学習機会の提供を図り、その成果の適切な評価の促進や地域活動の場での活用を図ることとしており、社会教育施設等においては、高齢者等を対象とした学習機会の提供が行われて

いる。

また、文部科学省では、高齢者が生涯学習を通じて地域づくりに主体的に参画することを促進するため、平成31年2月に東京都千代田区において、学びによる地域課題解決が持続的に行われるための方策や高齢者の社会参画促進のためのノウハウに関する研究成果や各地域の取組事例等を活用して研究協議を行う「学びを通じた地方創生コンファレンス 全国フォーラム」を開催した。

#### (5) 世代間交流の機会の充実

内閣府では、高齢者の社会参加や世代間交流を促進するため、平成30年10月に青森県八戸市、平成31年1月に東京都千代田区において、「高齢社会フォーラム」を開催するなどの事業を実施した。



高齢社会フォーラム

#### (6) ボランティア活動等、高齢者の社会参加の促進

内閣府では、年齢に捉われず、自らの責任と能力において自由に生き生きとした生活を送る高齢者（エイジレス・ライフ実践者）や社会参加活動を積極的に行っている高齢者の団体等を毎年広く紹介しており、平成30年度は、個人58人及び44団体を選考し、高齢社会フォーラム等を通じて、社会参加活動等の事例を広く国民に紹介する事業を実施した。

#### (7) 高齢者の雇用・多様な就業機会確保のための啓発活動

厚生労働省では、求人募集・採用に当たっては、年齢ではなく求職者一人一人の経験や適性、能力等を判断するべきであるとの趣旨から、現在、「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律」（昭和41年法律第132号）により、ハローワークを始め、求人広告、民間の職業紹介会社、インターネット等、全ての求人募集において、厚生労働省令が定める例外事由に該当する場合を除いては、求人の年齢制限を原則禁止し、年齢に関わりなく応募の機会が開かれるよう努めている。

また、60歳以上の高齢者に限定して募集採用する場合には、厚生労働省令が定める例外事由として、年齢制限をすることを許容し、高齢者の雇用を促進することとしている。

#### (8) 高齢者の人権をめぐる人権侵害事案に対する適切な対応

法務省の人権擁護機関では、法務局・地方法務局又はその支局において人権相談に応じており、全国共通人権相談ダイヤル「みんなの人権110番」(ナビダイヤル0570-003-110(全国共通))を設置している。また、高齢者に接する機会が多い社会福祉事業従事者等に対し、人権相談を広報するためのリーフレットを配布したほか、老人福祉施設等の

社会福祉施設において、入所者及びその家族が気軽に相談することができるよう、特設の人権相談所を開設するなどして、相談体制の一層の強化を図っている。人権相談等を通じて、高齢者に対する虐待等人権侵害の疑いのある事案を認知した場合は、人権侵犯事件として調査を行い、事案に応じた適切な措置を講じている。

人権侵犯事件数（開始件数）	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
高齢者に対する暴行・虐待	488	440	437	363	319
高齢者福祉施設における人権侵犯	81	82	57	40	42

（法務省人権擁護局の資料による）

## トピックス

### 認知症に関する我が国の取組

我が国の認知症高齢者の数は、2025年には約700万人、65歳以上の高齢者の約5人に1人に達することが見込まれており、認知症は誰もが関わる可能性のある身近な病気です。認知症の人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域のよい環境で自分らしく暮らし続けることができる社会の実現を目指し、平成27年に12府省庁が共同して策定した「認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）」に基づき、施策を総合的に推進しています。

平成30年度には、認知症の人を支える周囲の人において行われる意思決定支援の基本的考え方（理念）や姿勢、方法、配慮すべき事柄等を整理して示し、これにより、認知症の人が自らの意思に基づいた日常生活・社会生活を送れることを目指す、「認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定支援ガイドライン」の作成、周知などを行っています。

また、認知症についての知識や相談先の周知のため、厚生労働省の老人保健健康増進等事業により、平成27年度に作成された若年性認知症に関する啓発冊子「若年性認知症ハンドブック（改訂版）～若年性認知症と診断された本人と家族が知っておきたいこと」や、平成29年度に作成された認知症と診断された方を対象とする啓発冊子「本人にとってのよりよい暮らしガイド～一足先に認知症になった私たちからあなたへ」を同省ホームページ（[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi\\_kaigo/kaigo\\_koureisha/ninchi/index.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/ninchi/index.html)）に掲載しています。



若年性認知症ハンドブック（改訂版）



本人にとってのよりよい暮らしガイド

## 4 障害のある人

障害のある人を含む全ての人々にとって住みよい平等な社会づくりを進めていくためには、国や地方公共団体が障害のある人に対する各種施策を実施してだけでなく、社会の全ての人々が障害のある人について十分に理解し、必要な配慮をしていくことが求められている。

我が国では、全ての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、平成30年3月に閣議決定した「障害者基本計画（第4次）」に基づき、障害のある人の自立及び社会参加の支援等のための施策の総合的かつ計画的な推進を図っている。

平成28年4月には「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（平成25年法律第65号）が施行され、各行政機関等や事業者において、不当な差別的取扱いの禁止や合理的配慮の提供を始めとする障害を理由とする差別の解消に向けた取組が行われている。

平成29年2月、東京大会を契機として全国のユニバーサルデザインの取組を推進していくため、様々な障害者団体等の参画を得て、ユニバーサルデザイン2020関係閣僚会議を開催し、「ユニバーサルデザイン2020行動計画」を決定した。同行動計画では、障害者権利条約の理念を踏まえ、全ての人々が、障害のある人に対する差別を行わないようにすることを徹底すると定めている。この行動計画を基に、関係省庁等が共生社会の実現に向けた諸政策を推進する中、平成30年12月、第3回関係閣僚会議を開催し、レガシーとしての共生社会の実現に向け、施策の更なる進展を図り取組の加速化を確認した。また、障害者の

視点を施策に反映させる枠組みとして、構成員の過半を障害のある人又はその支援団体が占める「ユニバーサルデザイン2020評価会議（第1回）」を設置・開催した。

また、平成30年12月には、ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策を総合的かつ一体的に推進することを目的とした「ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策の総合的かつ一体的な推進に関する法律」（平成30年法律第100号）が公布・施行され、同法に基づき、平成31年1月、関係行政機関相互の調整を行うための「ユニバーサル社会推進会議」を開催した。

平成30年度の取組は、以下のとおりである。

### (1) 共生社会を実現するための啓発・広報等

障害の有無にかかわらず、国民誰もが相互に人格と個性を尊重し、支え合う「共生社会」の理念の普及を図るため、障害者基本法（昭和45年法律第84号）では、毎年12月3日から9日までの期間を「障害者週間」と定めており、この期間を中心に、国、地方公共団体が民間団体等と連携し、全国各地で様々な行事や取組を集中的に開催している。

内閣府では、障害者週間の実施に当たり、多様な媒体による広報・周知を行ったほか、障害者週間の取組の一環として、全国から募集した「心の輪を広げる体験作文」及び「障害者週間のポスター」の最優秀賞作品に対する内閣総理大臣表彰を実施し、障害者関係団体による一般国民を対象とした障害又は障害者をテーマとするセミナーを開催するなど、障害者週間を契機とした国民意識の向上に向けて取り組んだところである（詳細は、「障害者白書」に記載）。



ポスター「障害者週間」

### (2) 障害を理由とする偏見・差別の解消を目指した啓発活動

ア 法務省の人権擁護機関では、「障害を理由とする偏見や差別をなくそう」を強調事項の一つとして掲げ、講演会等の開催、啓発冊子等の配布等、各種啓発活動を実施している。

啓発冊子「いっしょに学ぼう！障害のある人の人権～パラリンピックへ向けて～」を全国の法務局・地方法務局で配布しているほか、腹話術師のいっこく堂氏によるスポット映像「暮らしやすい社会に」をYouTube法務省チャンネルにおける配信を行っている。

また、障害のある人の人権問題を含めた職場



啓発冊子「いっしょに学ぼう！障害のある人の人権～パラリンピックへ向けて～」

における各種人権問題について解説した啓発冊子「企業と人権～職場からつくる人権尊重社会～」を法務局・地方法務局で配布するとともに、同内容を分かりやすく解説した啓発ビデオを貸し出したり、YouTube法務省チャンネルで配信している。

さらに、平成30年度においては、「障害のある人と人権～誰もが住みよい社会をつくるために～」と題した啓発冊子及び啓発ビデオを作成し、全国の法務局・地方法務局で啓発冊子を配付するとともに、啓発ビデオを貸し出したり、YouTube法務省チャンネルで配信している。

加えて、東京大会の開催に向けた取組の一つとして、経済3団体を中心に設立された「オリンピック・パラリンピック等経済界協議会」と連携し、車椅子体験、パラリンピアンによる講話、障害者スポーツ体験（ボッチャ、車椅子バスケットボール等）などと、障害のある人の人権や「心のバリアフリー」について人権擁護委員が講話をする人権教室とを組み合わせた啓発活動を実施している。



啓発冊子「障害のある人と人権～誰もが住みよい社会をつくるために～」

このほか、平成22年度から、啓発冊子「人権の擁護」を始めとする各種啓発資料に順次音声コードを導入し、視覚障害のある人が利用することができるよう工夫を施している。

イ 厚生労働省では、「身体障害者補助犬法」（平成14年法律第49号）の趣旨及び補助犬の役割等についての一層の周知を目的として、ポスター、パンフレット、ステッカー等の作成・配布や、ホームページ（<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/syakai/hojyoken/>）の開設を行っている。



ステッカー  
「ほじょ犬」



ポスター  
「キミと出会ってから「ありがとう」がふえた」





パンフレット「ほじょ犬 もっと知ってBOOK」



パンフレット「医療機関向け ほじょ犬 もっと知ってBOOK」

### (3) 特別支援教育の充実及び障害のある人に対する理解を深める教育の推進

ア 障害のある子どもについては、障害の状態に応じて、その可能性を最大限に伸ばし、自立と社会参加に必要な力を培うことが重要であり、一人一人の教育的ニーズに最も的確に応える指導を受けることができるよう、特別支援学校、特別支援学級、通級による指導といった多様な学びの場を整備することが大切であり、文部科学省としては、以下のような取組を行っている。

- ① 学習指導要領等改訂における特別支援教育の充実や特別支援教育に関わる教師の資質向上のための事業の実施
- ② 障害のある子どもの学校における日常生活上・学習活動上のサポートを行う「特別支援教育支援員」の配置に関する地方財政措置や、私立学校が障害に応じた教育を実施する上で必要とする設備を整備する経費の一部補助
- ③ 切れ目ない支援体制整備に向けた取組として、地方公共団体が、i 特別な支援を必要とする子どもへの就学前から学齢期、社会参加までの切れ目のない支援体制の整備、ii 特別支援教育専門家等の配置、iii 特別支援教育の体制整備の推進をする場合に要する経費の一部補助
- ④ 障害のある子どもと障害のない子どもとの交流及び共同学習を推進するための事業の実施
- ⑤ 小・中学校における障害に応じた特別の指導（通級による指導）を担当する教員の定数について、平成29年度から基礎定数化し、また、平成30年3月に高校標準法施行令を改正し、平成30年度から公立高等学校における障害に応じた特別の指導（通級による指導）のための加配定数措置を可能とするなど、特別支援教育への対応のための教職員定数の改善

イ 障害のある人が、生涯にわたり自らの可能性を追求できる環境を整え、地域の一員として豊かな人生を送ることができるようにすることが重要である。平成30年3月に閣議決定された第4次障害者基本計画及び同年6月に閣議決定された第3期教育振興基本計画においても、障害者の生涯学習について明記された。

両計画に記載したとおり、文部科学省では、平成30年度より「学校卒業後における障害者の学びの支援に関する実践研究事業」として、学校から社会への移行期や人生の各ステージにおける効果的な学習プログラムや実施体制、関係機関・団体等との連携等に関する実践研究や、障害のある人が一般の生涯学習活動に参加する際の阻害要因や促進要因を把握・分析する調査研究を行っており、研究成果を順次普及することとしている。

また、障害のある人の生涯を通じた多様な学習を支える活動を行う個人又は団体に対し、その功績をたたえる文部科学大臣表彰として、67件の対象者を決定し、平成30年12月には表彰式と事例発表会を開催した。さらに、同年11月には、障害の有無にかかわらずともに学び、生きる共生社会の実現に向けた啓発として、「超福祉の学校

～障害をこえてともに学び、つくる共生社会フォーラム～」を、特定非営利活動法人ピープルデザイン研究所との共催で東京都渋谷区にて開催した。

その他、「学校卒業後における障害者の学びの推進に関する有識者会議」において、おおむね一年間にわたり障害者の生涯学習の推進方策について検討を行い、平成31年3月には「障害者の生涯学習の推進方策について」（学校卒業後における障害者の学びの推進に関する有識者会議報告）を取りまとめた。

今後も、教育、スポーツ、文化芸術の施策全体にわたり、障害のある人の生涯を通じた多様な学びを支援するため、横断的・総合的に取組を推進していく。

#### (4) 障害のある人の雇用の促進等

ア 障害者雇用促進法では、民間企業に対し、一定の割合（障害者雇用率）以上の障害のある人の雇用を義務づけている。障害者雇用率は、社会連帯の理念に基づき、身体障害者、知的障害者又は精神障害者に一般労働者と同じ水準の雇用の場を、各事業主の平等な負担の下に確保することを目的として設定している。障害のある人の雇用については、平成30年6月1日現在における民間企業の雇用障害者数が53万4,769.5人（前年比7.9%増）（重度身体障害者及び重度知的障害者については1人を2人に相当するものとして計上し、雇入れや精神障害者保健福祉手帳を取得してから3年以内の精神障害者を除く短時間労働者については1人を0.5人に相当するものとして計上している。）と15年連続で過去最高を更新し、一層進展している。障害者雇用の取組としては、障害者雇用促進法に基づく障害者差別禁止や合理的配慮の義務に係る啓発・指導等の各種支援策を講じるとともに、毎年9月を「障害者雇用支援月間」として設定し、障害者雇用優良事業所等に対する厚生労働大臣表彰等の啓発活動等を実施し、広く国民に対し障害者雇用の機運の醸成を図っている。平成29年度から、企業内の一般労働者を対象に、精神・発達障害者を温かく見守り、支援する応援者となる「精神・発達障害者しごとサポーター」の育成講座を全国で実施し、精神・発達障害についての正しい理解を促進している。

また、障害のある人の職業的自立の意義を喚起するとともに、事業主及び社会一般の理解と認識を深め、障害者雇用の促進を図ることを目的として、「全国障害者技能競技大会」（アビリンピック）を開催している。直近では、平成30年11月2日から5日までの間、第38回大会が沖縄県、那覇市及び独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構の共催により開催された。

イ 国及び地方公共団体の機関については、民間企業に率先垂範して障害のある人の雇入れを行うべき立場にあり、全ての公的機関における毎年6月1日現在の雇用状況を発表している。また、未達成である機関については、障害のある人の採用に関する計画を作成しなければならないこととされている。平成30年5月以降、各機関からの通報について、障害のある人の範囲の確認が適切に実施されていない疑いが生じたこと

から、同年6月に、厚生労働省から国の各行政機関に対し、平成29年6月1日現在の状況の通報内容について、通報の対象となる障害のある人の範囲について再点検を行うよう依頼し、改めて提出された通報について取りまとめ、同年8月に公表した。再点検の結果、法定雇用率を達成していない機関は、1機関から28機関となった。

多数の国の機関と地方公共団体で法定雇用率を達成していない状況であったことが明らかになったことから、政府においては、政府一体となって今般の事態に対応するため、平成30年8月28日、「公務部門における障害者雇用に関する関係閣僚会議」を設置し、その下に「公務部門における障害者雇用に関する関係府省連絡会議」を設置し、以下の事項について検討を進めてきた。

- ・今般の事態の検証とチェック機能の強化
- ・法定雇用率の速やかな達成に向けた計画的な取組
- ・国・地方公共団体における障害者の活躍の場の拡大
- ・公務員の任用面での対応

また、事案の実態や原因を明らかにするため、平成30年9月7日、弁護士や行政監察、障害者施策に関する有識者等によって構成される「国の行政機関における障害者雇用に関する検証委員会」を設置し、検証を行った。検証委員会の報告書においては、厚生労働省（職業安定局）の問題と各行政機関側の問題とがあいまって、大規模な不適切計上が長年にわたって継続するに至ったものと言わざるを得ない等と指摘されている。

連絡会議の議論や検証委員会における検証も踏まえ、閣僚会議として平成30年10月23日、公務部門における障害者雇用に関する基本方針を策定し、再発防止はもとより、法定雇用率の速やかな達成と、障害のある人が活躍できる場の拡大に向け、政府一体となって取り組んできた。

また、基本方針においては、国の行政機関等における障害のある人の任免状況に関する、厚生労働大臣によるチェック機能の強化について、法的整備を視野に入れた検討を行うこととされており、このため、障害のある人の団体も参画する労働政策審議会障害者雇用分科会において、今後の障害のある人の雇用対策の在り方について検討を進め、平成31年2月に民間企業における障害のある人の雇用の一層の促進に関する措置も含めた意見書を取りまとめた。そして、意見書を踏まえて、平成31年3月19日に、障害のある人の活躍の場の拡大に関する措置や国及び地方公共団体における障害者の雇用状況についての的確な把握等に関する措置を講ずることを内容とする障害者雇用促進法の改正法案を第198回国会に提出した。

加えて、公務部門における障害のある人の雇用の取組が、名実ともに民間企業に率先するものとなるよう、改正法案の国会への提出と併せて、平成31年3月19日の閣僚会議において、基本方針に基づく対策の更なる充実・強化のため政府としての取組を取りまとめた。その内容は、①障害者の採用・定着支援等、②対象障害者の不適切計

上に対する是正のための勧告，③各府省等の障害者雇用に係る責任体制の明確化，④各府省等の法定雇用率未達成の場合の予算面での対応についてである。

公務部門における対応に留まらず，社会全体として，障害のある人が希望や能力を活かして活躍できることが極めて重要であり，障害のある人の雇用の促進に着実に取り組むとともに，障害のある人の職業的自立を支援する施策全般において，今後さらなる充実を図っていく。

#### (5) 精神障害者に対する偏見・差別の是正のための啓発活動

厚生労働省では，こころの健康や病気，支援サービスに関する総合サイトである「みんなのメンタルヘルス」や若者を支えるメンタルヘルスサイトである「こころもメンテしよう」，地域住民等に対して精神保健福祉に関する知識の普及等を行う「精神保健福祉普及運動」等を活用して，精神疾患についての正しい理解が広まるよう，情報発信を行っている。

平成30年度は，10月15日から21日までの間，「第66回精神保健福祉普及運動」を実施し，各地方公共団体において普及啓発のための講演会等の開催，パンフレットの配布等により，全国的かつ集中的な広報活動を実施した。

また，地域の住民の方々に対して精神障害のある人に対する理解等を促進するため，普及啓発用の映像を作成した。

#### (6) 障害のある人の人権をめぐる人権侵害事案に対する適切な対応

法務省の人権擁護機関では，法務局・地方法務局又はその支局において，人権相談に応じており，全国共通人権相談ダイヤル「みんなの人権110番」(ナビダイヤル0570-003-110(全国共通))を設置している。また，障害のある人に接する機会が多い社会福祉事業従事者や特別支援学校高等部卒業予定者等に対し，人権相談を広報するためのリーフレットを配布したほか，障害者支援施設等の社会福祉施設において，入所者及びその家族が気軽に相談できるよう，特設の人権相談所を開設するなどして，相談体制の一層の強化を図っている。人権相談等を通じて，障害のある人に対する差別，虐待等の人権侵害の疑いのある事案を認知した場合は，人権侵犯事件として調査を行い，事案に応じた適切な措置を講じている。

人権侵犯事件数(開始件数)	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
障害者に対する差別待遇	263	265	286	272	235
障害者福祉施設における人権侵犯	93	77	63	49	40

(法務省人権擁護局の資料による)

#### (7) 障害者虐待防止の取組

障害のある人に対する虐待を防止することは尊厳の保持のために極めて重要であるこ

とに鑑み、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」(平成23年法律第79号)が平成24年10月に施行された。

この法律においては、何人も障害者を虐待してはならないことや、虐待を受けたと思われる障害者を発見した場合には速やかに通報すること等が規定されている。地方公共団体は障害者虐待の対応窓口となる「市町村障害者虐待防止センター」や「都道府県障害者権利擁護センター」としての機能を果たすこととされており、各センターでは、障害者虐待の通報・届出の受理に加え、相談や指導・助言を行うほか、国民の理解の促進を図るため、障害者虐待防止の広報・啓発等を行っている。

厚生労働省では、地方公共団体が関係機関との連携の下、障害者虐待の未然防止や早期発見、迅速な対応等を行えるよう、障害者虐待防止対策支援等の施策を通じて、支援体制の強化や地域における関係機関等との協力体制の整備等を図るとともに、障害のある人の権利擁護等に係る各都道府県における指導的役割を担う者の養成研修等を実施している。

また、障害者虐待防止の一層の広報・啓発を目的としてパンフレットを作成し、ホームページ(<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-12200000-Shakaiengokyoku-shougaihokenfukushibu/0000121196.pdf>)で公開している。



パンフレット「わかりやすい障害者虐待防止法パンフレット」

## (8) 発達障害者への支援

ア 厚生労働省では、平成19年12月に、毎年4月2日を「世界自閉症啓発デー」とする決議が国連で採択されたことを受け、一般社団法人日本自閉症協会との共催でシンポジウムを開催するなど、自閉症を始めとした発達障害に関する正しい知識の浸透を図っている。全国各地においても、世界自閉症啓発デーや4月2日から8日までの「発達障害啓発週間」(関係団体等が提唱)において、様々な啓発活動が実施されている。

また、「発達障害情報・支援センター」を設置し、発達障害者支援に関する調査・研究及びウェブサイト等を通じた支援手法の普及や国民の理解の促進を図っている。

近年の共生社会の実現に向けた新たな取組が進められている状況に鑑み、発達障害児者の支援をより一層充実させるための所要の処置を講じる「発達障害者支援法の一部を改正する法律」(平成28年法律第64号)が平成28年5月25日に成立した。本改正



ポスター「世界自閉症啓発デー」

により、国及び地方公共団体がライフステージを通じた切れ目のない支援を実施することや、家族なども含めたきめ細やかな支援を推進し、発達障害児者及びその家族が身近な場所で支援が受けられる体制を構築することなどが定められた。

イ 発達障害の可能性のある児童生徒の多くは通常の学級に在籍しているため、早期に発見し、切れ目のない支援を行うことが大切であるとともに、全ての教職員が発達障害に関する一定の知識・技能を有していることが必要とされている。

文部科学省では、発達障害の可能性のある児童生徒を支援するため、①特別支援教育の視点を踏まえた学校経営構築の方法、②学習上のつまずきなどに対する教科指導の方向性の在り方、③通級による指導の担当教師等に対する研修体制の在り方や必要な指導方法、④学校における児童生徒の多様な特性に応じた合理的配慮の在り方、⑤学校と福祉機関との連携支援、支援内容の共有方法に関する研究等を実施している。

また、平成29年3月には、教育委員会や学校、保護者等に向けた「発達障害を含む障害のある幼児児童生徒に対する教育支援体制整備ガイドライン」を策定し、公表した。

#### (9) 障害者権利条約の締結及び周知

我が国は、平成26年1月20日に障害者権利条約を締結した。この条約の主な内容は、条約の原則（無差別、平等、社会への包容等）、政治的権利、教育・労働・雇用に関する権利、社会的な保障、文化的な生活・スポーツへの参加、国際協力等、幅広いものとなっている。締約国は、この条約が自国について発効後2年以内に、条約に基づく義務を履行するために取った措置及びこれらの措置によりもたらされた進歩に関する包括的な報告を障害者権利委員会に提出することとなっており、平成28年6月、我が国も、障害当事者から構成される「障害者政策委員会」での議論の内容も盛り込み、パブリックコメントを実施した上で、第1回政府報告を作成し、提出した。

また、この条約の実施のためには、障害のある人に関する社会全体の意識が向上することが重要であり、外務省では、関係府省庁とも連携し、条約の概要や意義等について、障害当事者を含む国民全体に対し、分かりやすく、利用しやすいパンフレットやホームページの作成を通じて広報している。

## 5 同和問題（部落差別）

同和問題は、日本社会の歴史的過程で形作られた身分差別により、日本国民の一部の人々が、長い間、経済的、社会的、文化的に低い状態に置かれることを強いられ、同和地区と呼ばれる地域の出身者であることなどを理由に結婚を反対されたり、就職などの日常生活の上で差別を受けたりするなどしている、我が国固有の人権問題である。

この問題の解決を図るため、国は、地方公共団体と共に、昭和44年から33年間、特別措置法に基づき、地域改善対策を行ってきた。その結果、同和地区の劣悪な環境に対する物

的な基盤整備は着実に成果を上げ、一般地区との格差は大きく改善された。

しかしながら、インターネット上の差別書き込み等の事案は依然として存在している。また、いわゆる「えせ同和行為」等の事案も依然として起こっており、同和問題（部落差別）の解決を阻む要因になっている。

平成28年12月16日には部落差別解消推進法が施行された。同和問題（部落差別）については、同法及び附帯決議の趣旨を踏まえつつ、的確に対応していくこととなる。

平成30年度の取組は、以下のとおりである。

### (1) 同和問題（部落差別）に関する差別意識の解消に向けた教育・啓発

法務省の人権擁護機関では、同和問題（部落差別）に関する差別意識の解消のため、「部落差別等の同和問題に関する偏見や差別をなくそう」を強調事項の一つとして掲げ、講演会等の開催、啓発冊子等の配布等、各種啓発活動を実施している。

また、同和問題（部落差別）をテーマにした啓発教材「人権アーカイブ・シリーズ『同和問題～過去からの証言、未来への提言～』（人権教育・啓発担当者向け・証言集及びビデオ）／『同和問題 未来に向けて』（一般向け・ビデオ）」を法務局・地方法務局において貸し出しているほか、YouTube法務省チャンネルで配信している。

加えて、部落差別のない社会の実現に資するため、国民に対し、部落差別解消推進法の施行を周知することを目的とした「部落差別解消推進法リーフレット」を全国の法務局・地方法務局等で配布している。

さらに、タレントの麻尋えりか氏によるスポット映像「出身地等の差別」篇をYouTube法務省チャンネルで配信している。

### (2) 学校教育・社会教育を通じた同和問題（部落差別）の解決に向けた取組

文部科学省では、各都道府県教育委員会等の人権教育担当者を集めた会議において、平成28年12月16日に施行された部落差別解消推進法の趣旨や部落差別を解消するための教育活動等について説明するとともに、法務省による行政説明を行うなど、各種機会を通じて周知を図っている。

また、社会教育では、専門的職員である社会教育主事の資格付与のための講習や社会教育の専門的職員を対象とした研修において、人権教育に関するプログラムを実施しており、人権教育の着実な推進を図っている。

### (3) 公正な採用選考システムの確立

厚生労働省では、企業の採用選考に当たって、人権に配慮し、応募者の適性・能力のみによって採否を決める公正な採用選考システムの確立が図られるよう、雇用主に対して、以下の啓発に取り組んだ。

① 日本経済団体連合会、日本民間放送連盟等の経済・業種別団体446団体に対して、

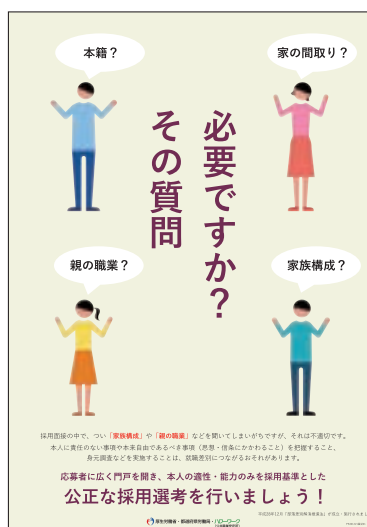


文書により、公正な採用選考の実施について傘下企業への指導を要請

- ② 公正な採用選考についてのパンフレット、リーフレット、ポスター、カレンダー等、各種啓発資料を作成し、事業所に配布
- ③ 中学校、高等学校、大学等の卒業予定者に係る採用選考に合わせて、新聞広報等を通じた啓発活動を実施
- ④ 事業所における公正な採用選考システムの確立について、中心的な役割を果たす「公正採用選考人権啓発推進員」を、一定規模以上の事業所に配置するとともに、各労働局及びハローワークが、同推進員に対して研修会を開催
- ⑤ 従業員の採用選考に影響力のある企業トップクラスに対する研修会を開催



パンフレット  
「公正な採用選考をめざして」



ポスター  
「必要ですか？その質問」

#### (4) 農漁協等関係農林漁業団体職員に対する啓発活動

農林水産省では、農林漁業や農山漁村における同和問題（部落差別）を始めとした広範な人権問題に関する啓発活動を積極的に推進するため、都道府県を通じて農漁協等関係農林漁業団体の職員に対する研修等を実施するとともに、全国農林漁業団体が当該職員等を対象に行う同様の研修等に対する支援を実施した。

#### (5) 隣保館における活動の推進

厚生労働省では、生活上の各種相談事業や人権課題の解決のための各種事業を実施している隣保館の事業に対し支援を行っている。

#### (6) えせ同和行為の排除に向けた取組

政府は、同和問題を口実にして企業や官公署等に不当な利益や義務なきことを求めるえせ同和行為を排除するため、関係府省庁の参加する「えせ同和行為対策中央連絡協議会」を設置し、政府一体となってえせ同和行為の排除の取組を行っている。

ア 法務省では、えせ同和行為の実態を把握するため、昭和62年以降10回にわたりアンケート調査を実施してきたが、平成30年度においては、人権教育啓発推進センターに委託して、平成30年の1年間を調査対象期間として平成31年1月に11回目の調査を実施した（調査結果は、<http://www.moj.go.jp/content/001290375.pdf>）。

また、地方においても、全国50の法務局・地方法務局を事務局として組織されている「えせ同和行為対策関係機関連絡会」に、平成31年4月現在で1,094の国の機関、地方公共団体、弁護士会等が参加し、随時、情報交換のための会議を開くなど、様々な取組を展開している。

加えて、えせ同和行為を含めた各種人権問題について解説した啓発冊子「企業と人権～職場からつくる人権尊重社会～」を作成し、法務局・地方法務局で配布しているほか、同内容を分かりやすく解説した啓発ビデオを貸し出したり、YouTube法務省チャンネルで配信している。

イ 都道府県警察においても、関係機関と連携して、違法行為の取締り等、えせ同和行為の排除対策を推進している。

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
えせ同和行為に関する相談件数	32	18	25	23	14

要求の内容	物品	示談金	融資	寄付金	賛助金	契約	下請	講演会	その他	合計
平成30年度	9	0	0	2	0	0	1	0	2	14
平成29年度	7	2	0	3	4	2	1	0	4	23
平成28年度	6	0	0	3	8	0	1	1	6	25
平成27年度	10	1	0	3	1	1	0	0	2	18
平成26年度	28	0	0	1	0	0	0	0	3	32

（法務省人権擁護局の資料による）

ウ 経済産業省では、産業界向けに「えせ同和行為対策セミナー」を開催するとともに、えせ同和行為に関するリーフレットを配布した。

## （7）同和問題（部落差別）をめぐる人権侵害事案に対する適切な対応

法務省の人権擁護機関では、同和問題（部落差別）をめぐる人権侵害事案に対し、人権相談及び人権侵犯事件の調査・処理を通じ、その被害の救済及び予防を図っている。取り分け、結婚差別、差別発言等を人権擁護上看過することができない事象として捉え、行為者や関係者に対して人権尊重の意識を啓発することによって、自発的・自主的に人権侵害の事態を改善、停止、回復させ、あるいは、将来再びそのような事態が発生しないよう注意を喚起している。

また、関係行政機関からの通報等により、インターネット上で特定の地域を同和地区であると指摘するなどの内容の情報を認知した場合は、その情報の削除をプロバイダ等

に要請するなどしており、このような取組を更に推進するため、平成30年度においては、同和問題（部落差別）の特殊性を踏まえて立件、処理の考え方を整理し、適切な対応に努めている。

人権侵犯事件数（開始件数）	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
同和問題に関する人権侵犯	117	93	78	86	92

（法務省人権擁護局の資料による）

## 6 アイヌの人々

アイヌの人々は、固有の言語や伝統的な儀式・祭事、ユカラなどの多くの口承文芸等、独自の豊かな文化を持っているが、近世以降のいわゆる同化政策等により、今日では、その文化の十分な保存・伝承が図られているとは言い難い状況にある。特に、アイヌ語を理解し、アイヌの伝統等を担う人々の高齢化が進み、これらを次の世代に継承していく上での重要な基盤が失われつつある。

また、アイヌの人々に対する理解が十分ではないため、アイヌの人々に対する偏見や差別が依然として存在している。

平成30年度の取組は、以下のとおりである。

### (1) アイヌの人々に関する総合的な政策の推進

政府は、国連総会で採択された「先住民族の権利に関する国際連合宣言」（平成19年9月）や衆参両院の「アイヌ民族を先住民族とすることを求める決議」（平成20年6月）を受けて内閣官房長官が開催した「アイヌ政策のあり方に関する有識者懇談会」による報告（平成21年7月）を踏まえ、総合的かつ効果的なアイヌ政策を推進するため、内閣官房長官が座長となり、政府、有識者及びアイヌの人々から成る「アイヌ政策推進会議」を開催している（推進会議等の開催経過は、<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/ainusuishin/index.html>）。

アイヌ文化の復興等に関するナショナルセンターとなる「民族共生象徴空間」については、平成30年12月にその愛称を「ウポポイ」に決定するなど、令和2年4月の一般公開に向けて、その主要施設となる「国立アイヌ民族博物館」、「国立民族共生公園」及び「慰霊施設」の整備や開業準備を進めている。

平成30年度に、内閣府において、「アイヌ政策に関する世論調査」を実施し、その調査結果を平成30年8月に取りまとめて公表した（調査結果の概要は、<https://survey.gov-online.go.jp/tokubetu/tindex-all.html>）。

### (2) アイヌ文化の振興、アイヌの伝統及び文化に関する普及啓発

文化庁や国土交通省等では、「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識

の普及及び啓発に関する法律」(平成9年法律第52号)に基づき、公益財団法人アイヌ民族文化財団が行うアイヌ文化の振興等に係る事業に対して助成等を行った。

また、アイヌ語の保存・継承に資するアーカイブ作成のために、文化庁では、平成27年度から毎年「アイヌ語のアーカイブ作成支援事業」及び「アイヌ語アナログ音声資料のデジタル化事業」を実施し、加えて、平成30年度からは「アイヌ語アーカイブ作成推進のための人材育成事業」も実施している。あわせて、ユネスコが消滅の危機にあるとした、アイヌ語を含む我が国の言語・方言の置かれている危機的な状況等を周知して危機的な状況の改善に資するために、「危機的な状況にある言語・方言サミット」を平成27年度から毎年開催している(平成30年度は沖縄県宮古市で開催)。

なお、「危機的な状況にある言語・方言サミット」は、「東京2020公認文化オリンピック」及び「beyond2020」として認証された。

### (3) アイヌ関係の文化財の保護等に関する取組

文化庁では、「文化財保護法」(昭和25年法律第214号)に基づき、アイヌの有形及び無形の民俗文化財について、北海道教育委員会が行う調査事業、伝承・活用等に係る経費について補助を行った。

### (4) アイヌの人々に対する偏見・差別を解消し、アイヌの人々の尊厳を尊重する社会の実現を目指した啓発活動

法務省の人権擁護機関では、アイヌの人々に対する偏見・差別をなくし、アイヌの人々に対する理解と認識を深めるよう、「アイヌの人々に対する偏見や差別をなくそう」を強調事項の一つとして掲げ、啓発冊子の配布等、各種啓発活動を実施している。また、アイヌの人々に対する国民の理解を促すよう、インターネットバナー広告及びインターネットテキスト広告を実施した。

### (5) 学校教育におけるアイヌに関する学習の推進

学校教育においては、平成29年3月に小・中学校の学習指導要領の改訂を行い、中学校社会科では、鎖国下の対外関係に関する学習で北方との交易をしていたアイヌについて取り扱う際に、「アイヌの文化についても触れる」ことを新たに明記した。また、小学校社会科では、歴史学習全体を通して、我が国は長い歴史をもち伝統や文化を育んできたことを学習することとしており、その際、「現在の北海道などの地域における先住民族であるアイヌの人々には独自の伝統や文化があることに触れる」ようにすることを、小学校学習指導要領解説社会編において新たに明記した。

さらに、平成30年3月に高等学校学習指導要領の改訂を行い、必修科目として新設した「歴史総合」において、18世紀のアジアの経済と社会を理解する学習で「北方との交易をしていたアイヌについて触れること」や、その際、「アイヌの文化についても触

れること」を明記するなど、アイヌに関する学習について充実を図っている。

#### (6) 各高等教育機関等におけるアイヌ語等に関する取組への配慮

北海道の大学を中心に、アイヌ語等に関する授業科目が開設されるなど、アイヌ語等に関する教育・研究を行っている。

#### (7) 生活館における活動の推進

厚生労働省では、地域住民に対し、生活上の各種相談を始め、アイヌの人々に対する理解を深めるための広報・啓発活動等を総合的に実施している生活館の事業に対し支援を行っている。

#### (8) アイヌの人々の人権をめぐる人権侵害事案に対する適切な対応

法務省の人権擁護機関では、法務局・地方法務局又はその支局や特設の人権相談所において相談に応じている。人権相談等を通じて、アイヌの人々に対する差別等の人権侵害の疑いのある事案を認知した場合は、人権侵犯事件として調査を行い、事案に応じた適切な措置を講ずることとしている。

人権侵犯事件数（開始件数）	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
アイヌの人々に対する差別待遇	0	0	0	0	0

（法務省人権擁護局の資料による）

#### (9) 農林漁業経営の近代化を通じた理解の増進

歴史的な特殊事情等により、アイヌ住民居住地区における農林漁業は、他の地区に比べて経営規模が零細で生産性が低く、所得及び生活水準に格差がみられる。このため、農林水産省では、アイヌ住民居住地区において、地域住民が一体となって行う農林漁業経営の近代化を支援しており、このような取組を通じて、アイヌ農林漁家に対する理解の増進を図っている。

## 7 外国人

我が国が締約国となっている「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約」（平成7年条約第26号。以下「人種差別撤廃条約」という。）は、人権及び基本的自由の平等を確保するため、あらゆる形態の人種差別を撤廃する政策等を全ての適当な方法により遅滞なくとることなどを主な内容とする。

我が国に入国する外国人は増加しており、平成30年には約3,010万人（再入国者を含む。）と過去最高となっている。こうした中、言語、宗教、習慣等の違いから、外国人をめぐる様々な人権問題が発生している。

この点、法務省が、今後の外国人に係る人権擁護施策の基礎資料とすることを目的として、人権教育啓発推進センターに委託して平成28年度に実施した外国人住民調査によると、住居を探すなど、社会生活上の様々な場面で、外国人であることを理由とした差別を受けたなどと感じる外国人が少なくないことが判明した（調査結果の概要は、[http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken04\\_00101.html](http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken04_00101.html)）。

また、特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動がいわゆるヘイトスピーチであるとして社会的に関心を集めたことから、平成28年6月3日にヘイトスピーチ解消法が施行された。

平成30年5月現在、我が国の公立の小・中・高等学校等に在籍する外国人児童生徒の数は9万3,133人（文部科学省「学校基本調査」, 毎年実施）である。平成28年5月現在、日本語指導が必要な外国籍の児童生徒の数は、3万4,333人（同「日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査」, 隔年実施）となっており、平成26年度調査より5,137人（約17.6%）増加している。我が国では、外国人がその保護する子を公立の義務教育諸学校に就学させることを希望する場合には、無償で受け入れていて、教科書の無償給与や就学援助を含め、日本人と同一の教育を受ける機会を保障しており、外国人の子どもが公立学校により就学しやすい体制整備を図るための取組を進めている。

平成30年度の取組は、以下のとおりである。

### (1) 外国人に対する偏見・差別を解消し、国際化時代にふさわしい人権意識の育成を目指した啓発活動

ア 法務省の人権擁護機関では、外国人に対する偏見・差別を解消し、国際化時代にふさわしい人権意識を育てることを目指して、「外国人の人権を尊重しよう」を強調事項の一つとして掲げ、講演会等の開催、啓発冊子等の配布等、各種啓発活動を実施している。

また、外国人の人権に関する理解や関心を深めることを目的とする啓発ビデオ「外国人と人権～違いを認め、共に生きる～」を法務局・地方法務局において貸し出しているほか、YouTube法務省チャンネルで配信している。

加えて、外国人の人権問題を含めた職場における各種人権問題について解説した啓発冊子「企業と人権～職場からつくる人権尊重社会～」を作成し、法務局・地方法務局で配布しているほか、同内容を分かりやすく解説した啓発ビデオを貸し出したり、YouTube法務省チャンネルで配信している。

さらに、地方公務員を対象とする人権啓発指導者養成研修会において「外国人の人権」をテーマとする講義を設ける（88頁参照）などの取組を実施した。

このほか、人権啓発ワークショップ事例集「『ワークショップをやってみよう』～参加型の人権教室」の視聴覚教材（アニメ）及び事例集に多文化共生をテーマとするものを取り入れ、同視聴覚教材及び腹話術師のいっこく堂氏によるスポット映像「こ

- ころも国際化しませんか？」をYouTube法務省チャンネルで配信している。
- イ 文部科学省では、各都道府県教育委員会等の人権教育担当者を集めた会議において、平成28年6月3日に施行されたヘイトスピーチ解消法の趣旨や不当な差別的言動を解消するための教育活動等について説明するとともに、法務省による行政説明を行うなど、各種機会を通じて周知を図っている。
- ウ 厚生労働省では、毎年6月を「外国人労働者問題啓発月間」と位置付け、労働条件などのルールに則った外国人雇用等について事業主等を始め広く国民一般に対し、周知・啓発を行っている。平成30年においては、「外国人雇用はルールを守って適正に～外国人が能力を発揮できる適切な人事管理と就労環境を！～」を標語に、6月1日から同月30日までの間、集中的に啓発・指導等を行った。
- エ 国土交通省では、平成29年に改正された「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律」（平成19年法律第112号）に基づき、外国人を含む住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録や住宅情報の提供等の措置を講ずる新たな住宅セーフティネット制度を施行するとともに、賃貸人や仲介業者向けの実務対応マニュアルや外国語版の賃貸住宅標準契約書等を内容とする「外国人の民間賃貸住宅入居円滑化ガイドライン」等について、不動産関係団体と連携し普及を図っている。
- オ 平成30年8月、ジュネーブにおいて、我が国が人種差別撤廃条約に基づき平成29年6月に国連に提出した第10回・第11回政府報告に関し、人種差別撤廃委員会による審査が行われ、我が国の代表団は、同条約の実施に関する政府の立場や取組について説明した。

## (2) ヘイトスピーチに焦点を当てた啓発活動

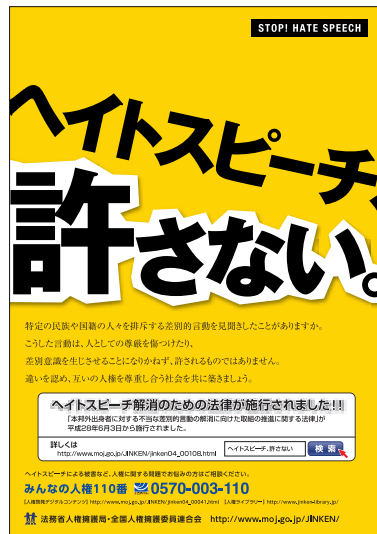
- ア 法務省の人権擁護機関では、ヘイトスピーチに焦点を当てた啓発活動として、これまでの「外国人の人権」をテーマにした啓発に加え、各種媒体により、こうしたヘイトスピーチがあってはならないということを理解しやすい形で表した、より効果的な啓発と共に、ヘイトスピーチによる被害等の人権に関する問題の相談窓口の周知広報にも積極的に取り組んでいる。

具体的には、「ヘイトスピーチ、許さない。」をメインコピーとしたポスター及び啓発冊子「私たちの身近にあるヘイトスピーチ」を活用した啓発活動や、「外国人の人権」に関するインターネットバナー広告、インターネットテキスト広告のほか、SNSを活用した情報発信等を実施した。

また、法務省ホームページ ([http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken04\\_00108.html](http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken04_00108.html)) において、特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動の例を挙げつつ、ヘイトスピーチに焦点を当てた啓発活動について紹介している。

- イ 警察では、ヘイトスピーチ解消法の施行を踏まえ、警察職員に対する教養を推進するとともに、他機関から各種広報啓発活動等への協力依頼があった場合にはこれに積

極的に対応するなどにより、不当な差別的言動の解消に向けた取組に寄与することとしている。



ポスター  
「ヘイトスピーチ、許さない。」



啓発冊子  
「私たちの身近にあるヘイトスピーチ」



インターネットバナー広告  
「NO HATE SPEECH」

### (3) 学校等における国際理解教育及び外国人の子どもの教育の推進

国際社会においては、子どもたちが広い視野を持って異文化を理解し、習慣や文化の異なる人々と共に生きていくための資質・能力を育成することが重要である。こうした観点から、現在、各学校において、各教科等を通じて国際理解教育が行われている。

文部科学省では、毎年、全国の都道府県・指定都市教育委員会担当者を集めた連絡協議会を開催しており、教育を取り巻く現状を知るとともに、取組の進んだ学校の実践事例を共有するなど、国際理解教育及び外国人の子どもの教育の推進に努めている。

また、外国人児童生徒等教育の充実のために、以下の施策を進めている。

- ① 平成29年3月の「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」(昭和33年法律第116号)の改正により、外国人児童生徒等教育の充実のための教員定数の基礎定数化が図られ、平成29年度から令和8年度までの10年間で計画的に実施
- ② 独立行政法人教職員支援機構における日本語指導者等に対する研修の実施



- ③ 各地方公共団体が行う地域人材との連携による、公立学校への受入促進・日本語指導の充実・支援体制の整備に係る取組等を支援する事業の実施
- ④ 日本語指導が必要な児童生徒を対象とした「特別の教育課程」の編成・実施の推進（学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）の一部改正（平成26年1月14日公布，同年4月1日施行））
- ⑤ 就学に課題を抱える外国人の子どもを対象とした、公立学校や外国人学校等への就学に必要な支援を学校外において実施する自治体を補助する事業の実施
- ⑥ 外国人児童生徒等教育を担う教員の養成・研修モデルプログラムの開発

#### (4) 外国人の人権をめぐる人権侵害事案に対する適切な対応

ア 法務省の人権擁護機関では、法務局・地方法務局又はその支局や特設の人権相談所において相談に応じている。人権相談等を通じて、外国人であることを理由とした差別等の人権侵害の疑いのある事案を認知した場合は、人権侵犯事件として調査を行い、事案に応じた適切な措置を講じており、このような取組を更に推進するため、平成30年度においては、集団や不特定多数の者に対する不当な差別的言動に関する考え方を改めて整理するなどし、適切な対応に努めている。

日本語を自由に話すことの困難な外国人等からの人権相談については、全国50の法務局及び地方法務局において、「外国人のための人権相談所」を設け、英語・中国語・韓国語・フィリピン語・ポルトガル語・ベトナム語の6言語による人権相談に対応している。

また、外国語人権相談ダイヤル（ナビダイヤル：0570-090911（全国共通））を設置し、上記と同様の6言語による人権相談に応じている。

さらに、法務省ホームページ上に「外国語インターネット人権相談受付窓口」（英語 [https://www.jinken.go.jp/soudan/PC\\_AD/0101\\_en.html](https://www.jinken.go.jp/soudan/PC_AD/0101_en.html)，中国語 [https://www.jinken.go.jp/soudan/PC\\_AD/0101\\_zh.html](https://www.jinken.go.jp/soudan/PC_AD/0101_zh.html)）を開設しており、英語及び中国語による人権相談を受け付けている。

人権侵犯事件数（開始件数）	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
外国人に対する差別待遇	73	85	57	84	62

（法務省人権擁護局の資料による）

イ 法務省入国管理局（平成31年4月1日から出入国在留管理庁。以下、同じ。）では、外国人技能実習制度に関し、技能実習生の人権を侵害する行為等の不正行為を行った実習実施機関等に対して、その旨を通知し、5年間の受入停止措置を講じており、不正行為を通知した事例については、法務省ホームページに公表し、不正行為を防止するための啓発に努めている。

また、技能実習制度の適正な実施及び技能実習生の保護を図ることを目的とした「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律」（平成28年法

律第89号。以下「技能実習法」という。)が平成29年11月1日に施行された。技能実習法では、制度の適正な運用を確保する措置として、技能実習計画の認定制、監理団体の許可制を導入し、技能実習生の意思に反して技能実習を強制するなどの人権侵害行為についての禁止規定や技能実習生による申告に関する規定を設けた上で、違反に対する所要の罰則も規定している。また、技能実習法に基づき設立した外国人技能実習機構では、母国語相談窓口を設け、人権侵害に関する相談を含む技能実習生からの各種相談に対応している。

## トピックス

### 新たな外国人材の受入れ

中小・小規模事業者を始めとした人手不足は深刻化しており、我が国の経済・社会基盤の持続可能性を阻害する可能性が生じていることから、生産性向上や国内人材の確保のための取組を行ってもなお人材を確保することが困難な状況にある産業上の分野において、一定の専門性・技能を有し即戦力となる外国人を受け入れていくため、在留資格「特定技能1号」及び「特定技能2号」を創設する「出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律」(平成30年法律第102号)が、平成31年4月1日から施行されています。

今回の新たな外国人材の受入れ制度においても、人権侵害問題が起きないように制度及び運用の面で十分な取組を行うことは重要であり、平成31年4月から新たに設置された出入国在留管理庁では、日本人と同等の報酬を確保するとともに、受入れ機関又は登録支援機関による特定技能1号の外国人に対する各種支援の実施や、届出事項の拡充による支援の実施状況・外国人の活動状況などの的確な把握、関係機関とも連携した調査・指導を行うことによって、的確に在留管理を行い、適切な支援がされる仕組みとしています。

また、外国人の受入れに当たっては、外国人を社会の一員として受け入れ、その生活環境を整備していくことが重要であるため、平成30年12月25日に外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議において了承された「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」を踏まえ、関連施策を積極的に推進していくこととしています。

これらの施策を着実に実施していくことを通じて、外国人との共生社会の実現を図ることとしており、法務省としても、総合調整機能を果たしつつ、関係府省庁と緊密に連携して、外国人の受入れ環境の整備を全力で推進していきます。

## 8 HIV感染者・ハンセン病患者等

HIV（ヒト免疫不全ウイルス）やハンセン病等の感染症に対する正しい知識と理解は、いまだ十分とはいえない状況にある。これらの感染症にかかった患者・回復者等が、周囲の人々の誤った知識や偏見等により、日常生活、職場、医療現場等で差別やプライバシー侵害等を受ける問題が起きている。

また、ハンセン病に関しては、平成15年11月に起きた熊本県内のホテルのハンセン病療養所入所者に対する宿泊拒否事件によって、誤った認識や偏見が存在していたことが明らかになった。このような偏見や差別の解消を更に推し進めるため、「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」（平成20年法律第82号）が平成21年4月から施行されている。

平成30年度を取組は、以下のとおりである。

### (1) HIV感染者等

#### ア エイズ患者及びHIV感染者に対する偏見・差別をなくし、理解を深めるための啓発活動

- (ア) 法務省の人権擁護機関では、エイズ患者及びHIV感染者に対する偏見・差別をなくし、理解を深めるよう、「HIV感染者やハンセン病患者等に対する偏見や差別をなくそう」を強調事項の一つとして掲げ、講演会等の開催、啓発冊子等の配布等、各種啓発活動を実施している。
- (イ) 厚生労働省では、エイズ患者及びHIV感染者に対する偏見・差別の解消及びエイズのまん延防止のため、12月1日の「世界エイズデー」に向けてのキャンペーンイベントとして、平成30年11月29日に東京都港区において、「RED RIBBON LIVE 2018」を実施し、専門家や著名人によるトークライブイベントを行った。また、エイズに関する電話相談事業を実施する等、HIV・エイズに関する正しい知識の普及啓発活動に努めている。

#### イ 学校教育におけるエイズ教育等の推進

文部科学省では、学校教育において、エイズ教育の推進を通じて、エイズ患者及びHIV感染者に対する偏見・差別をなくすための教材作成や教職員の研修を推進した。

#### ウ HIV感染者等の人権をめぐる人権侵害事案に対する適切な対応

法務省の人権擁護機関では、法務局・地方法務局又はその支局や特設の人権相談所において相談に応じている。人権相談等を通じて、HIV感染者等に対する差別等の人権侵害の疑いのある事案を認知した場合は、人権侵害事件として調査を行い、事案に応じた適切な措置を講じている。

人権侵犯事件数（開始件数）	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
HIV感染者・ハンセン病患者に対する差別待遇	1	5	2	2	1

（法務省人権擁護局の資料による）

## (2) ハンセン病患者・元患者等

### ア ハンセン病患者・元患者等に対する偏見・差別をなくし、理解を深めるための啓発活動

(ア) 厚生労働省では、ハンセン病に対する正しい知識の普及のため、様々な普及啓発活動を行っている。平成21年度から「ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律」（平成13年法律第63号）の施行日である6月22日を「らい予防法による被害者の名誉回復及び追悼の日」と定め、平成30年度において



ハンセン病問題に関するシンポジウム  
（沖縄会場）

では6月22日に厚生労働省において同省の主催により、法務省等の関係機関の出席を得て、追悼、慰霊及び名誉回復の行事を実施した。

また、平成30年12月16日に、沖縄県浦添市において、法務省等と連携し、ハンセン病問題に対する正しい知識の普及啓発を目的とした「第18回ハンセン病問題に関するシンポジウム」を実施した。

さらに、平成31年2月に、ハンセン病を正しく理解するための中学生向けパンフレット及び指導者向け教本「ハンセン病の向こう側」を作成し、全国の中学校、教育委員会等に配布した。

(イ) 法務省の人権擁護機関では、ハンセン病患者等に対する偏見・差別をなくし、理解を深めるよう、「HIV感染者やハンセン病患者等に対する偏見をなくそう」を強調事項の一つとして掲げ、講演会等の開催、啓発冊子等の配布等、各種啓発活動を実施している。

その一環として、中学生等をパネリストとした「ハンセン病に関する『親と子のシンポジウム』」を、平成30年7月21日に青森県青森市において、厚生労働省等と連携して開催したほか、インターネット広告の掲載や、全国版の小・中学生新聞への啓発広告の掲載を実施した。



ハンセン病に関する「親と子のシンポジウム」  
（青森会場）

また、ハンセン病問題をテーマにした

啓発教材「人権アーカイブ・シリーズ『ハンセン病問題～過去からの証言，未来への提言～』（人権教育・啓発担当者向け・証言集及びビデオ）／『家族で考えるハンセン病』（一般向け・ビデオ）」や，腹話術師のいっこく堂氏によるスポット映像「正しい知識が差別をなくす」をYouTube法務省チャンネルで配信している。

ハンセン病に関する「親と子のシンポジウム」(告知会場) 一般入場費700円(年報に含む) 広告

**正しい知識を身に付けて 差別や偏見のない社会へ**

ハンセン病とは？

正しい知識を身に付けて差別や偏見のない社会へ

差別を風化させないためにハンセン病問題を考える

私たちにできること

差別の歴史に禁止符を

これからの時代に

当事者の声を伝える

正しい世代に語り継ぐ

ハンセン病はみんなの問題

人権について考える機会を

差別のない世界を折って

国連最新法典を

知っていますか？

子どもの人権110番 0120-007-110

みんなの人権110番 0570-003-110

女性の人権ホットライン 0570-070-810

ハンセン病啓発広告 (読売中高生新聞)

ハンセン病に関する「親と子のシンポジウム」(告知会場) 一般入場費700円(年報に含む) 広告

**正しい知識を身に付けて 差別や偏見のない社会へ**

ハンセン病とは？

正しい知識を身に付けて差別や偏見のない社会へ

差別を風化させないためにハンセン病問題を考える

私たちにできること

差別の歴史に禁止符を

これからの時代に

当事者の声を伝える

正しい世代に語り継ぐ

ハンセン病はみんなの問題

人権について考える機会を

差別のない世界を折って

国連最新法典を

知っていますか？

子どもの人権110番 0120-007-110

みんなの人権110番 0570-003-110

女性の人権ホットライン 0570-070-810

ハンセン病啓発広告 (読売KODOMO新聞)

## イ ハンセン病患者・元患者等の人権をめぐる人権侵害事案に対する適切な対応

法務省の人権擁護機関では，法務局・地方法務局又はその支局や特設の人権相談所において相談に応じている。人権相談等を通じて，ハンセン病患者等に対する差別等の人権侵害の疑いのある事案を認知した場合は，人権侵害事件として調査を行い，事案に応じた適切な措置を講じている。

## ウ 国連における取組

我が国は，ハンセン病患者，回復者，その家族等に対する偏見・差別の解消に向けて，国際社会において主導的な役割を果たしてきている。具体的には，平成20年，平成21年，平成22年及び平成27年の，国連人権理事会において，また，平成22年の国連総会において，ハンセン病に関する誤った認識や誤解に基づく偏見・差別をなくすための決議（ハンセン病差別撤廃決議）案を主提案国として提出し，いずれも全会一致で採択された。これら決議のフォローアップとして，平成29年6月，我が国は，国連人権理事会にブラジル，エチオピア，フィジー，モロッコとハンセン病差別撤廃決議案を共同提出し，全会一致で採択された。同決議においては，共同提案国は50か国に達した。この決議は，全世界でハンセン病に関連する差別問題に苦しむ人々の人権を守るため，人権理事会としてハンセン病差別撤廃に関する特別報告者を3年間の任期

で任命することを決定し、また、国連人権高等弁務官及び同特別報告者に対してハンセン病差別に関するセミナーの実施を奨励している。この決議を受けて、平成29年9月、人権理事会において、ポルトガル出身のアリス・クルス（Alice Cruz）氏がハンセン病差別撤廃に関する特別報告者に任命された。

## トピックス

### 肝炎ウイルス感染者への偏見や差別の問題

#### 1 B型肝炎、C型肝炎とは

肝炎という病気は、肝臓の細胞が傷つけられ、その働きが損なわれる病気で、患者の多くはB型肝炎ウイルス、C型肝炎ウイルスに起因するものです。

B型、C型肝炎ウイルスは、感染してもほとんど自覚症状がありませんが、適切な治療を行わないで放置しておくと、慢性化して肝炎になり、更に肝硬変、肝がんといった重篤な疾患に進行するおそれがあります。

現に、我が国の肝がんの約8割が肝炎ウイルスによるものとなっています。

国内のB型肝炎ウイルスの感染者は110～140万人、C型肝炎ウイルスの感染者は190～230万人と推測されており、いずれも、日本人の100人に1人以上が肝炎ウイルスに感染していることとなります。

このため、肝炎は国内最大級の感染症と言われ、国民全体で取り組むべき重要な健康問題です。

なお、肝炎ウイルスに感染しているかどうかは、血液検査で知ることができます。血液検査で感染が分かっても、必要な検査や適切な治療をすれば、ウイルスの排除や抑制をして、肝硬変や肝がんへの進行を抑えることができます。特に、C型肝炎には、ウイルスを体内から排除し、治癒させることができる飲み薬が登場しています。



#### 2 感染者への偏見や差別の問題

B型、C型肝炎ウイルスは、主に血液や体液を介して感染します。

例えば、肝炎ウイルスに感染している人が使用し、その人の血液が付いた器具をそのまま共用して、ピアスの穴あけや入れ墨（タトゥー）などをした場合の感染や、カミソリや歯ブラシを共用した場合の感染、性交渉による感染などがあります。

したがって、肝炎ウイルスの感染を予防するためには、血液や体液が付いた器具を共用しないこと、血液や体液が傷・粘膜に直接接触れるのを防ぐことが重要です。

このほか、普段の生活の中では、B型肝炎やC型肝炎に感染することはありません。

しかし、このことが十分に理解されていない結果として、偏見や差別に苦しんでいる肝炎ウイルスの感染者や患者も少なくありません。

肝炎ウイルスの感染者や患者の方々は、将来に対して大きな不安を抱えながら生活をしています。その不安は、病気が進行してしまうかもしれないことだけではなくありません。病気を理由に、職場で仲間はずれにされたり、友達や家族からも避けられたりすることもあります。

肝炎だけに限りませんが、どんな病気であれ、病気であることを理由に偏見や差別を受けることがあってはならないものです。

### 3 厚生労働省の取組

感染者や患者に対する偏見や差別を解消、軽減していくためには、幅広い世代の方を対象として、肝炎についての正しい知識の普及啓発を行っていくことが重要です。

そのため、厚生労働省では、国民運動として普及啓発を行う取組として、「知って肝炎プロジェクト」を立ち上げ、肝炎の病態、予防、治療についての正しい知識の普及に取り組んでいます。

また、感染予防や、感染者・患者に対する偏見や差別をなくすことを目的として、中学生等向けの普及啓発教材「青少年のための初めて学ぶ肝炎」を作成し、広く国民にも学んでいただけるよう、国立国際医療研究センターの肝炎情報センターのホームページで公開しています。

B型肝炎についての正しい知識の教授や偏見・差別の防止のために、医療従事者養成課程（主に医師、歯科医師、看護師、歯科衛生士、臨床検査技師向け）において活用可能なe-learning及びリーフレットを作成し、学生へ教授する際の教育の方法の一つとして、養成所・養成施設が活用することができるよう、都道府県や関係団体等へ周知依頼を行っています。



## 9 刑を終えて出所した人

刑を終えて出所した人等やその家族に対する偏見・差別は根強く、就職に際しての差別や住居の確保の困難等、社会復帰を目指す人たちにとって、現実には極めて厳しい状況にある。刑を終えて出所した人等が、地域社会の一員として円滑な社会生活を営むためには、本人の強い更生意欲と併せて、家族はもとより、職場、地域社会の理解と協力が必要である。そこで、法務省では、刑を終えて出所した人等に対する就労支援を重要課題の一つとして位置付け、刑を終えて出所した人等を雇用してくれる協力雇用主を募集し、加えて、就労継続に必要な生活指導や助言などを行う協力雇用主に対して就労奨励金を支払うなど、再犯防止のための積極的な取組を行っている。

また、平成29年12月15日、「再犯の防止等の推進に関する法律」（平成28年法律第104号）に基づき、再犯防止推進計画が閣議決定された。

平成30年度の取組は、以下のとおりである。

- (1) 法務省では、犯罪をした人や非行のある少年の改善更生について国民の理解・協力を促進し、犯罪や非行のない地域社会を築くため、地域住民の理解と参加を得て、「社会を明るくする運動」～犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ～」を実施している。具体的には、刑を終えて出所した人等に対する偏見・差別を除去し、これらの人の円滑な社会復帰を促すため広報啓発イベント、作文コンテスト、ミニ集会、住民集会、講演会、弁論大会等の啓発活動を全国各地で行っている。

平成30年度は、平成30年7月2日に広報啓発イベント「立ち直りフェスティバル」を東京都・千代田区有楽町駅前広場において開催した。イベントでは、犯罪や非行からの立ち直りを支援している保護司やBBS会員がタレントなどとともに登場し、更生保護ボランティアの活動内容とその魅力を伝えた。また、同運動のフラッグアーティストである谷村新司氏も登場し、立ち直りを支援している方々へエールが送られるなど、更生に励む人たちへの理解と協力について、多くの来場者に呼び掛けを行った。



保護司の活動紹介の様子  
（「立ち直りフェスティバル」より）



谷村新司氏による呼び掛けの様子  
（「立ち直りフェスティバル」より）



また、平成30年度の第68回の運動における作文コンテストでは、過去最高の33万7,354点の応募があり、作文を書くことを通じて、次代を担う全国の小・中学生に、日常の家庭生活や学校生活の中で体験したことを基に、犯罪や非行のない地域社会づくりや犯罪や非行等に関して考えてもらうきっかけとなった。



第68回“社会を明るくする運動”  
作文コンテスト法務大臣賞表彰式の様子

さらに、平成31年2月26日には、安倍内閣総理大臣から、犯罪や非行をした人の立

ち直り支援に対し国民の皆様へ協力を求める「第69回“社会を明るくする運動”の推進に当たってのメッセージ」が発せられた。

犯罪や非行のない、全ての国民が安全で安心して暮らせる幸福な社会の実現を願うシンボルマークである「幸福の黄色い羽根」の定着も図りながら、犯罪や非行をした人の立ち直り支援に対する国民の理解・協力を促進し、犯罪や非行のない明るい社会を築くため、様々な機関・団体と広く連携しながら、地域に根ざした国民運動として一層の推進を図っている。

- (2) 法務省の人権擁護機関では、刑を終えて出所した人に対する偏見・差別をなくし、社会復帰に資するよう、「刑を終えて出所した人に対する偏見や差別をなくそう」を強調事項の一つとして掲げ、啓発冊子等の配布等、各種啓発活動を実施している。

また、法務局・地方法務局又はその支局や特設の人権相談所において相談に応じている。人権相談等を通じて、刑を終えた人に対する差別等の人権侵害の疑いのある事案を認知した場合は、人権侵害事件として調査を行い、事案に応じた適切な措置を講じている。

人権侵害事件数（開始件数）	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
刑を終えた人に対する差別待遇	15	9	15	8	10

（法務省人権擁護局の資料による）

## 10 犯罪被害者等

犯罪被害者やその家族は、犯罪そのものやその後遺症によって精神的、経済的に苦しんでいるにもかかわらず、追い打ちを掛けるように、興味本位のうわさや心ない中傷等により名誉が傷つけられたり、私生活の平穏が脅かされたりするなどの問題が指摘されている。

こうした犯罪被害者等の権利利益の保護が図られる社会を実現させるため、平成16年12

月に「犯罪被害者等基本法」（平成16年法律第161号）が成立した。同法に基づき、平成28年4月に閣議決定された「第3次犯罪被害者等基本計画」では、四つの基本方針<sup>(注1)</sup>の下、五つの重点課題<sup>(注2)</sup>ごとに261の具体的施策が掲げられ、関係府省庁において同計画に基づく施策が進められている。

平成30年度の取組は、以下のとおりである。

(注1)「四つの基本方針」

①尊厳にふさわしい処遇を権利として保障すること、②個々の事情に応じて適切に行われること、③途切れることなく行われること、④国民の総意を形成しながら展開されること

(注2)「五つの重点課題」

①損害回復・経済的支援等への取組、②精神的・身体的被害の回復・防止への取組、③刑事手続への関与拡充への取組、④支援のための体制整備への取組、⑤国民の理解の増進と配慮・協力の確保への取組

## (1) 犯罪被害者等の人権に関する啓発・広報

ア 法務省では、犯罪被害者保護・支援のための制度を広く国民に紹介し、その周知を図るために「犯罪被害者の方々へ」と題するパンフレットを作成し、全国の検察庁及び各都道府県警察等において犯罪被害者等に配布しているほか、同パンフレットを法務省ホームページ及び検察庁ホームページに掲載し、情報提供を行っている。

また、刑事裁判・少年審判終了後の更生保護における犯罪被害者等のための制度について、リーフレットを配布するなどの広報を実施している。

さらに、法務省の人権擁護機関では、犯罪被害者やその家族の人権問題に対する配慮と保護を図るため、「犯罪被害者とその家族の人権に配慮しよう」を強調事項の一つとして掲げ、啓発冊子等の配布等、各種啓発活動を実施している。

イ 警察庁では、毎年11月25日から12月1日までの1週間を「犯罪被害者週間」とし、犯罪被害者等に関する国民の理解を深めるための啓発事業を集中的に実施している。平成30年度は、警察庁主催の「犯罪被害者週間」中央イベントを東京で開催するとともに、地方公共団体と共催の地方大会を福岡県及び沖縄県において開催し、犯罪被害者遺族等による講演やパネルディスカッション等を行った。

また、平成30年度の都道府県、政令指定都市等における犯罪被害者週間関連行事について、全国の開催情報を集約した上で、警察庁ホームページ等を活用し、全国的に



パンフレット「犯罪被害者の方々へ」

取組がされていることを広報した。

また、警察における犯罪被害者支援の広報・啓発として、パンフレット「警察による犯罪被害者支援」、「犯罪被害給付制度のご案内」等の作成及び犯罪被害者支援広報用ホームページ（<https://www.npa.go.jp/higaisya/index.html>）の開設を行うとともに、毎年11月の警察庁広報重点として「犯罪被害者等支援活動の周知と参加の促進及び犯罪被害給付制度の周知徹底」を設定している。都道府県警察では、中・高校生を対象に、犯罪被害者本人や遺族が直接語り掛ける「命の大切さを学ぶ教室」を実施するとともに、受講した中・高校生の参加による、命の大切さや犯罪被害者支援をテーマとする作文コンクールを実施したほか、大学生を対象にした犯罪被害者支援に関する講義を行うなど、広報・啓発を実施した。

このほか、犯罪被害者等への支援活動を行う公益社団法人全国被害者支援ネットワークに加盟している民間被害者支援団体等の関係機関・団体との連携を図りながら、犯罪被害者支援に関する広報・啓発等の活動を行っている。

## (2) 犯罪被害者等に対し支援を行う者等に対する教育訓練

### ア 検察職員

検察職員に対しては、犯罪被害者保護を目的とした諸制度について、各種研修や日常業務における上司による指導等を通じて周知し、適正に運用するよう努めている。

### イ 警察職員

警察では、犯罪被害者等の立場に立った適切な支援、対応を行うためには、職員に対する教育が極めて重要との認識の下、犯罪被害者支援の意義や各種施策の概要、犯罪被害者等の心情への配慮や具体的な対応の在り方等を理解させるための教育を積極的に実施している。

### ウ 保護観察官

保護観察官を対象にした各種研修において、犯罪被害者等に対して適切な対応を行うことができるようにする観点から、また、保護観察対象者に対して犯罪被害者等の状況や心情について十分理解させ、その贖罪意識<sup>しよく</sup>の涵養<sup>かん</sup>を図る観点から、犯罪被害者等が置かれている状況や刑事政策における被害者支援の必要性等をテーマとして、犯罪被害当事者や民間の犯罪被害者支援団体の関係者等による講義を実施している。

### エ 民間の犯罪被害者支援団体のボランティア等

警察では、民間の犯罪被害者支援団体の一員として犯罪被害者支援を行うボランティア等に対して、警察職員を講師として派遣するほか、被害者支援教育用DVDの活用等により、一層効果的な教育訓練を行うよう努めている。

## (3) 犯罪被害者等の人権をめぐる人権侵害事案に対する適切な対応

法務省の人権擁護機関では、法務局・地方法務局又はその支局や特設の人権相談所に

において相談に応じている。人権相談等を通じて、犯罪被害者等に対する人権侵害の疑いのある事案を認知した場合は、人権侵犯事件として調査を行い、事案に応じた適切な措置を講じている。

人権侵犯事件数（開始件数）	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
犯罪被害者等に関する人権侵犯	5	6	4	7	8

（法務省人権擁護局の資料による）

## 11 インターネットによる人権侵害

インターネットの普及に伴い、その匿名性、情報発信の容易さから、個人の名誉やプライバシーを侵害したり、差別を助長する表現を掲載したりするなど、人権に関わる様々な問題が発生している。そのため、一般のインターネット利用者等に対して、個人の名誉やプライバシーに関する正しい理解を深めるための啓発活動を推進していくことが必要である。

平成30年度の実施は、以下のとおりである。

### (1) 個人のパライバシーや名誉に関する正しい知識を深めるための啓発活動

ア 法務省の人権擁護機関では、個人のパライバシーや名誉に関する正しい理解を深めるため、「インターネットを悪用した人権侵害をなくそう」を強調事項の一つとして掲げ、講演会等の開催、啓発冊子等の配布等、各種啓発活動を実施している。

また、青少年を中心に深刻化するインターネットを悪用した人権侵害への取組として、全国の中学校を中心に携帯電話会社等の実施するスマホ・ケータイ安全教室と連携した人権教室を全国各地で実施している。

さらに、人権に関する正しい理解を深めるとともに、相談先や救済手続を案内することを目的としたインターネットバナー広告及びインターネットテキスト広告を掲載した。

加えて、啓発映像としては、人権啓発ワークショップ事例集『ワークショップをやってみよう』～参加型の人権教室』の視聴覚教材（アニメ）、腹話術師のいっこく堂氏によるスポット映像「心ない書き込み」、タレントの麻尋えりか氏によるスポット映像「ネットによる人権侵害」のほか、インターネット上における人権尊重やその安全な利用に関する理解や関心を深めることを目的とした啓発ビデオ「インターネットと人権～加害者にも被害者にもならないために～」をYouTube法務省チャンネルで配信している。



啓発冊子「あなたは大丈夫？考えよう！インターネットと人権」

このほか、平成30年度においては、「インターネットと人権」をテーマにした啓発教材「あなたは大丈夫？考えよう！インターネットと人権（三訂版）」を改定し、全国の中学3年生及び法務局・地方法務局に配布したほか、平成31年1月19日に、神奈川県横浜市において、「インターネット人権フォーラム」を実施した。

イ 警察では、「私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律」（平成26年法律第126号）に基づく取締りを推進した。平成30年中の私事性的画像に関する相談等の中で、同法違反により36件を検挙し、そのうち32件は、電子メールやSNS等のインターネットを利用したものであった。

また、私事性的画像記録等に係る事案の現状・対策、早期相談の重要性、削除申出方法等、被害防止のための広報啓発活動を推進しており、例えば、警察庁では、ホームページ上に「リベンジポルノ等の被害に遭わないために」と題して、具体的な被害防止対策を掲載している。

ウ 総務省では、子どもたちのインターネットの安全な利用に係る普及啓発を目的に、児童・生徒、保護者・教職員等に対する学校等の現場での出前講座であるe-ネットキャラバン、教職員や専門家からのヒアリングを通じて、インターネットに係る実際に起きた最新のトラブル事例を踏まえ、その予防法等をまとめたインターネットトラブル事例集や、違法有害情報相談センターによる学校関係者向けのセミナーを通じて、安易な個人情報の投稿等によるプライバシー侵害・名誉毀損等に関する注意喚起を図っている。

## (2) インターネットをめぐる人権侵害事案に対する適切な対応

ア 総務省では、「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律」（平成13年法律第137号。以下「プロバイダ責任制限法」という。）の適切な運用の支援に努めている。

平成21年8月から、インターネット上の違法・有害情報へのプロバイダ等の関係者による適切な対応を支援するため、プロバイダ責任制限法や各種ガイドライン等の相談を受け付ける「違法・有害情報相談センター」を設置している。

また、電気通信事業者団体において、プロバイダ責任制限法の円滑な運用のため、実務上の行動指針となるガイドラインを策定しているところ、同ガイドラインのうち、「プロバイダ責任制限法名誉毀損・プライバシー関係ガイドライン」について、私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律を受け、平成26年12月に、改訂の支援を行った。

さらに、同じく電気通信事業者団体により、インターネット上の違法・有害情報に対する適切な対応が行えるよう策定された「違法・有害情報への対応等に関する契約約款モデル条項の解説」につき、平成29年3月にヘイトスピーチ解消法及び部落差別解消推進法の成立を受けた改訂が行われた際、法務省と共同で支援を行った。

イ 法務省の人権擁護機関では、インターネット上の人権侵害情報（私事性的画像記録によるものを含む。）について相談を受けた場合には、プロバイダへの発信者情報開示請求や当該情報の削除依頼の方法を助言するほか、調査の結果、名誉毀損やプライバシー侵害に該当すると認められるときは、法務省の人権擁護機関による削除要請について記載したプロバイダ責任制限法名誉毀損・プライバシー関係ガイドラインを活用するなどして、当該情報の削除をプロバイダ等に求めており、また、特定の地域を同和地区であるとするなどの内容の情報についても適宜の方法で削除を求めるなど、適切な対応に努めている。

いじめ防止対策推進法では、インターネットを通じていじめが行われた場合においては、児童等やその保護者が情報の削除等について法務局の協力を求めることができる旨の規定（第19条第3項）等が設けられていることから、その趣旨を踏まえて適切に対応している。

人権侵犯事件数（開始件数）	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
インターネットに関する人権侵犯	1,429	1,736	1,909	2,217	1,910

（法務省人権擁護局の資料による）

### ③ インターネット等を介したいじめ等への対応

文部科学省では、「青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするための施策に関する基本的な計画」等に基づき、フィルタリングやインターネット利用のルールに関する学習・参加型シンポジウムの開催や普及啓発資料の配布等を通して、地域・民間団体・関係府省庁等と連携しつつ、保護者及び青少年に対する啓発や教育活動を推進している。

また、平成26年度から引き続き、都道府県・指定都市において実施されているネットパトロール監視員や民間の専門機関の活用等による学校ネットパトロールの取組への支援を行っている。

さらに、学習指導要領に基づき、インターネットの適切な利用を含む情報モラルに関する教育を推進している。

## 12 北朝鮮当局によって拉致された被害者等

北朝鮮当局による日本人拉致は、我が国に対する主権侵害であるとともに、重大な人権侵害である。

拉致問題に関する啓発については、「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」（平成18年法律第96号。以下「北朝鮮人権法」という。）において、政府及び地方公共団体が拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題に関する国民世論の啓発を図るよう努めるものと定められている。

また、「人権教育・啓発に関する基本計画」においては、「各人権課題に関する取組」の中の「北朝鮮当局による拉致問題等」（平成23年4月1日一部変更）で、拉致問題等についての正しい知識の普及を図り、国民の関心と認識を深めるための取組を積極的に推進するものと定められている。

さらに、拉致問題の解決には、国内世論及び国際世論の後押しが重要であるとの観点から、政府は、拉致問題に関する国内外の理解促進に努めている。

平成30年度の取組は、以下のとおりである。

### (1) 北朝鮮人権侵害問題啓発週間における取組

北朝鮮人権法は、12月10日から16日までを「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」と定めている。平成30年度は、政府主催イベントとして、平成30年12月15日に、拉致問題対策本部と法務省の共催、外務省と文部科学省の後援による政府主催国際シンポジウム「拉致問題を含む北朝鮮人権状況改善に向けた北朝鮮の具体的な行動を引き出すための国際連携のあり方」を東京都千代田区において開催した。同シンポジウムでは、拉致問題を始めとする北朝鮮の人権侵害の実態と御家族の苦悩について、被害者の御家族からの「生の声」の訴えが行われたほか、北朝鮮情勢や北朝鮮の人権問題に詳しい内外の有識者を招き、拉致問題を含む北朝鮮人権状況の改善に向けた北朝鮮の具体的な行動を引き出すための国際連携のあり方について議論を行った。また、当該政府主催イベントの中で、中学生及び高校生を対象とする北朝鮮人権侵害問題啓発週間・作文コンクールの表彰式を行い、菅内閣官房長官兼拉致問題担当大臣から受賞者への表彰状の授与及び最優秀賞受賞者による作文の朗読が行われたほか、ミニコンサート（拉致問題対策本部事務局・民間団体共催・北朝鮮向けラジオ放送共同公開収録）を行い、拉致被害者及び北朝鮮による拉致の可能性を排除することができない行方不明者の御家族や支援団体等による合唱等が行われた。

当該シンポジウムの模様は、政府の北朝鮮向けラジオ放送により日本語で、米国政府との連携により韓国語で、北朝鮮に向けて生放送された。



国際シンポジウム「拉致問題を含む北朝鮮人権状況改善に向けた北朝鮮の具体的な行動を引き出すための国際連携のあり方」



共同公開収録



作文コンクール表彰式



拉致問題を考える講演会とコンサートの集い

このほか、平成30年12月22日に、全国人権擁護委員連合会、近畿人権擁護委員連合会、兵庫県人権擁護委員連合会、法務省等の共催で、拉致被害者の蓮池薫氏、有本恵子氏の御両親である有本明弘氏・嘉代子氏、神戸市立摩耶小学校音楽隊及び兵庫県立長田高等学校音楽部を迎えて、「拉致問題を考える講演会とコンサートの集い」を兵庫県神戸市で開催した。

さらに、同週間の周知を目的としたインターネットバナー広告、インターネットテキスト広告及び交通広告の実施、全国の地方新聞52紙への広告の掲載、ポスター及びチラシの掲出や関係府省庁、地方公共団体と連携したポスターの掲出等、同週間にふさわしい活動に取り組んだ。



ポスター「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」

## (2) 広報媒体の活用

拉致問題対策本部は、啓発用のポスターやパンフレットの各団体への配布、政府主催の拉致問題啓発のための舞台劇公演実施、内閣府庁舎1階の啓発コーナー「拉致問題を知るひろば」の運営、映画「めぐみー引き裂かれた家族の30年」及びアニメ「めぐみ」の上映会開催などを行った。

## (3) 地方公共団体・民間団体との協力

拉致問題対策本部は、地方公共団体及び民間団体との共催等による啓発行事として「拉致問題を考える国民の集い」を各都市（鳥取県米子市、大阪府大阪市、東京都中野区、沖縄県那覇市）において開催したほか、



チラシ「拉致問題啓発舞台劇公演『めぐみへの誓い—奪還—』」



地方公共団体等と共催で、映画「めぐみ—引き裂かれた家族の30年」の上映会を開催した。また、地方公共団体と共催、法務省、外務省及び文部科学省の後援により、拉致問題啓発行事として、舞台劇「めぐみへの誓い—奪還—」を岐阜県多治見市、鹿児島県鹿屋市、神奈川県寒川町、愛媛県松山市、山梨県南アルプス市、富山県富山市、兵庫県神戸市、大分県大分市、千葉県市川市、埼玉県蕨市及び大阪府豊中市において上演した。

#### (4) 学校教育における取組

文部科学省では、各都道府県教育委員会等の人権教育担当者を集めた会議において、「人権教育・啓発に関する基本計画」に「北朝鮮当局による拉致問題等」が盛り込まれた趣旨を説明するとともに、拉致問題対策本部事務局による行政説明を行うなど、各種の機会を通じて周知を図っている。

また、拉致問題対策本部においては、平成29年度に引き続き、平成30年度においても、北朝鮮人権問題啓発週間・作文コンクールを実施したほか、平成30年度の新規施策として、小中学校及び高等学校の教員等を対象とする研修を実施した。

#### (5) 海外に向けた情報発信

平成30年5月、加藤拉致問題担当大臣（当時）が米国のニューヨーク及びワシントンDCを訪問した。ニューヨークの国連本部において、日本、米国、韓国、EU、オーストラリアの共催によるシンポジウムを開催し、拉致問題を始めとする北朝鮮の人権問題の解決に向けた国際連携の在り方について議論を行った。ワシントンDCでは、米国政府要人と会談を行い、拉致問題の経緯、及び拉致問題の真の解決とは、全ての拉致被害者の一日も早い帰国にほかならない旨を改めて説明し、米朝首脳会談を見据え、より一層の連携・協力を働き掛けた。

各国首脳・外相との会談、G7シャルルボア・サミット（カナダ）、日中韓サミット、日米韓外相会合、ASEAN関連首脳会議、北朝鮮に関する関係国外相会合を含む国際会議などの外交上のあらゆる機会を捉え、拉致問題を含む北朝鮮問題を提起し、諸外国からの理解と支持を得てきた。平成30年4月の日米首脳会談では、安倍内閣総理大臣からの要請を受け、両首脳は、米朝首脳会談で拉致問題を取り上げることに合意し、同年6月の日米首脳会談でのやり取りも経て、同月の米朝首脳会談では、トランプ米国大統領から金正恩（キム・ジョンウン）国務委員長に対して拉致問題を提起した。

また、平成31年2月の第2回米朝首脳会談では、トランプ大統領から金正恩国務委員長に対して初日の最初に行った一対一の会談の場で拉致問題を提起し、拉致問題についての安倍内閣総理大臣の考え方を明確に伝え、また、その後の少人数夕食会で、拉致問題を提起し、首脳間での真剣な議論が行われた。

その他にも、外務省では、在外公館において、各国政府関係者、報道関係者、有識者等に対し、各種広報媒体を活用し、拉致問題についての説明・啓発を行った。

**(6) 北朝鮮当局による人権侵害問題に対する認識を深めるための啓発活動**

法務省の人権擁護機関では、拉致問題等に対する国民各層の理解を深めるため、「北朝鮮当局による人権侵害問題に対する認識を深めよう」を強調事項の一つとして掲げ、北朝鮮人権侵害問題啓発週間を中心に、講演会等の開催、啓発冊子等の配布等、各種啓発活動を実施している。

なお、北朝鮮人権侵害問題啓発週間における啓発活動については、前掲(1)のとおり。

**(7) 北朝鮮当局による人権侵害問題に対する適切な対応**

法務省の人権擁護機関では、法務局・地方法務局又はその支局や特設の人権相談所において相談に応じている。人権相談等を通じて、人権侵害の疑いのある事案を認知した場合は、人権侵犯事件として調査を行い、事案に応じた適切な措置を講ずることとしている。

人権侵犯事件数（開始件数）	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
北朝鮮当局によって拉致された被害者等に対する人権侵犯	1	0	2	0	0

(法務省人権擁護局の資料による)

**(8) 国連における取組**

平成30年3月の国連人権理事会に、我が国はEUと共同で、北朝鮮人権状況決議案を提出し、無投票採択された。同決議は、「北朝鮮における人権に関する国連調査委員会」(COI) 報告書の内容を反映させた平成29年の国連総会決議をベースとしつつ、北朝鮮に対し、拉致問題を含む全ての人権侵害を終わらせるための措置を早急に取ることを要求している。また、拉致やその他の人権侵害の報告に深刻な懸念を強調した、平成29年12月の国連総会決議を想起するとされている。特に拉致問題に関しては、同問題及び全ての拉致被害者の即時帰国の重要性及び緊急性に留意し、日本人に関する全ての問題の解決、特に全ての拉致被害者の帰国が可能な限り早期に実現することを期待する内容となっている。さらに、平成29年3月の人権理事会決議で決定された国連人権高等弁務官事務所(OHCHR)の能力強化のプロセスの加速化を求めるとともに、OHCHRに対し啓発活動等の強化を求めている。

また、平成30年秋の国連総会には、我が国はEUと共同で、北朝鮮人権状況決議案を提出し、平成30年12月、無投票採択された。平成30年の同決議は、平成29年の国連総会決議を基に、北朝鮮の深刻な人権侵害を非難し、北朝鮮に対し、その終結を強く要求している。さらに、同決議は拉致問題及び全ての拉致被害者の即時帰国の重要性及び緊急性並びに拉致被害者及び家族が長きにわたり被り続けている多大な苦しみに留意し、日本人に関する全ての問題の解決、特に全ての拉致被害者の帰国が可能な限り早期に実現することを期待する内容となっている。加えて、平成29年3月の人権理事会決議で決定

されたOHCHRの能力強化のプロセスの加速化を求めるとともに、OHCHRに対し啓発活動等の強化を求めている。

## ▶ 13 その他の人権課題

政府は、人権教育・啓発に関する基本計画に明示的に掲げられている人権課題に加え、その他の課題についても、それぞれの問題状況に応じて、その解決に資する施策を実施している。

その中には、広島・長崎の原子爆弾被爆者に関する人権問題として、被爆に関するいわれなき差別や風評被害など筆舌に尽くし難い人権問題が長年にわたり発生しているなど、唯一の戦争被爆国である我が国として、引き続きの施策強化を必要とする課題もある。

ここでは、その他の課題のうち、法務省の人権擁護機関が啓発活動の強調事項として掲げているものを取り上げ、各府省庁が取り組んだ人権教育・啓発の施策を取りまとめた。

### (1) ホームレスの人権及びホームレスの自立の支援等

平成14年に制定された「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」（平成14年法律第105号）では、ホームレスの自立の支援等に関してはホームレスの人権に配慮することが定められている。同法は10年間の限時法として制定されたものであるが、平成24年6月にその期限が5年間延長され、更に平成29年6月に10年間延長されたところである。

また、同法に基づき、平成30年7月にホームレスの実態に関する全国調査の結果を踏まえて策定した「ホームレスの自立の支援等に関する基本方針」では、ホームレス及び近隣住民の双方の人権に配慮しつつ、啓発広報活動、人権相談等の取組により、ホームレスの人権の擁護を推進することが必要であること等が盛り込まれている。

これらも踏まえ、法務省の人権擁護機関では、「ホームレスに対する偏見や差別をなくそう」を強調事項の一つとして掲げ、講演会等の開催、啓発冊子等の配布等、各種啓発活動を実施している。

また、法務局・地方法務局又はその支局や特設の人権相談所において相談に応じている。人権相談等を通じて、ホームレスに関する嫌がらせ等の人権侵害の疑いのある事案を認知した場合は、人権侵犯事件として調査を行い、事案に応じた適切な措置を講じている。

人権侵犯事件数（開始件数）	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
ホームレスに対する人権侵犯	2	1	3	1	1

（法務省人権擁護局の資料による）

**(2) 性的指向に関する人権**

性的指向とは、人の恋愛・性愛がどういう対象に向かうのかを示す概念である。同性愛者、両性愛者の人々は、正常と思われず、場合によっては職場を追われることさえある。このような性的指向を理由とする差別的取扱いについては、現在では、不当なことであるという認識が広がっているが、いまだ偏見や差別が起きている。

ア 法務省の人権擁護機関では、「性的指向を理由とする偏見や差別をなくそう」を強調事項の一つとして掲げ、講演会等の開催、啓発冊子等の配布等、各種啓発活動を実施している。

その一環として、性的指向及び性自認をテーマとした啓発ビデオ「あなたがあなたらしく生きるために 性的マイノリティと人権」を法務局・地方法務局において貸し出しているほか、YouTube法務省チャンネルで配信している。

加えて、性的指向及び性自認に関する人権問題を含めた職場における各種人権問題について解説した啓発冊子「企業と人権～職場からつくる人権尊重社会～」を法務局・地方法務局で配布しているほか、同内容を分かりやすく解説した啓発ビデオを貸し出したり、YouTube法務省チャンネルで配信している。

また、腹話術師のいっこく堂氏によるスポット映像「人を好きになること」をYouTube法務省チャンネルで配信している。

このほか、「LGBTに関する人権啓発リーフレット（一般向け及び子ども向け）」を全国の法務局・地方法務局等で配布するとともに、法務省ホームページに「LGBTに関する特設サイト」を開設している。

さらに、地方公務員を対象とする人権啓発活動指導者養成研修会（88頁参照）において「性的指向」をテーマとした講義を設けるなどの取組を実施した。

また、法務局・地方法務局又はその支局や特設の人権相談所において相談に応じている。人権相談等を通じて、性的指向に関する嫌がらせ等の人権侵害の疑いのある事案を認知した場合は、人権侵犯事件として調査を行い、事案に応じた適切な措置を講じている。

人権侵犯事件数（開始件数）	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
性的指向を理由とした人権侵犯	15	8	9	8	7

（法務省人権擁護局の資料による）

イ 文部科学省では、平成27年4月、「性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細かな対応の実施等について」を通知し、学校における適切な教育相談の実施等を促している。また、平成28年4月、「性同一性障害や性的指向・性自認に係る、児童生徒に対するきめ細かな対応等の実施について」の教職員向け資料を文部科学省ホームページ（[http://www.mext.go.jp/b\\_menu/houdou/28/04/\\_icsFiles/afieldfile/2016/04/01/1369211\\_01.pdf](http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/28/04/_icsFiles/afieldfile/2016/04/01/1369211_01.pdf)）において公表するとともに、同年7月、全国の小中高等学校等に配布した。また、大学等において、性的指向・性自認の多様な在り方に関する理解の増

進や個別の事案に応じ学生個人の心情等に配慮したきめ細やかな対応の充実に資するよう、平成30年12月に、独立行政法人日本学生支援機構において、教職員向けの理解・啓発資料を公表し全国の大学等に周知した。

ウ 厚生労働省では、性的指向・性自認を理由としたものも含め、社会的な繋がりが希薄な方々の相談先として、24時間365日無料の電話相談窓口を各地域に設置するとともに、必要に応じて面接相談や同行支援を実施して具体的な解決に繋げる寄り添い支援を行っている。

また、職場における性的指向・性自認に対する不理解がパワーハラスメントやセクシュアルハラスメントの背景になり得るため、事業主向けのガイドブック「パワーハラスメント対策導入マニュアル」や、パンフレット「職場におけるセクシュアルハラスメント対策や妊娠・出産・育児休業・介護休業等に関するハラスメント対策は事業主の義務です!!」等により周知を図っている。

さらに、公正な採用選考についての事業主向けパンフレットに「LGBT等の性的マイノリティの方など特定の人を排除しない」旨記載し、ホームページ上にも公表している。

### (3) 性自認に関する人権

性自認とは、自己の性をどのように認識しているのかを示す概念である。生物学的な性との自己意識（性自認）とが一致しない人々は、社会の中で偏見の目にさらされ、昇進を妨げられたり、学校生活でいじめられたりするなどの差別を受けている。

ア 法務省の人権擁護機関では、「性自認を理由とする偏見や差別をなくそう」を強調事項の一つとして掲げ、講演会等の開催、啓発冊子等の配布等、各種啓発活動を実施している。

その一環として、性的指向及び性自認をテーマとした啓発ビデオ「あなたがあなたらしく生きるために 性的マイノリティと人権」を法務局・地方法務局において貸し出しているほか、YouTube法務省チャンネルで配信している。

加えて、性的指向及び性自認に関する人権問題を含めた職場における各種人権問題について解説した啓発冊子「企業と人権～職場からつくる人権尊重社会～」を法務局・地方法務局で配布しているほか、同内容を分かりやすく解説した啓発ビデオを貸し出したり、YouTube法務省チャンネルで配信している。

また、タレントの麻尋えりか氏によるスポット映像「性同一性障害」篇を作成し、YouTube法務省チャンネルで配信している。

このほか、「LGBTに関する人権啓発リーフレット（一般向け及び子ども向け）」を全国の法務局・地方法務局等で配布するとともに、法務省ホームページに「LGBTに関する特設サイト」を開設している。

さらに、地方公務員を対象とする人権啓発活動指導者養成研修会（88頁参照）にお

いて「性自認」をテーマとした講義を設けるなどの取組を実施した。

また、法務局・地方法務局又はその支局や特設の人権相談所において相談に応じている。人権相談等を通じて、嫌がらせ等、性自認に関する人権侵害の疑いのある事案を認知した場合は、人権侵害事件として調査を行い、事案に応じた適切な措置を講じている。

人権侵害事件数（開始件数）	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
性自認を理由とした人権侵害	10	16	6	18	12

（法務省人権擁護局の資料による）

イ 文部科学省では、平成27年4月、「性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細かな対応の実施等について」を通知し、学校における適切な教育相談の実施等を促している。また、平成28年4月、「性同一性障害や性的指向・性自認に係る、児童生徒に対するきめ細かな対応等の実施について」の教職員向け資料を文部科学省ホームページ（[http://www.mext.go.jp/b\\_menu/houdou/28/04/\\_icsFiles/afieldfile/2016/04/01/1369211\\_01.pdf](http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/28/04/_icsFiles/afieldfile/2016/04/01/1369211_01.pdf)）において公表するとともに、同年7月、全国の小中高等学校等に配布した。また、大学等において、性的指向・性自認の多様な在り方に関する理解の増進や個別の事案に応じ学生個人の心情等に配慮したきめ細やかな対応の充実に資するよう、平成30年12月に、独立行政法人日本学生支援機構において、教職員向けの理解・啓発資料を公表し全国の大学等に周知した。

ウ 厚生労働省では、性的指向・性自認を理由としたものも含め、社会的な繋がりが希薄な方々の相談先として、24時間365日無料の電話相談窓口を各地域に設置するとともに、必要に応じて面接相談や同行支援を実施して具体的な解決に繋げる寄り添い支援を行っている。

また、職場における性的指向・性自認に対する不理解がパワーハラスメントやセクシュアルハラスメントの背景になり得るため、事業主向けのガイドブック「パワーハラスメント対策導入マニュアル」や、「職場におけるセクシュアルハラスメント対策や妊娠・出産・育児休業・介護休業等に関するハラスメント対策は事業主の義務です!!」等により周知を図っている。

さらに、公正な採用選考についての事業主向けパンフレットに「LGBT等の性的マイノリティの方など特定の人を排除しない」旨記載し、ホームページ上にも公表している。

#### (4) 人身取引（トラフィッキング）事犯への適切な対応

人身取引は重大な人権侵害であり、人道的観点からも迅速・的確な対応が求められている。これは、人身取引が、その被害者に対して深刻な精神的・肉体的苦痛をもたらす、その被害の回復は非常に困難だからである。

ア 政府では、平成16年4月から「人身取引対策に関する関係省庁連絡会議」を開催す

るなどして関係行政機関が緊密な連携を図りつつ、「人身取引対策行動計画」（平成16年12月）、「人身取引対策行動計画2009」（平成21年12月）に基づき、人身取引の防止・撲滅と被害者の適切な保護を推進してきたところ、引き続き人身取引対策に係る情勢に適切に対処し、政府一体となってより強力に、総合的かつ包括的な人身取引対策に取り組んでいくため、平成26年12月、犯罪対策閣僚会議において「人身取引対策行動計画2014」を策定するとともに、関係閣僚から成る「人身取引対策推進会議」を随時開催することとした。

平成30年5月、人身取引対策推進会議の第4回会合を開催し、我が国における人身取引による被害の状況や、関係省庁による人身取引対策の取組状況等をまとめた年次報告「人身取引対策に関する取組について」を決定・公表するとともに、引き続き、人身取引の根絶を目指し、人身取引対策行動計画2014に基づく取組を着実に進めていくことを確認した。

また、同年6月の「外国人労働者問題啓発月間」に合わせてヤフーバナー広告により、7月30日の「人身取引反対世界デー」及び11月の「女性に対する暴力をなくす運動」期間に合わせてSNSにより、我が国における人身取引の実態、人身取引の防止・撲滅及び被害者の保護に係る取組に関する広報を実施し、被害に遭っていると思われる者を把握した際の通報を呼び掛けた。

イ 法務省入国管理局では、人身取引対策への取組を、「出入国管理」(出入国在留管理行政の現状についての報告書)、パンフレット及びホームページに掲載しており、ホームページにおいては8言語で人身取引被害者の保護に必要な情報を提供している。

また、毎年6月に実施する「不法就労外国人対策キャンペーン」において、不法就労防止への協力を呼び掛けるリーフレットを作成し、法務省ホームページ等に掲載するとともに、関係機関等に配布するなどの広報活動等を実施して、不法就労対策を通じた人身取引防止のための啓発活動を行っている。

法務省の人権擁護機関では、「人身取引をなくそう」を強調事項の一つとして掲げ、啓発冊子の配布等、各種啓発活動を実施している。

また、法務局・地方法務局又はその支局や特設の人権相談所において相談に応じている。人権相談等を通じて、人身取引の疑いのある事実を認知した場合は、人権侵犯事件として調査を行い、事案に応じた適切な措置を講ずることとしている。

人権侵犯事件数（開始件数）	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
人身取引（トラフィッキング）に関する人権侵犯	0	1	0	0	0

（法務省人権擁護局の資料による）

ウ 外務省では、被害者の我が国への入国を未然に防止する観点から、在外公館等における査証審査を厳格に行っている。また、外務省ホームページ上で「人身取引対策に伴う査証審査厳格化措置」についての広報活動を実施している。

さらに、平成16年以降、関係省庁から構成される「人身取引対策に関する政府協議調査団」を延べ25か国・地域に派遣し、派遣先の政府関係機関、国際機関現地事務所及び現地NGOとの意見交換を通じて、人身取引の被害実態、訴追・保護への取組、課題等を双方で把握し、連携を強化している。

加えて、我が国で認知された外国人人身取引被害者に対しては、国際移住機関(IOM)への拠出を通じ、人身取引被害者の帰国支援及び帰国後の社会復帰支援事業(就労・職業支援、医療費の提供等)を行っており、平成17年5月1日以降平成30年12月1日までに、計322人の被害者が同事業により母国への安全な帰国を果たした。

そのほか、外国人被害者の相談窓口等を記載した警察庁作成の9か国語対応リーフレットを在京大使館及び各国に所在する在外公館に配布し、人身取引の啓発と被害者の認知促進に努めている。

エ 内閣府では、人身取引対策の啓発用ポスター及びリーフレットを作成し、地方公共団体、空港・港湾、大学・高等専門学校等、日本旅行業協会、国際移住機関(IOM)、その他関係機関に配布し、人身取引に関する広報・啓発活動を実施した。



ポスター「人身取引対策」

オ 警察庁では、「コンタクトポイント連絡会議」を開催し、関係国の在日大使館、国際機関、NGO等と人身取引被害者の発見、保護についての情報交換や意見交換を行うとともに、人身取引被害の警察等への連絡を呼び掛けるリーフレットを9か国語で作成し、人身取引被害者等の目に触れやすいところで配布している。



リーフレット「人身取引対策」

また、警察庁の委託を受けた民間団体が市民から匿名による人身取引事犯等に関する通報を受け付ける「匿名通報事業」(<https://www.tokumei24.jp/>)を運用している。

カ 厚生労働省では、人身取引対策行動計画2014に基づき、婦人相談所において、国



籍・年齢を問わず、人身取引被害女性の保護を行い、その宗教的生活や食生活を尊重した支援を実施している。

## (5) 東日本大震災に伴う人権問題

平成23年3月11日に発生した東日本大震災は、被災地域が東日本全域に及び、死者1万5,897人、行方不明者2,533人、負傷者6,157人の甚大な人的被害が生じたほか、全・半壊建物は40万4,890戸にも及ぶ（平成31年3月8日警察庁緊急災害警備本部広報資料による。）未曾有の大災害である。また、地震と津波に伴い発生した東京電力福島第一原子力発電所事故は、被害をより深刻なものとした。東日本大震災による避難者は、被害の大きかった岩手県、宮城県及び福島県を中心に平成31年3月29日時点で5万564人に及んでいる（復興庁調べ）。

### ア 避難生活における啓発等

(ア) 法務省の人権擁護機関では、「東日本大震災に起因する偏見や差別をなくそう」を強調事項の一つとして掲げ、シンポジウムの開催、啓発デジタルコンテンツの掲載等の啓発活動を実施している。

平成30年11月10日には、高知県高知市において、人権シンポジウム「震災と人権 人権に配慮した被災者支援・避難所運営の在り方—私たちにできること—」を開催した。シンポジウムの様子は、人権教育啓発推進センターの人権チャンネル（<http://www.youtube.com/jinkenchannel>）で公開している。

また、東日本大震災に伴って生起する様々な人権問題について対処するとともに、新たな人権侵害の発生を防止するため、仮設住宅等を訪問するなどして、被災者の心のケアを含めた人権相談に応じている。また、人権相談等を通じて、人権侵害の疑いのある事案を認知した場合には、人権侵害事件として救済手続を開始し、被害者の救済に適切に対処している。



人権シンポジウム「震災と人権 人権に配慮した被災者支援・避難所運営の在り方—私たちにできること—」（高知会場）

人権侵害事件数（開始件数）	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
東日本大震災に起因する人権侵害	8	12	5	5	1

（法務省人権擁護局の資料による）

(イ) 内閣府では、平成23年度以降、岩手県、宮城県及び福島県において、女性の悩みや女性に対する暴力等に関する相談に対応するため「東日本大震災による女性の悩み・暴力に関する相談事業」を実施している。

(ウ) 文部科学省では、被災した子どもの心のケア等への対応のため、学校などにス

クールカウンセラー等を派遣している。平成30年度においては、被災地の要望を踏まえ、岩手県、宮城県及び福島県に529人（計画値）のスクールカウンセラー等を派遣するために必要な予算を措置した。

## イ 原発事故に伴う風評被害等

(ア) 法務省の人権擁護機関では、東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う風評に基づく差別的取扱い等、東日本大震災に伴って生起する様々な人権問題について対処するとともに、新たな人権侵害の発生を防止するため、「東日本大震災に起因する偏見や差別をなくそう」を強調事項の一つとして掲げ、シンポジウムの開催、人権啓発デジタルコンテンツの掲載等の啓発活動を実施している。

(イ) 文部科学省では、神奈川県横浜市などで原子力発電所事故により避難している児童生徒がいじめに遭い、学校等が適切な対応を行わなかった事案を受けて、平成28年12月、被災児童生徒を受け入れる学校に対して、①原発事故の避難者である児童生徒を含め、被災児童生徒へのいじめの有無等の確認を行うこと、②被災児童生徒に対して、心のケアなど、日常的に格別の配慮を行うことなどの対応を求める通知を発出した。また、平成29年3月、「国のいじめ防止基本方針」を改定し、被災児童生徒に対するいじめの未然防止・早期発見に取り組むことを新たに盛り込み、教職員に対して適切な対応を求めている。さらに、平成29年4月11日、被災児童生徒へのいじめの防止について、全国の児童生徒、保護者、地域住民、教育委員会等の職員、学校の教職員に向けて、文部科学大臣からメッセージを発表した。平成30年度においては、各教育委員会等の生徒指導担当者等を対象としたいじめに関する行政説明の開催等を通じて、上記の内容を含め、各教育委員会・学校等に対し、被災児童生徒へのいじめに対する適切な対応を求めた。

また、児童生徒が放射線に関する科学的な知識を身に付け、理解を深めることができるよう、平成30年10月に放射線副読本を改訂し、全国の小・中・高等学校等に配布した。この中では、避難児童生徒に対する差別やいじめを防止する内容を充実させている。

(ウ) 経済産業省では、原子力を含むエネルギーや放射線等に関する知識普及のため、講演会や研修会等へ専門家を派遣するなど、電力消費地域や次世代層を始めとした国民全体への情報発信を行った。

# 人権に関わりの深い特定の職業に従事する者に対する研修等

## 1 研修

### (1) 検察職員

検察職員に対しては、経験年数に応じて実施する各種研修において、人権等に関する講義を実施しているほか、日常業務における上司による指導等を通じ、基本的人権を尊重した検察活動の徹底を図っている。

平成30年度の研修としては、新任検事を対象とした「新任検事研修」や任官後おおむね3年前後の検事を対象とした「検事一般研修」等において、犯罪被害者や被疑者・被告人等の人権に関する講義及び国際人権関係条約に関する講義等を実施した。

### (2) 矯正施設職員

初任研修課程及び任用研修課程等において、新採用職員、幹部職員等に対し、被収容者の権利保障・国際準則等、人権啓発、個人情報保護、犯罪被害者の人権、セクシュアルハラスメント等に係る講義を実施しているほか、憲法、成人矯正法等の講義においても人権に関する視点を取り入れている。

また、平成30年度は、専門研修課程において、矯正施設で勤務し、被収容者の処遇等に従事する職員に対し、相手の立場に立ち、相手の気持ちを考えながら冷静な対応ができる能力を習得させるとの観点から、民間プログラムによる実務に即した行動科学的な視点を取り入れた研修を行った（「アンダー・マネジメント」研修：刑事施設の中間監督者及び少年鑑別所の専門官等40人、「コーチング」研修：刑事施設の中間監督者及び少年院の専門官等50人）。

さらに、参加した研修員を講師として所属する矯正施設においても自庁研修を実施した。

このほか、各矯正施設においては、事例研究、ロールプレイング等の実務に即した自庁研修を行うなど、職員の人権意識の向上に努めている。

### (3) 更生保護官署関係職員

更生保護官署関係職員を対象として、在職年数等に応じて実施している各種研修において、保護観察官に対しては、犯罪被害者及び保護観察等対象者等の人権等に関する講義を、社会復帰調整官に対しては、犯罪被害者及び医療観察対象者等の人権等に関する講義を、それぞれ実施しており、平成30年度は延べ315人に対して、人権に関する講義を実施した。

保護観察所が実施している全ての保護司を対象とした地域別定例研修や保護司としての経験年数等に応じた各種研修においても、保護観察等の処遇の場面で人権や個人情報の取扱い等に配慮するよう啓発に努めている。

#### (4) 入国管理関係職員

入国管理局関係職員を対象に、在職年数等に応じて実施している入国管理局関係職員研修において、基本的人権の尊重、人権擁護の現状及び人身取引関係の講義科目を設置しており、平成30年度は、810人が参加した。

また、各地方入国管理官署の業務の中核となる職員を対象とした人権研修において、人権問題に関する知識を深め、適切な業務処理に資することを目的に、人権に関する諸条約等についての講義を実施している。

さらに、人身取引及び配偶者からの暴力（DV）事案を取り扱う中堅職員を対象に、これら事案に対する知識、技術及び課題等を学ぶ、人身取引対策及びDV事案に係る事務従事者研修を実施している。

人権研修並びに人身取引対策及びDV事案に係る事務従事者研修については、平成30年度は、合計45人が受講した。

#### (5) 教師・社会教育関係職員

独立行政法人教職員支援機構及び各都道府県等において、人権尊重意識を高めるための研修を実施している。

また、社会教育主事講習において、人権問題を取り上げ、人権問題に関する正しい知識を持った社会教育主事の養成を図っている。平成30年度は、全国13か所（計14講習）の国立大学等に社会教育主事講習を委嘱した。

#### (6) 医療関係者

厚生労働省では、医療関係者の養成課程において、人の尊厳を幅広く理解するための教育内容を含めることを求めるなど、患者等の人権を十分に尊重するという意識・態度の育成を図った。

#### (7) 福祉関係職員

主任児童委員を対象に、全国主任児童委員研修会等を開催し、地域住民や関係機関との連携について考えるシンポジウム等を実施し、人権の尊重等についての理解を深めている。

また、児童福祉関係施設における子どもの人権を尊重した処遇を充実させるため、国立武蔵野学院附属児童自立支援専門員養成所において研修を行った。

虐待を受けた子どもの保護等に携わる者の研修の充実については、児童虐待問題や非

行・暴力等の思春期問題に対応する第一線の専門的援助者の研修を行う「子どもの虹情報研修センター（日本虐待・思春期問題情報研修センター）」において、児童相談所、児童福祉施設、市町村、保健機関等の職員を対象とする各種の専門研修を行うとともに、平成28年児童福祉法等改正法により、市町村の要保護児童対策地域協議会の調整機関へ配置される専門職や児童相談所の児童福祉司について研修を義務化するなど、これら職員の資質の向上を図っている。

#### (8) 海上保安官

海上保安庁では、海上保安大学校等における初任者教育及び職員に対する再研修において、人権に関する教育を行っている。平成30年度は、960人が受講した。

#### (9) 労働行政関係職員

厚生労働省では、職員の職位に応じて行われる中央研修において、同和問題（部落差別）等を中心とする人権の講義を実施している。平成30年度は、947人が受講した。

#### (10) 消防職員

消防庁消防大学校では、消防本部の幹部職員等に対し、人権問題に関する講義を実施している。平成30年度は、326人が受講した。

#### (11) 警察職員

警察では、警察学校や警察署等の職場において、新たに採用された警察職員に対する採用時教育の段階から、人権の尊重を大きな柱とする「職務倫理の基本」に重点を置いた教育を行うとともに、基本的人権に配慮した適正な職務執行を期する上で必要な知識・技能を修得させるための各種教育を行っている。

また、取調べの一層の適正化を図るため、「被疑者取調べ適正のための監督に関する規則」（平成20年国家公安委員会規則第4号）を制定し、被疑者取調べ監督制度を適切に運用している。

#### (12) 自衛官

防衛省では、防衛大学校、防衛医科大学校、防衛研究所、統合幕僚学校、陸・海・空の各自衛隊幹部学校等の各教育課程において、自衛官になるべき者や自衛官に対して、有事における捕虜等の人権を保護するため、「戦地軍隊における傷病者の状態の改善に関する条約」（明治41年条約第1号。以下「ジュネーヴ条約」という。）その他の国際人道法に関する教育を実施している。このうち、防衛研究所や統合幕僚学校では、ジュネーヴ条約その他の国際人道法に精通した部外講師による講演を実施している。平成30年度は、約2万9,000人が履修した。

また、ジュネーブ条約その他の捕虜等の取扱いに係る国際人道法の適切な実施を確保するため、統合国際人道業務訓練を実施しており、「武力攻撃事態における捕虜等の取扱いに関する法律」（平成16年法律第117号）等に基づく業務要領について演練し、捕虜等の取扱いについての知識、技能の向上を図っている。平成30年度は、約80人が参加した。

### (13) 公務員全般

ア 法務省では、中央省庁等の職員を対象とする人権に関する国家公務員等研修会を開催している。平成30年度は、東京都港区において、次のとおり2回開催し、合計904人が参加した。



人権に関する国家公務員等研修会

#### ① 平成30年9月19日

「ハラスメント最新事情—あなたの理解で大丈夫ですか?—」の講演（講師・金子雅臣氏，参加者473人），啓発ビデオ「企業と人権 職場からつくる人権尊重社会（ハラスメント部分のみ抜粋）」（法務省作成）の上映

#### ② 平成31年2月13日

「外国人と人権～多文化共生社会の実現に向けて～」の講演（講師・宮島喬氏，参加者431人），啓発ビデオ「外国人と人権 違いを認め、共に生きる（「家庭・地域で見られる偏見や差別」のみ抜粋）」（法務省作成）の上映

また、都道府県及び市区町村の人権啓発行政に携わる職員を対象にして、その指導者として必要な知識やスキルを習得させることを目的とした人権啓発指導者養成研修会を実施している（88頁参照）。平成30年度は、合計301人が受講した。

イ 人事院では、新規採用職員を対象とする「初任行政研修」等の全府省庁の職員を対象に実施している役職段階別研修等において、女性、高齢者、障害のある人等の人権課題をカリキュラムに取り入れて行った。また、若手・中堅職員を対象とする役職段階別研修等において、法務省が作成した啓発冊子「人権の擁護」を配布するとともに、その際、人権一般に対する認識を更に深めるよう指導を行った。

ウ 外務省では、平成30年度は、新入省員、中堅職員、課室長幹部職員及び在外公館赴任予定者等を対象とした各種研修の中で人権問題等に関する講義を行い、654名が受講した。また、他府省庁からの出向者を対象とした各種研修の中でも人権問題に関する講義を行い、244名が受講した。また、在外公館警備対策官として赴任する予定の他府省庁等職員を対象とした研修の中で、「国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約」（平成26年条約第2号。以下「ハーグ条約」という。）に関する講義を行っており、平成30年度は84人が受講した。

加えて、在外公館の領事担当官及び在外公館で領事を担当する予定の赴任予定者に対し、領事初任者研修の中でハーグ条約に関する講義、DV被害者対応に関する講義及び人身取引問題に関する講義を、領事中堅研修の中でハーグ条約に関する講義を行った。平成30年度は、99人が受講した。

エ 自治大学校では、地方公共団体の幹部となる地方公務員の政策形成能力等を総合的に養成することを目的に高度な研修を行っているが、平成29年度の人権教育については、2課程の課目の中で実施した。平成30年度は、106人が受講した。

## 2 国の他の機関との協力

裁判官の研修を実施している司法研修所では、裁判官に対する研修の際に人権問題に関する各種講義を設定している。平成30年度は、335人が受講した。

なお、上記研修を実施するに当たり、法務省等から講師を派遣するなどの協力を行った事例もある。

## 総合的かつ効果的な推進体制等

### 1 実施主体の強化及び周知度の向上

#### (1) 実施主体の強化

人権啓発を効果的に推進するためには、人権啓発の実施主体の体制を質・量の両面にわたって強化していく必要があるが、特に、各地域に密着した効果的な人権啓発を行うためには、全国に約1万4,000人配置されている人権擁護委員の活用が有効かつ不可欠である。

また、複雑・多様化する人権問題に適時適切に対応し、人権擁護委員活動の一層の活性化を図るためには人権擁護委員組織体の体制を充実・強化し、人権擁護委員組織体自らが自主的かつ積極的な人権啓発活動等を推進していく体制を整備していく必要がある。

#### (2) 周知度の向上

法務省では、法務省の人権擁護機関の周知を図るなどの目的のため、啓発冊子「人権の擁護」並びに人権擁護委員の活動と役割を分かりやすく説明したリーフレット「人権擁護委員 あなたの街の相談パートナー」及び冊子「あなたも人権擁護委員 ～あなたの街の相談パートナー～ として活躍してみませんか？」を作成し、人権週間や人権擁護委員の日を中心に講演会等で配布するなど、周知活動の強化を図っている。

また、特に、小学校中学年以上の児童生徒を対象に、漫画を用いて日常生活における人権に関する問題及び人権を尊重することの重要性について分かりやすく説明することを目的として、啓発冊子「マンガで考える『人権』 みんなともだち」を人権尊重思想の周知・広報に活用した。

さらに、法務省の人権擁護機関による調査救済制度等を周知するためのリーフレット「法務局による相談・救済制度のご案内」を配布し、調査救済制度等の周知を図ったほか、自らの差別意識について「気づき」の機会を提供し、無意識による人権侵害を減少させ、共生社会を実現することを目的とした人権意識自己診断「じんけん自己診断～こんなときどうする？」の配布や、法務省ホームページの特設サイトにおける人権啓発活動を行うなど人権尊重思想の周知・広報に活用した。

加えて、互いに人権を尊重することの重要性について、周知することを目的に作成した動画「笑顔をつなぐ思いやり」を作成し、インターネット広告を実施したほか、YouTube法務省チャンネルで配信している。





啓発冊子  
「平成30年度版 人権の擁護」



啓発冊子  
「マンガで考える『人権』  
みんなともだち」



冊子  
「あなたも人権擁護委員  
～あなたの街の相談パートナー～  
として活躍してみませんか？」



周知用リーフレット  
「人権擁護委員 あなたの街の相談パートナー」



リーフレット  
「法務局による相談・救済制度のご案内」



リーフレット  
「じんけん自己診断～こんなときどうする？」  
(一般用)



リーフレット  
「じんけん自己診断～こんなときどうする？」  
(小学生用)



動画「笑顔をつなぐ思いやり」

## 2 実施主体間の連携

### (1) 人権教育・啓発に関する中央省庁連絡協議会

平成12年9月25日、関係省庁事務次官等申合せにより、各府省庁等の教育・啓発活動について情報を交換し、連絡するための場として、「人権教育・啓発中央省庁連絡協議会」を設置した。

平成30年度は、幹事会を2回開催し、啓発活動の実施事業、効果検証の方法等についての情報交換を行うとともに、人権教育・啓発推進法に基づく年次報告についての協議を行った。

## (2) 人権啓発活動ネットワーク協議会

法務省では、平成12年9月までに「人権啓発活動都道府県ネットワーク協議会」を都道府県単位（北海道については、法務局及び地方法務局の管轄区域単位）に設置し、さらに、平成20年3月までに市町村、人権擁護委員協議会等を構成員とする「人権啓発活動地域ネットワーク協議会」を全国193か所に設置した。これらのネットワーク協議会を利用して、国、地方公共団体、人権擁護委員組織体及びその他の人権啓発の実施主体が、それぞれの役割に応じて相互に連携・協力することにより、各種の人権啓発活動の効率的かつ効果的な実施に努めている。

## (3) 文部科学省と法務省の連携

法務省の主催する全国中学生人権作文コンテスト（7頁参照）の優秀作品の作品集について、文部科学省、法務省・法務局等が連携して、教育委員会等を通じ、学校における活用を依頼した。また、子どもの人権SOSミニレター等、法務省における相談事業について、文部科学省、法務省・法務局等が連携して学校現場への周知を行った。

## (4) 児童虐待防止対策に関する関係府省庁連絡会議

児童虐待防止対策については、平成28年4月より、「児童虐待防止対策に関する関係府省庁連絡会議」を設置、開催するなど、関係府省庁（内閣府、警察庁、総務省、法務省、文部科学省及び厚生労働省）が緊密に連携し、総合的な児童虐待防止対策について、政府全体で強化を図り、一層効果的に推進している。

## (5) スポーツ組織との連携・協力

法務省の人権擁護機関では、人権尊重思想を若年層に普及させるため、フェアプレーの精神等をモットーとし、青少年層や地域社会において世代を超えた大きな影響力を有するJリーグ加盟クラブ、プロ野球球団等のスポーツ組織と連携・協力を行っており、スタジアムにおける各種啓発活動、人権スポーツ教室や1日人権擁護委員イベントへの選手派遣等、ファン・サポーターへの人権啓発において連携を図っている。



上川法務大臣（当時）のメッセージ



1日人権擁護委員イベントでの啓発活動

スポーツ組織と連携した人権啓発活動

## (6) 民間企業と連携・協力した啓発活動

「人権」に対しては、「敷居が高い」、「難しい」といったイメージが強いところ、法務省の人権擁護機関では、国民に、人権啓発活動への目を向けてもらうための更なる取組として、「笑い」の力によるエンタテインメントを通じて社会貢献活動に取り組んでいる民間企業と連携した人権啓発活動を実施している。

また、青少年を中心に深刻化するインターネットを悪用した人権侵害への取組として、携帯電話会社等の実施する安全教室と連携した人権教室を実施している。

さらに、東京大会の開催に向けた取組の一つとして、経済3団体を中心に設立された「オリンピック・パラリンピック等経済界協議会」と連携し、車椅子体験、パラリンピアンによる講話、障害者スポーツ体験(ボッチャ、車椅子バスケットボール等)などと、障害のある人の人権や「心のバリアフリー」について人権擁護委員が講話をする人権教室とを組み合わせた啓発活動を実施している。

加えて、平成28年度から、「人種・障害の有無などの違いを理解し、自然に受け入れ、互いに認め合う共生社会」いわゆる「ユニバーサル社会」を実現するため、「人権ユニバーサル事業」を新設し、地方公共団体に委託して、民間企業、学校、障害者団体等と連携した人権啓発活動を実施している。

## 3 担当者の育成

### (1) 人権啓発指導者養成研修会

法務省では、地方公共団体等の人権啓発行政に携わる職員を対象として、指導者として必要な知識やスキルを習得させることを目的とした人権啓発指導者養成研修会を実施している。

平成30年度は、平成30年9月12日から14日までの3日間（京都会場：参加者127人）、同年10月17日から19日までの3日間（東京会場：96人）及び同年11月6日から8日までの3日間（福岡会場：78人）の3回開催した。

### (2) 人権擁護事務担当職員、人権擁護委員に対する研修

法務省では、初等科、中等科等の一般研修はもとより、人権擁護事務に従事する際の人権擁護事務担当職員実務研修、調査救済事務担当者研修を始め、法務局・地方法務局の人権擁護課長、支局長等を対象に専門科研修等を実施し、人権擁護行政に携わる職員の養成をしている。

人権擁護委員に対しては、新任委員に対する委嘱時研修を始め、初委嘱後6か月以内の委員を対象とした第一次研修、初委嘱後2年以内の委員を対象とした第二次研修、初めて再委嘱されて1年以内の委員を対象とした第三次研修を通じて、人権擁護委員としての職務遂行に必要な知識及び技能の習得を図っている。また、同和問題講習会及び男

女共同参画問題研修も実施している。

さらに、人権擁護委員組織体における指導者を養成するため、人権擁護委員活動及び人権擁護委員組織体の運営において中心的役割を担う立場にある人権擁護委員に対し、その職務の遂行に必要なマネジメント能力の向上を図るとともに、高度な人権相談技法、人権啓発手法、人権侵犯事件の処理及び最新の人権課題に関する知識等を修得させることを目的とした人権擁護委員指導者養成研修を実施している。

このほかにも、人権擁護委員が組織する都道府県人権擁護委員連合会や人権擁護委員協議会等が中心となり、自主的に各種研修会を企画し、実施している。

### (3) 公正採用選考人権啓発推進員に対する研修

厚生労働省では、「公正採用選考人権啓発推進員」に対し、研修会を開催し、また、従業員の採用選考に影響力のある企業トップクラスに対し、「事業所における公正な採用選考システムの確立」について研修会を開催した。

## 4 人権教育啓発推進センターの充実

人権教育啓発推進センター(10頁参照)は、民間団体としての特質を生かした人権教育・啓発活動を総合的に行うナショナルセンターとしての役割を果たすため、法務省、地方公共団体等からの委託事業のほか、情報誌「アイユ」の刊行、ホームページによる情報提供、各種人権啓発パンフレットの作成、地方公共団体・企業等を対象とした研修の受託業務等の独自の事業を行っている。同センター主催の研修として、平成30年度は、人権講座を12回開催したほか、各種セミナーを開催した。

その内容は、次のとおりである。

### (1) 人権講座

- ① 「国立ハンセン病資料館見学と人権の森、桜並木を巡る」(語り部：森本 美代治 (NGOIDEAジャパン理事長、元ハンセン病国賠訴訟全国原告団協議会事務局次長))
- ② 「生きる支援と『いのちの総合相談会』～自殺者を半減させた『秋田モデル』のこれから～」(講師：佐藤 久男 (特定非営利活動法人あきた自殺対策センター・蜘蛛の糸理事長))
- ③ 「組織のなかの多様性と向き合う～セクシュアルマイノリティの視点から～」(講師：加藤 悠二 (特定非営利活動法人虹色ダイバーシティ東京スタッフ))
- ④ 「職場におけるメンタルヘルス～ACEs (子ども時代の逆境体験) から考える～」(講師：園田 京子 (米国ニューメキシコ州認定臨床心理カウンセラー、国際子ども権利センター (シーライツ) 認定講師))
- ⑤ 「北朝鮮による拉致問題と拉致認定～拉致被害者等と家族の人権侵害」(講師：村尾

建児（特定失踪者問題調査会 副代表）

- ⑥ 「発達障害のある人の人権」（講師：梅永 雄二（早稲田大学教育・総合科学学術院教授））
- ⑦ 「DVのない社会を目指して～アフターDVと加害更生/被害者と加害者の双方からの取り組み～」(講師：宗像 美由（一般社団法人Turn to smile (たんとすまいる))）
- ⑧ 「人権，人道，自衛権～紛争予防と平和構築の視点から～」(講師：伊勢崎 賢治(東京外国語大学総合国際学研究院（国際社会部門・国際研究系）教授）
- ⑨ 「病気と人権—治療と仕事の両立—」（講師：天野 慎介（一般社団法人全国がん患者団体連合会理事長，一般社団法人グループ・ネクサス・ジャパン理事長））
- ⑩ 「高齢者と人権～介護と認知症ケアについて人権的視点で考える～」(講師：和田 行男（株式会社大起エンゼルヘルプ））
- ⑪ 「災害と人権～「我慢するのが当たり前？」災害関連死を防ぐために～」(講師：神原 咲子（高知県立大学大学院看護学研究科教授））
- ⑫ 「ネット炎上と人権 炎上の構造とリスク～ソーシャルメディアをどう使うべきか～」(講師：吉野 ヒロ子（帝京大学文学部社会学科専任講師））

## (2) セミナー

人権教育総合マニュアル「コンパシート」を用いた各種セミナーを開催（講師：福田 弘（人権教育啓発推進センター上級特別研究員・筑波大学名誉教授））した。

また，人権啓発教育推進センターでは，地方公共団体，各種研究団体等で制作した書籍・図画・ビデオ等を収集・購入し，同センター内に設置した，人権ライブラリーにおいて，これら書籍・図画・ビデオ等を貸し出すなどの提供を行っている。

さらに，国及び地方公共団体等から提供された人権教育・啓発に関する各種情報・資料等を収集・整理し，これをデータ化して蓄積し，それを利用者が検索するという形で情報提供を行っている。これらのデータは，誰でも自由に利用することができ，人権ライブラリーのホームページ（<http://www.jinken-library.jp/>）を通じて必要な情報が取り出せるようになっている。

平成30年度に収集・登録されたものは，出版物等958件，講演会1,158件，テレビ・ラジオ放送45件，意識・実態調査48件，その他の各種事業907件であった。

## 5 マスメディアの活用等

### (1) テレビ，ラジオ等の活用

#### ア 女性の人権に関する啓発広報

- (ア) 若い女性を対象とした，いわゆるアダルトビデオ出演強要問題・「JKビジネス」問題等に関して，政府広報ラジオ番組「秋元才加とJOYのWeekly Japan!!」（平成

30年4月14日及び15日放送・政府広報), 同番組内(60秒お知らせ)(同月21日及び22日放送・政府広報)で放送したほか, BSテレビ番組「徳光&木佐 知りたいニッポン!」内(霞が関からお知らせします2018)で放送(同年8月4日放送・政府広報)

- (イ) 女性に対する暴力に関して, 政府広報ラジオ番組「秋元才加とJOYのWeekly Japan!!」(平成30年11月17日及び18日放送・政府広報), BSテレビ番組「徳光&木佐 知りたいニッポン!」内(霞が関からお知らせします2018)で放送(同月18日放送・政府広報)

#### イ 子どもの人権に関する啓発広報

- (ア) いじめの防止に関して, 政府広報ラジオ番組「秋元才加とJOYのWeekly Japan!!」内(60秒お知らせ)で放送(平成30年5月19日及び20日放送・政府広報)
- (イ) 児童虐待の防止に関して, 政府広報ラジオ番組「秋元才加とJOYのWeekly Japan!!」で放送(平成30年11月10日及び11日放送・政府広報)
- (ウ) 「子どもの人権110番」に関して, BSテレビ番組「徳光&木佐 知りたいニッポン!」内(霞が関からお知らせします2018)で放送(平成30年8月25日放送・政府広報)

#### ウ 障害のある人の人権に関する啓発広報

- (ア) 障害のある人への社会的障壁を取り除くこと(心のバリアフリー)に関して, BSテレビ番組「徳光&木佐 知りたいニッポン!」内(霞が関からお知らせします2018)で放送(平成30年6月16日放送・政府広報)
- (イ) 発達障害のある人への支援に関して, BSテレビ番組「徳光&木佐 知りたいニッポン!」内(霞が関からお知らせします2018)で放送したほか(平成30年4月14日放送・政府広報), 政府広報ラジオ番組「秋元才加とJOYのWeekly Japan!!」で放送(平成31年3月23日及び24日・政府広報)

#### エ HIV感染者等の人権に関する啓発広報

HIV/エイズの正しい知識の普及に関して, BSテレビ番組「徳光&木佐 知りたいニッポン!」内(霞が関からお知らせします2018)で放送(平成30年5月26日放送・政府広報)したほか, HIV感染者等の人権などに関して, TBSラジオ番組「RED RIBBON LIVE 2018~もうひとつの贈る言葉」で放送(平成30年12月26日放送・厚生労働省)

#### オ 刑を終えて出所した人に関する啓発広報

犯罪・非行の前歴のために定職に就くことが容易でない刑務所出所者等を雇用し, 立ち直りを支援する「協力雇用主」に関して, BSテレビ番組「徳光&木佐 知りたいニッポン!」内(霞が関からお知らせします2018)で放送(平成30年6月2日放送・政府広報)

## カ インターネットによる人権侵害に関する啓発広報

インターネットを悪用した人権侵害の防止に関して、政府広報ラジオ番組「秋元才加とJOYのWeekly Japan!!」内（60秒お知らせ）で放送（平成31年2月2日及び3日放送・政府広報）

## キ 性的指向及び性自認の理解促進に関する啓発広報

性的指向及び性自認の理解促進に関して、政府広報ラジオ番組「秋元才加とJOYのWeekly Japan!!」で放送（平成30年9月8日及び9日放送・政府広報）

## ク 人権擁護委員の日に関する広報

「人権擁護委員の日」特設人権相談所の開設に関して、政府広報ラジオ番組「秋元才加とJOYのWeekly Japan!!」で放送したほか（平成30年5月26日及び27日放送・政府広報）、同政府広報ラジオ番組内（60秒お知らせ）で放送（同年6月2日又は3日放送・政府広報）

## ケ 企業と人権に関する啓発広報

職場からつくる人権尊重社会に関して、政府広報ラジオ番組「秋元才加とJOYのWeekly Japan!!」で放送（平成31年2月16日及び17日放送・政府広報）

## (2) 新聞、雑誌等の活用

### ア 女性の人権に関する啓発広報

(ア) 若い女性を対象とした、いわゆるアダルトビデオ出演強要問題・「JKビジネス」問題等に関する突出し広告を全国の新聞（全国紙・ブロック紙・地方紙）に掲載（平成30年4月2日～4月8日・政府広報）

(イ) 全国一斉「女性の人権ホットライン」強化週間に関する広報を音声広報CD「明日への声」及び点字・大活字広報誌「ふれあいらしんばん」に収録・掲載（平成30年9月・政府広報）

### イ 子どもの人権に関する啓発広報

(ア) いじめ等の子どもの人権問題対策に関する突出し広告を全国の新聞（全国紙・ブロック紙・地方紙）に掲載（平成30年4月10日～15日・政府広報）したほか、啓発広報を音声広報CD「明日への声」及び点字・大活字誌「ふれあいらしんばん」に収録・掲載（平成31年3月・政府広報）

(イ) 全国一斉「子どもの人権110番」強化週間に関する突出し広告を全国の新聞（全国紙・ブロック紙・地方紙）に掲載（平成30年8月27日～9月2日・政府広報）

(ウ) 児童虐待防止対策の推進に関する突出し広告を全国の新聞（全国紙・ブロック紙・地方紙）に掲載（平成30年11月13日～11月18日・政府広報）

### ウ 高齢者・障害のある人の人権に関する啓発広報

(ア) 「心の輪を広げる体験作文」と「障害者週間のポスター」募集に関する啓発広報を音声広報CD「明日への声」に収録（平成29年7月・政府広報）



- (イ) 東京大会に向けた「心のバリアフリー」の推進に関する啓発広報を音声広報CD「明日への声」に収録（平成30年7月・政府広報）
- (ウ) 障害者雇用に関する突出し広告を全国の新聞（全国紙・ブロック紙・地方紙）に掲載（平成30年4月23日～4月29日・政府広報）

## エ 外国人の人権に関する啓発広報

外国語人権相談ダイヤル等の外国人のための人権相談窓口に関する広告を中国語（平成31年2月21日，同年3月14日・法務省），韓国語（同年3月1日・法務省）及びフィリピン語（同年2月24日・法務省）の新聞に掲載したほか，英語（同年2月22日，同年3月1日・法務省），ベトナム語（同年3月1日・法務省）及びポルトガル語（同年3月2日・法務省）の雑誌に掲載

## オ ハンセン病元患者等の人権に関する啓発広報

「朝日小学生新聞」（平成30年8月23日），「読売KODOMO新聞」（同日），「毎日小学生新聞」（同年8月24日），「読売中高生新聞」（同年9月14日）及び「NEWSがわかる」（同年10月15日）にハンセン病に関する「親と子のシンポジウム」（青森会場）の記事等を掲載（57頁参照）（法務省）

## カ 社会を明るくする運動に関する啓発広報

社会を明るくする運動に関する突出し広告を全国の新聞（全国紙・ブロック紙・地方紙）に掲載（平成30年7月23日～7月29日・政府広報）

## キ 北朝鮮人権侵害問題啓発週間に関する啓発広報

北朝鮮人権侵害問題啓発週間に関する啓発広告を地方紙（52紙）に掲載（平成30年11月1日～12月9日・法務省）

## ク 人権週間に関する啓発広報

日本トップリーグ連携機構代表理事会長の川淵三郎氏と山下貴司法務大臣の対談記事及び人権週間に関する啓発広告を朝日新聞に掲載（平成30年11月30日・法務省）

## ケ 人権擁護委員制度に関する広報

「人権擁護委員の日」特設人権相談所の開設に関する突出し広告を全国の新聞（全国紙・ブロック紙・地方紙）に掲載（5月21日～5月26日・政府広報）したほか，人権擁護委員制度に関する広報を音声広報CD「明日への声」に収録（平成30年9月・政府広報）

## コ 全国中学生人権作文コンテストに関する啓発広報

全国中学生人権作文コンテストに関する記事及び啓発広告を地方紙（52紙）に掲載（平成30年11月1日～12月9日・法務省）



## 6 インターネットの活用

### (1) インターネット広告等の実施

#### ア 女性の人権に関する啓発広報

- (ア) 若い女性を対象とした、いわゆるアダルトビデオ出演強要問題・「JKビジネス」問題等に関して、政府広報オンライン「月間・週間」に記事を掲載し、ヤフーバナー広告を実施(平成30年4月16日～22日、同年8月6日～12日・政府広報)したほか、SNS広報を実施(同年4月20日～5月19日・政府広報)
- (イ) 全国一斉「女性の人権ホットライン」強化週間の周知を目的として、政府広報オンライン「月間・週間」に記事を掲載したほか、モバイル端末サイトによる広報を実施(平成30年11月12日～18日・政府広報)
- (ウ) 女性の人権問題に関する専用相談電話「女性の人権ホットライン」の周知を目的として、フェイスブック広告を実施(平成30年11月1日～30日・法務省)
- (エ) 女性に対する暴力をなくす運動の周知を目的として、政府広報オンライン「月間・週間」に記事を掲載し、ヤフーバナー広告を実施(平成30年11月12日～18日・政府広報)

#### イ 子どもの人権に関する啓発広報

- (ア) いじめ等の子どもの人権問題対策に関する周知を目的として、インターネットテキスト広告を実施(平成30年4月9日～15日・政府広報)し、インターネット広告をYahoo! JAPAN及びGoogleで実施(平成30年5月21日～6月26日、同年8月24日～9月23日、同年10月1日～2日、平成31年1月4日～31日・法務省)したほか、ヤフーバナー広告を実施(平成30年4月16日～22日、同年10月8日～14日・政府広報)
- (イ) 児童虐待防止に関する周知を目的として、政府広報オンライン「月間・週間」に記事を掲載し、ヤフーバナー広告を実施(平成30年8月6日～12日、同年11月19日～25日・政府広報)
- (ウ) 全国一斉「子どもの人権110番」強化週間の周知を目的として、政府広報オンライン「月間・週間」に記事を掲載し、ヤフーバナー広告を実施(平成30年8月27日～9月2日・政府広報)
- (エ) 児童ポルノの根絶を目的として、ヤフーバナー広告を実施(平成30年7月16日～22日・政府広報)

#### ウ 高齢者・障害のある人の人権に関する啓発広報

- (ア) 身体障害者補助犬の普及啓発を目的として、政府広報オンライン「暮らしに役立つ情報」の記事を更新(平成30年5月10日)したほか、インターネットテキスト広告を実施(平成30年5月21日～27日・政府広報)
- (イ) 障害者雇用の促進を目的として、政府広報オンライン「月間・週間」に記事を掲載

- (ウ) 発達障害福祉月間の周知を目的として、政府広報オンライン「月間・週間」に記事を掲載
- (エ) 障害者週間に関する啓発を目的として、政府広報オンライン「月間・週間」に記事を掲載（政府広報）したほか、ヤフーバナー広告を実施（平成30年12月3日～9日・政府広告）

#### エ アイヌの人々に関する啓発広報

アイヌの人々に対する国民の理解の促進を目的として、インターネット広告をYahoo! JAPAN及びGoogleで実施（平成30年12月11日～20日・法務省）

#### オ 外国人の人権に関する啓発広報

- (ア) 外国人の人権及びヘイトスピーチに焦点を当てた啓発活動に関するインターネット広告をYahoo! JAPAN及びGoogleで実施（平成30年1月25日～同年2月9日・法務省）
- (イ) 外国語人権相談ダイヤル等の外国人のための人権相談窓口の周知を目的として、英語（平成31年3月1日・法務省）及びベトナム語（同年2月12日・法務省）のWebニュース広告並びに中国語のSNSニュース広告（同年2月25日、同年3月12日・法務省）を実施

#### カ HIV感染者等の人権に関する啓発広報

「ストップエイズ」、早期検査の促進を目的として、ヤフーバナー広告を実施（平成30年5月28日～6月3日・政府広報）し、モバイル端末サイトによる広報を実施（同年11月26日～12月2日・政府広報）し、政府広報オンライン「暮らしに役立つ情報」の記事を更新（同年12月25日・政府広報）したほか、インターネットテキスト広告を実施（平成31年1月7日～13日・政府広報）

#### キ ハンセン病に関する啓発広報

ハンセン病に関する正しい知識と理解を促すとともに、ハンセン病に関する「親子のシンポジウム」を周知するインターネット広告をYahoo! JAPAN及びGoogleで実施（平成30年6月28日～同年7月20日・法務省）

#### ク 社会を明るくする運動に関する啓発広報

「社会を明るくする運動」の周知を目的として、政府広報オンライン「月間・週間」に記事を掲載（政府広報）したほか、政府広報オンライン「暮らしに役立つ情報」の記事を更新（平成30年7月17日・政府広報）

#### ケ 犯罪被害者週間に関する啓発広報

犯罪被害者等施策の周知を目的として、政府広報オンライン「月間・週間」に記事を掲載し、インターネットテキスト広告を実施（平成30年11月26日～12月2日・政府広報）したほか、ヤフーバナー広告を実施（同年11月26日～12月2日・政府広報）

#### コ インターネットを悪用した人権侵害に関する啓発広報

インターネット上における人権に関する正しい理解を深めるとともに、相談先や救

済手続を案内することを目的としたヤフーバナー広告を実施（平成30年6月11日～17日・政府広報）し、モバイル端末サイトによる広報を実施（同年8月20日～26日・政府広報）し、インターネットテキスト広告を実施（同年11月26日～12月2日・政府広報）したほか、インターネット広告をYahoo! JAPAN及びGoogleで実施（平成31年2月10日～同年3月11日・法務省）

#### サ 北朝鮮人権侵害問題啓発週間に関する啓発広報

北朝鮮人権侵害問題啓発週間及び同週間関連行事の周知を目的として、政府広報オンライン「月間・週間」に記事を掲載し、ヤフーバナー広告を実施（平成30年12月10日～16日・政府広報）したほか、インターネット広告をYahoo! JAPAN及びGoogleで実施（同年12月1日～16日・法務省）

#### シ 性的指向及び性自認に関する啓発広報

性的指向及び性自認の理解促進に関して、モバイル端末サイトによる広報を実施（平成30年4月23日～29日、同年7月2日～8日・政府広報）

#### ス 人身取引の防止に関する啓発広報

人身取引の防止の周知を目的として、政府広報オンライン「暮らしに役立つ情報」の記事を更新（平成30年6月14日・政府広報）し、インターネットテキスト広告を実施（同年6月18日～24日・政府広報）したほか、ヤフーバナー広告を実施（同年6月25日～7月1日・政府広報）

#### セ 人権週間に関する啓発広報

人権週間の周知を目的として、政府広報オンライン「月間・週間」に記事を掲載した。

#### ソ 人権擁護委員の日に関する広報

「人権擁護委員の日」特設人権相談所の開設の周知を目的として、モバイル端末サイトによる広報を実施（平成30年5月14日～20日・政府広報）し、ヤフーバナー広告を実施（同年5月21日～27日・政府広報）。

また、人権擁護委員制度創設70周年の周知を目的として、政府インターネットテレビに動画を掲載（平成30年7月5日・政府広報）し、インターネットテキスト広告を実施（同年7月16日～22日、同年7月23日～29日、同年7月30日～8月5日・政府広報）

#### タ 企業と人権に関する啓発広報

企業に関わる人権問題に関して、ヤフーバナー広告を実施（平成31年2月18日～24日・政府広報）

### (2) ホームページ等の活用

ア 法務省では、法務省ホームページ（<http://www.moj.go.jp/>）、人権擁護局ツイッター（[https://mobile.twitter.com/MOJ\\_JINKEN](https://mobile.twitter.com/MOJ_JINKEN)）、人権擁護局Facebookページ（<https://www.facebook.com/HumanRightsBureau.MOJ>）及び人権擁護局LINE公式アカウント（LINE ID：@JINKEN01）を通じて、各種人権関係情報を掲載するとと

もに、広く国民に対して、多種多様な人権関係情報を提供している。

また、人権教育・啓発に関する情報に対して、多くの人々が容易に接し、活用することができるよう、人権啓発活動ネットワーク協議会（87頁参照）のホームページ（<http://www.moj.go.jp/jinkennet/>）を開設している。

人権教育・啓発に関する基本計画については、法務省ホームページ（<http://www.moj.go.jp/JINKEN/JINKEN83/jinken83.html>）及び文部科学省ホームページ（[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/seitoshidou/jinken/06082102/016.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/jinken/06082102/016.htm)）に全文を掲載し、内容の周知を図っている。

イ 厚生労働省では、厚生労働省ホームページ（<http://www.mhlw.go.jp>）等において、高齢者、障害のある人、HIV感染者、ハンセン病元患者等に関する施策についての情報及び資料を掲載して、それぞれの施策の普及を図り、国民的理解を深めるよう努めている。

(ア) 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構のホームページ（<http://www.jeed.or.jp/>）

(イ) エイズ予防情報ネットのホームページ（<http://api-net.jfap.or.jp/>）

(ウ) ハンセン病に関する情報ページ（[http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryoku/kenkou/hansen/index.html](http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryoku/kenkou/hansen/index.html)）

(エ) 世界エイズデーに向けたキャンペーンイベント（平成30年11月29日）の様態をインターネットを通じて配信（<http://redribbonlive.net/>）

ウ 外務省では、外務省ホームページ（<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/jinken.html>）において、世界人権宣言、主要人権条約、人権関連文書等に関する情報を提供している。

エ 内閣官房では、首相官邸メールマガジンや、首相官邸Instagram（<https://www.instagram.com/kantei/>）、首相官邸LINE公式アカウント（LINE ID：@kantei）、首相官邸Facebookページ（<https://www.facebook.com/sourikantei>）、首相官邸Twitter（<https://twitter.com/kantei>）等を通じて、人権に関する情報を含む各種関係情報を掲載している。

また、北朝鮮による拉致問題ホームページ（<http://www.rachi.go.jp/>）において、広く国民に対して、拉致問題の解決に向けた政府の取組に関する情報を提供している。

## 7 交通機関の活用

### (1) 北朝鮮人権侵害問題啓発週間に関する啓発広報

全国の法務局等の本局所在地の主要駅を路線とするJR及び大都市圏の私鉄・地下鉄等の車内に、北朝鮮人権侵害問題啓発週間を周知する中吊り広告を掲出（平成30年12月4日～16日）

## (2) 地方公共団体へ委託して行う啓発活動（地域人権啓発活動活性化事業）

電車やバスの車内や駅構内のデジタルサイネージ等を活用し、地域に密着した多種多様な人権啓発活動を実施

## 8 民間のアイデアの活用

法務省では、人権教育啓発推進センター（10頁参照）に対し、啓発活動の推進に効果的な人権啓発教材の作成、啓発ビデオの制作、人権シンポジウム等の開催等各種の人権啓発活動事業を委託するとともに、ポスター等の作成に当たっては、民間の制作会社の意見を取り入れるなどしている。

また、地方公共団体等を対象とする人権啓発指導者養成研修会や法務局・地方法務局の人権担当者に対する研修等において、民間から各人権課題に関する専門家等を講師として招き、講義等を行っている。

加えて、「人種・障害の有無などの違いを理解し、自然に受け入れ、互いに認め合う共生社会」、いわゆる「ユニバーサル社会」を実現するため、民間企業や学校、障害者団体等と連携した人権啓発活動である「人権ユニバーサル事業」を地方公共団体への委託により実施している。

## 9 国民の積極的参加意識の醸成

### (1) 全国中学生人権作文コンテスト

法務省の人権擁護機関では、次代を担う中学生が、人権問題についての作文を書くことによって、豊かな人権感覚を身に付けることを目的として、全国中学生人権作文コンテストを実施している（7頁参照）。

多くの中学生が、人権について理解を深め、豊かな人権感覚を身に付けるよい機会となっている。

### (2) 「世界エイズデー」ポスターコンクールの実施

厚生労働省では、HIV/AIDSの正しい知識の普及啓発を目的として「『世界エイズデー』ポスターコンクール」を実施した。小学生の部12点、中学生の部187点、高校生の部126点、一般の部136点の応募があった。

最優秀作品を世界エイズデーキャンペーンポスターのデザインに採用し、全国各地で掲示することにより、HIV/AIDSについて理解を深めてもらうよい機会となっている。



ポスター  
「平成30年度『世界エイズデー』」





# 第2章

---

## 人権教育・啓発 基本計画の推進

政府は、これまで、「『人権教育のための国連10年』に関する国内行動計画」や「人権擁護推進審議会」の答申等を踏まえて、人権教育・啓発を総合的に推進するための諸施策を実施してきたところ、平成14年3月に人権教育・啓発に関する基本計画を閣議決定によって策定（平成23年4月1日一部変更）したことから、同計画に基づいた人権教育・啓発に関する施策を推進している。平成30年度においても、同計画を踏まえ、法務省、文部科学省を始め各府省庁において、本報告書に記載されている各種施策に取り組んできた。

今後とも、同計画が掲げている人権教育・啓発の基本的な在り方、人権教育・啓発の推進方法等に基づき、人権教育・啓発の施策の推進に向け、各府省庁間の緊密な連携の下、引き続き必要な施策を推進したい。

本報告においては、同計画に明示的に掲げられている人権課題に対する取組はもとより、同計画が「以上の類型に該当しない人権問題、例えば、同性愛者への差別といった性的指向に係る問題や新たに生起する人権問題等、その他の課題についても、それぞれの問題状況に応じて、その解決に資する施策の検討を行う。」としていることに基づき、ホームレスの人権及びホームレスの自立の支援等（71頁参照）、性的指向に関する人権（72頁参照）、性自認に関する人権（73頁参照）、人身取引（トラフィッキング）事犯への適切な対応（74頁参照）並びに東日本大震災に伴う人権問題（77頁参照）に関する施策について報告した。

政府は、本報告に係る人権課題に対する人権教育・啓発に関する施策を推進するとともに、新たに生起する人権課題についても、それぞれの問題状況に応じ、その解決に資する人権教育・啓発に関する施策を実施していくこととしている。

最後に、人権課題に対する政府の取組について、引き続き、現状分析と不断の見直しを行い、一層効果的な人権教育及び啓発に関わる施策の推進に努めていくこととする。

# 特集

---

## ▶ 児童虐待防止のための取組 ◀

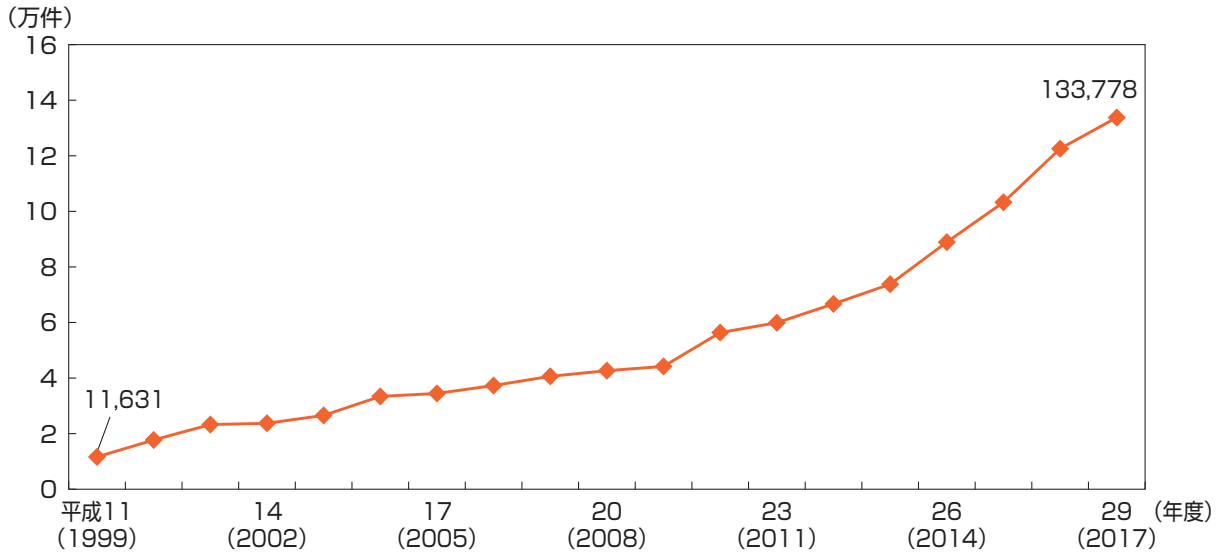
児童虐待への対応については、平成12年11月に施行された「児童虐待の防止等に関する法律」（平成12年法律第82号。以下「児童虐待防止法」という。）及び「児童福祉法」（昭和22年法律第164号）の累次の改正や、「民法等の一部を改正する法律」（平成23年法律第61号）などにより、制度的な充実が図られてきた。

この間、全国の児童相談所における児童虐待に関する相談対応件数は一貫して増加し、平成29年度には児童虐待防止法制定直前の約11.5倍に当たる13万3,778件となっている。子どもの生命が奪われるなど重大な児童虐待事件も後を絶たず、児童虐待の防止は社会全体で取り組むべき重要な課題である。

このような課題に対処するため、児童福祉法等の改正が2年連続で行われ、児童虐待について、発生予防から自立支援までの一連の対策の更なる強化を図っている。平成28年5月に成立し、平成29年4月に全面施行された「児童福祉法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第63号。以下「平成28年児童福祉法等改正法」という。）では、初めて子どもを権利の主体として法律に位置付けるなど児童福祉法の理念を明確化するとともに、子育て世代包括支援センターの設置、市町村及び児童相談所の体制の強化、里親委託の推進等の所要の措置を講ずることとされた。さらに、平成29年5月に成立し、平成30年4月に施行された「児童福祉法及び児童虐待の防止等に関する法律の一部を改正する法律」（平成29年法律第69号）では、虐待を受けている子ども等の保護を図るため、家庭裁判所が都道府県等に対して保護者指導を勧告することができることとする等、司法関与を強化する等の措置を講ずることとされた。

また、平成30年7月に「児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議」（以下「関係閣僚会議」という。）において「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」（以下「緊急総合対策」という。）を決定し、子どもの安全確認ができない場合の立入調査の実施等全ての子どもの守るためのルール徹底等に取り組んでいる。さらに、緊急総合対策を受け、平成30年12月に「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」を策定し、平成31年度からの4年間で、児童相談所の児童福祉司を平成29年度の約3,240人から2,020人程度増員するとともに、子ども家庭総合支援拠点を全市町村に設置することとするなど、児童相談所と市町村の体制と専門性の強化を図っている。

さらに、関係閣僚会議において、平成31年2月に「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」の更なる徹底・強化について」を、同年3月に「児童虐待防止対策の抜本的強化について」をそれぞれ決定するとともに、児童の権利擁護、児童相談所の体制強化や関係機関間の連携強化等を盛り込んだ「児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律案」を国会（第198回通常国会）へ提出し、児童虐待防止対策の強化を進めている。



(注) 平成22年度の数值は、東日本大震災の影響により、福島県を除いて集計したものの。

児童相談所における児童虐待に関する相談対応件数の推移

### 児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律案の概要

#### 改正の趣旨

児童虐待防止対策の強化を図るため、児童の権利擁護、児童相談所の体制強化及び関係機関間の連携強化等の所要の措置を講ずる。

#### 改正の概要

##### 1. 児童の権利擁護【①の一部は児童虐待の防止等に関する法律、それ以外は児童福祉法】

- ① 親権者は、児童のしつけに際して体罰を加えてはならないこととする。児童福祉施設の長等についても同様とする。
- ② 都道府県（児童相談所）の業務として、児童の安全確保を明文化する。
- ③ 児童福祉審議会において児童に意見聴取する場合には、その児童の状況・環境等に配慮するものとする。

##### 2. 児童相談所の体制強化及び関係機関間の連携強化等

###### (1) 児童相談所の体制強化【①は児童虐待の防止等に関する法律、それ以外は児童福祉法】

- ① 都道府県は、一時保護等の介入的対応を行う職員と保護者支援を行う職員を分ける等の措置を講ずるものとする。
- ② 都道府県は、児童相談所が措置決定その他の法律関連業務について、常時弁護士による助言・指導の下で適切かつ円滑に行うため、弁護士の配置又はこれに準ずる措置を行うものとともに、児童相談所に医師及び保健師を配置する。
- ③ 都道府県は、児童相談所の行う業務の質の評価を行うことにより、その業務の質の向上に努めるものとする。
- ④ 児童福祉司及びスーパーバイザーの任用要件の見直し、児童心理司の配置基準の法定化により、職員の資質の向上を図る。

###### (2) 児童相談所の設置促進【①は児童福祉法、②・③は改正法附則】

- ① 児童相談所の管轄区域は、人口その他の社会的条件について政令で定める基準を参酌して都道府県が定めるものとする。
- ② 政府は、施行後5年を目途に、中核市及び特別区が児童相談所を設置できるよう、施設整備、人材確保・育成の支援等の措置を講ずるものとする。その支援を講ずるに当たっては、関係地方公共団体その他の関係団体との連携を図るものとする。
- ③ 政府は、施行後5年を目途に、支援等の実施状況、児童相談所の設置状況及び児童虐待を巡る状況等を勘案し、施設整備、人材確保・育成の支援の在り方について検討を加え、必要な措置を講ずるものとする。

###### (3) 関係機関間の連携強化【①・②の前段は児童虐待の防止等に関する法律、②の後段は配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律】

- ① 学校、教育委員会、児童福祉施設等の職員は、正当な理由なく、その職務上知り得た児童に関する秘密を漏らしてはならないこととする。
- ② DV対策との連携強化のため、婦人相談所及び配偶者暴力相談支援センターの職員については、児童虐待の早期発見に努めることとし、児童相談所はDV被害者の保護のために、配偶者暴力相談支援センターと連携協力するよう努めるものとする。

##### 3. 検討規定その他所要の規定の整備

- ① 民法上の懲戒権の在り方について、施行後2年を目途に検討を加え、必要な措置を講ずるものとする。
- ② 一時保護その他の措置に係る手続の在り方について、施行後1年を目途に検討を加え、必要な措置を講ずるものとする。
- ③ 児童の意見表明権を保障する仕組みの構築その他の児童の権利擁護の在り方について、施行後2年を目途に検討を加え、必要な措置を講ずるものとする。
- ④ 児童福祉の専門知識・技術を必要とする支援を行う者の資格の在り方その他資質の向上策について、施行後1年を目途に検討を加え、必要な措置を講ずるものとする。
- ⑤ その他所要の規定の整備を行う。

#### 施行期日

平成32年4月1日(2(1)②及び④の一部については平成34年4月1日、2(2)①は平成35年4月1日。)

### 児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律案の概要

児童虐待防止対策の抜本的強化について①（平成31年3月19日関係閣僚会議決定）（ポイント）

昨今の虐待相談件数の急増、昨年の日黒区の事案、今年の野田市の事案等を踏まえ、以下の通り、児童虐待防止対策の抜本的強化を図る。本対策を実施するため、児童虐待を防止するための児童福祉法等の改正法案を今国会に提出するとともに、2020年度予算に向け、さらにその具体化を図る。

1 子どもの権利擁護

① 体罰禁止及び体罰によらない子育て等の推進

法 ・体罰禁止について法定化する。

・体罰や暴力による悪影響が広く理解され、体罰によらない子育てが進められるよう、普及啓発活動を行う。

法 ・民法上の懲戒権の在り方について、施行後2年を目途に必要な見直しを検討する。

② 子どもの権利擁護の在り方に関する検討

法 ・子どもの保護及び支援に当たって、子どもの意見表明権を保障する仕組みについて、施行後2年を目途に必要な検討を進める。

2 児童虐待の発生予防・早期発見

① 乳幼児健診未受診者等に関する定期的な安全確認

② 地域における相談窓口や子育て支援拠点の設置促進等

・子育て世代包括支援センターの2020年度末までの全国展開に向け設置を促進する。

・子育て世代包括支援センターと子ども家庭総合支援拠点の一体的運用ができるよう、要件の明確化・支援の拡充により、母子保健分野と子ども家庭福祉分野の連携を強化し、切れ目ない支援を行うことができる体制整備を図る。

③ 相談窓口の周知・徹底

・189(いちはやく)の周知、啓発。通話料の無料化。

④ 学校等における虐待等に関する相談体制の強化

・スクールカウンセラーやSNS等を活用した相談体制を充実。

1

児童虐待防止対策の抜本的強化について②（平成31年3月19日関係閣僚会議決定）（ポイント）

3 児童虐待発生時の迅速・的確な対応

(1) 児童相談所の体制強化

法 ① 介入的対応等を的確に行うことができるようにするための体制整備

・一時保護等の介入的対応を行う職員と支援を行う職員を分ける等の児童相談所における機能分化を行う。

② 児童相談所において常時弁護士による指導又は助言の下で対応するための体制整備

法 ・児童相談所が措置決定その他の法律関連業務について、常時弁護士による助言・指導の下で適切かつ円滑に行うため、弁護士の配置又はこれに準ずる措置を行うものとする。

・関係団体の協力も得た採用活動、研修の充実、必要な支援等の拡充。

③ 児童相談所における医師・保健師の配置の義務化

法 ・児童相談所における医師・保健師の配置の義務化。

・関係団体の協力も得た採用活動、研修の充実、必要な支援等の拡充。

法 ④ 第三者評価など児童相談所の業務に関する評価の実施

⑤ 新プランに基づく児童福祉司の2000人増等に向けた支援の拡充

・新プランに基づく人材確保が進むよう、採用活動に関する支援等の実施。

・専門性確保のため、児童相談所OBの活用や人事ローテーションへの配慮の要請。

⑥ 児童福祉司等への処遇改善

・手当などによる児童福祉司等の処遇改善を図る。

2

児童虐待防止対策の抜本的強化について③（平成31年3月19日関係閣僚会議決定）（ポイント）

3 児童虐待発生時の迅速・的確な対応

**(2)児童相談所の設置促進**

① 児童相談所の設置(管轄区域)に関する基準の設定

法 児童相談所について、人口その他の社会的条件を勘案して政令において設置(管轄区域)に関する基準を定める。

② 中核市・特別区の児童相談所の設置の促進

法 政府は、施行後5年間を目途に、施設整備、人材確保の状況等を勘案し、中核市及び特別区が児童相談所を設置できるよう、施設整備、人材確保・育成の支援その他の措置を講ずる。その支援を講ずるに当たっては、関係地方公共団体その他の関係団体との連携を図る。

法 政府は、施行後5年間を目途に、支援等の実施状況、児童相談所の設置状況及び児童虐待を巡る状況等を勘案し、施設整備、人材確保・育成の支援の在り方について検討を加え、必要な措置を講ずるものとする。  
・中核市及び特別区における児童相談所設置に向け、支援を抜本的に拡充する。

③ 一時保護所の環境改善・体制強化

・適切な環境で一時保護できる受け皿確保及び個別的な対応ができる環境整備、職員体制の強化等

**(3)市町村の体制強化**

① 子ども家庭総合支援拠点に対する支援等の拡充

・2022年度までに子ども家庭総合支援拠点の全市町村設置に向けて、支援を拡充する。

② 要保護児童対策地域協議会の充実強化

**(4)子ども家庭福祉に携わる者に関する資格化も含めた資質向上の在り方の検討**

法 児童福祉司等子ども家庭福祉に携わる者に関する資格の在り方を含めた資質向上策について、施行後1年を目途に検討する。

**(5)学校・教育委員会における児童虐待防止・対応に関する体制強化**

① 専門スタッフの学校・教育委員会への配置支援

・スクールソーシャルワーカーやスクールロイヤー、警察OBの学校・教育委員会への配置を支援。

② 学校・教育委員会における児童虐待防止・対応に関する研修等の充実

・児童虐待対応マニュアルを作成、実践的な研修を推進。

3

児童虐待防止対策の抜本的強化について④（平成31年3月19日関係閣僚会議決定）（ポイント）

3 児童虐待発生時の迅速・的確な対応

**(6)DV対応と児童虐待対応との連携強化等**

法 ① DV対応と児童虐待対応との連携強化

② 婦人相談所・一時保護所の体制強化

**(7)関係機関間の連携強化等**

法 ① 学校・福祉施設等の職員に関する守秘義務の法定化

② 児童相談所・市町村における情報共有の推進

・全都道府県で、児童相談所と市町村の情報共有システムを推進。全国的な情報共有に向けた検討を進める。

③ 保護者支援プログラムの推進

・専門医療機関、民間団体と連携した実施、重大事例の検証を踏まえた活用方法の検討。

④ 児童相談所と警察の連携強化

⑤ 児童相談所・市町村、学校・教育委員会と警察との連携強化

・児童虐待に係る情報の管理、関係機関と連携した対応について周知徹底。

4 社会的養育の充実・強化

① 里親の開拓及び里親養育への支援の拡充

・里親の負担軽減(一時的に子どもを預かるサービスの利用促進)や手当の充実等。

② 特別養子縁組制度等の利用促進

・特別養子縁組の成立要件を緩和する(養子となる者の年齢の上限を引き上げる)等の見直しを行う。

③ 児童養護施設等の小規模かつ地域分散化の推進

④ 自立に向けた支援の強化

・18歳到達後の者を含め、児童養護施設を退所した子ども等に対し、住まいの確保や進学・就職を支援する措置の拡充を図る。

4

児童虐待防止対策の抜本的強化について（平成31年3月19日関係閣僚会議決定）（ポイント）

このように、児童虐待については政府全体で対策に取り組んでいるところ、平成30年度の主な取組は、以下のとおりである。

ア 平成16年から、毎年11月を「児童虐待防止推進月間」と位置付け、児童虐待に対する社会的関心の喚起を図っている。厚生労働省では、月間中、関係府省庁や地方公共団体、関係団体等と連携した集中的な広報啓発活動を実施している。

平成30年度は、「未来へと 命を繋ぐ 189 (いちはやく)」を月間標語として決定し、広報用ポスター、リーフレット等に掲載して配布したほか、「子どもの虐待防止推進全国フォーラムinみやぎ」の開催（10月28日）、政府広報の活用等により、児童虐待は社会全体で解決すべき問題であることを周知・啓発した。また、児童虐待防止の啓発を図ることを目的に民間団体（認定NPO法人児童虐待防止全国ネットワーク）が中心となって実施している「オレンジボン運動」を後援している。

児童虐待を受けたと思われる子どもを見つけたときなどに、ためらわずに児童相談所に通告・相談ができるよう、児童相談所全国共通ダイヤル「189（いちはやく）」を運用しており、児童相談所につながるまでの時間短縮のため、平成28年4月に音声ガイダンスを短縮したほか、平成30年2月に携帯電話等からの着信についてコールセンター方式を導入するなどの改善を進めている。

このほか、「社会保障審議会児童部会」の下に設置されている「児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会」においては、児童虐待による死亡事例等について、分析、検証し、事例から明らかになった問題点・課題の具体的な対応策について提言として取りまとめを行っており、平成30年8月には、「子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について（第14次報告）」を取りまとめた。

第14次報告においては、心中以外の虐待死（49例・49人）では、0歳児死亡が最も多く（65.3%）、うち月齢0か月児が半数を占めること、実母が抱える問題として「予期しない妊娠/計画していない妊娠」、「妊婦健診未受診」が高い割合を占めること等が特徴として見られた。

イ 文部科学省では、緊急総合対策を踏まえ、①各学校における児童虐待の早期発見に向けた取組及び通告、②関係機関との連携強化のための情報共有、③児童虐待防止に係る研修の実施などの積極的な対応等について通知した。

また、千葉県野田市における小学4年生死亡事案を受け、平成31年2月には、文部

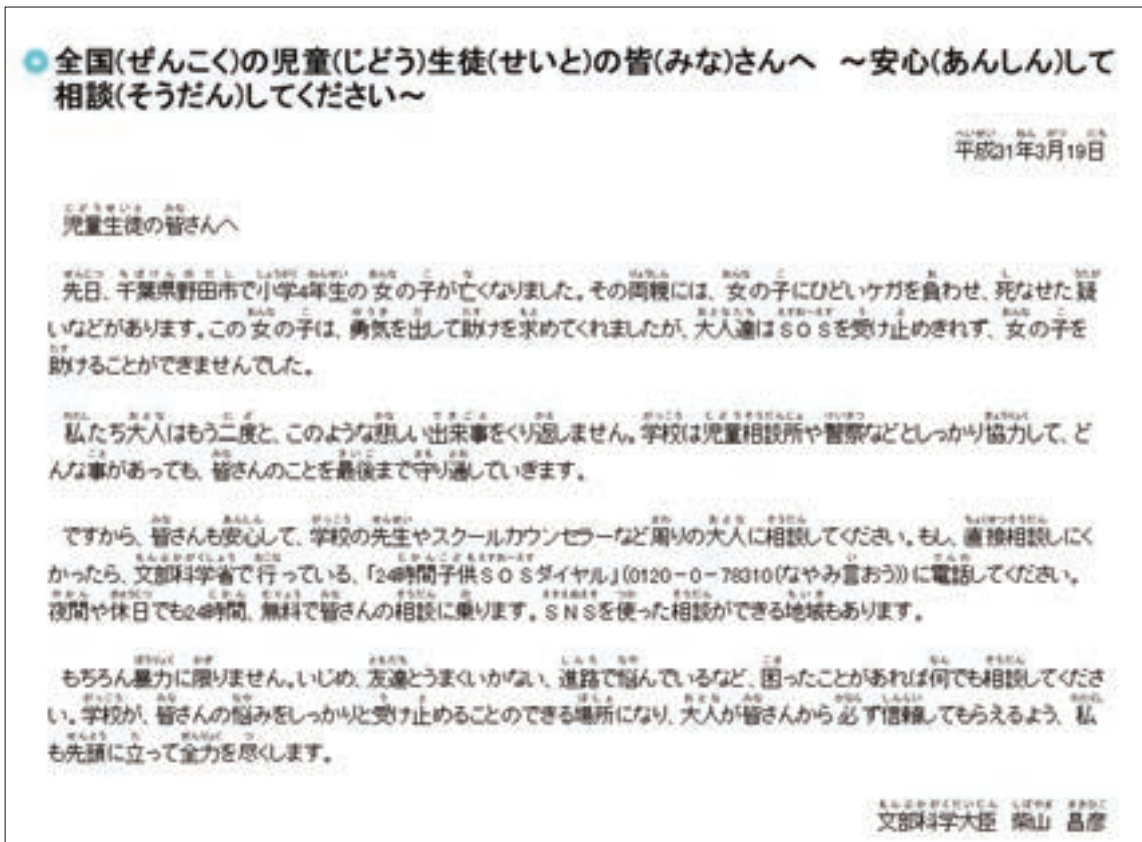


ポスター「児童虐待防止の推進」



科学副大臣を主査とする省内タスクフォースを設置し、再発防止策を検討するとともに、前述の関係閣僚会議決定を受け、児童虐待事案に係る情報の管理及び関係機関間の連携に関する新たなルールを各都道府県教育委員会等に通知した。加えて、同年3月には、全国の児童生徒に対し、虐待をはじめ、いじめなど困ったことがあれば周りの大人に何でも相談してほしいと呼びかけることを目的として、大臣メッセージを発表した。

さらに、児童生徒が適切な相談を受けることができるよう、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーの活用等、教育相談体制の整備を支援している。また、児童虐待の未然防止や早期対応のため、家庭教育支援チーム等による保護者への相談対応や保護者と地域とのつながりづくりの推進にも取り組んでいる。



文部科学大臣メッセージ

ウ 警察では、児童虐待について、緊急総合対策を踏まえ、児童相談所との情報共有の強化、子どもの安全確認ができない場合の児童相談所からの援助要請への確実な対応等を推進している。

また、平成31年2月及び3月の関係閣僚会議決定において、児童相談所への警察OB等の配置を進めることや、学校・教育委員会における虐待通告等の対応に関し、保護者による威圧的な要求や暴力の行使が予想される場合、学校と教育委員会が組織的に対応するほか、市町村・児童相談所・警察等の関係機関と速やかに情報共有し、連携して対応することなどが示されており、これらの決定も踏まえ、関係機関との連

携を強化し、子どもの命を最優先とした取組を推進している。

エ 法務省の人権擁護機関では、子どもが基本的人権の享有主体として最大限に尊重されるような社会の実現を目指して、「子どもの人権を守ろう」を強調事項の一つとして掲げ、各種啓発活動を実施している。

児童虐待については、啓発ビデオ「虐待防止シリーズ 児童虐待」を、法務局・地方法務局において貸し出しているほか、YouTube法務省チャンネルで配信している。併せて、相談窓口や、児童虐待については国民全てに通告義務が存在すること等について周知するなど、啓発活動の充実に努めている。

また、①専用相談電話「子どもの人権110番」（フリーダイヤル0120-007-110（全国共通））を設置し、子どもが相談しやすい体制を取っている。取り分け、平成30年8月29日から9月4日までの1週間を「全国一斉『子どもの人権110番』強化週間」とし、平日の相談受付時間を延長するとともに、土曜日・日曜日も開設した。加えて、②法務省ホームページ上に「インターネット人権相談受付窓口（SOS-eメール）」（<http://www.jinken.go.jp/>）を開設し、さらに、③「子どもの人権SOSミニレター」（便箋兼封筒）を全国の小・中学校の児童生徒に配布するなど、子どもたちがより相談しやすい体制を整備している。



ポスター「子どもの人権110番強化週間」

そして、子どもの人権が侵害されている疑いのある事案を認知した場合には、人権侵犯事件として調査を行い、事案に応じた適切な措置を講じているところ、例えば、子どもの人権SOSミニレターを始めとする人権相談等を、対象者本人のみならず、その兄弟姉妹等の近親者に対する児童虐待等を発見するための手段として活用し、虐待の疑われる事案を認知した場合には、児童相談所等への情報提供や被害者との面談を早期に行うことにより、被害者の速やかな保護、被害者の家庭環境の改善、見守り体制の構築を図るなどして、虐待を受けた児童の人権救済を図っている。

なお、法務省の人権擁護機関が平成30年に新規に救済手続を開始した人権侵犯事件数のうち、児童虐待事案は453件であり、また、平成30年に救済措置を講じた具体的な事例は以下のとおりである。

#### 事例1 母親による子に対する虐待

小学生から、母親から髪を引っ張る、蹴る、叩くなどの虐待を受けているとして、「子どもの人権SOSミニレター」が送付され、調査を開始した事案である。

緊急性があると判断した法務局は、直ちに小学校及び児童相談所に連絡した上で、

小学校を通じて被害者と面会し、被害状況を確認したところ、被害者が虐待を受けている可能性があるため、その日のうちに小学校及び児童相談所と協議を行い、被害者に対する見守りを徹底するとともに、情報を共有する体制を構築した。

法務局は、その後も関係機関と連絡を取り、被害者と面会するなど、継続して被害者の状況を把握することに努めていたところ、関係機関からの働きかけにより、母親の暴力がなくなり、家庭環境が改善したことが確認できた。

さらに、問題の背景に、子育てによるストレスの可能性がうかがわれたことから、小学校に対し、被害者の見守りのほか、母親へのスクールカウンセラーによる支援を依頼した。(措置：「援助」)

### 事例2 父親による子に対する性的虐待

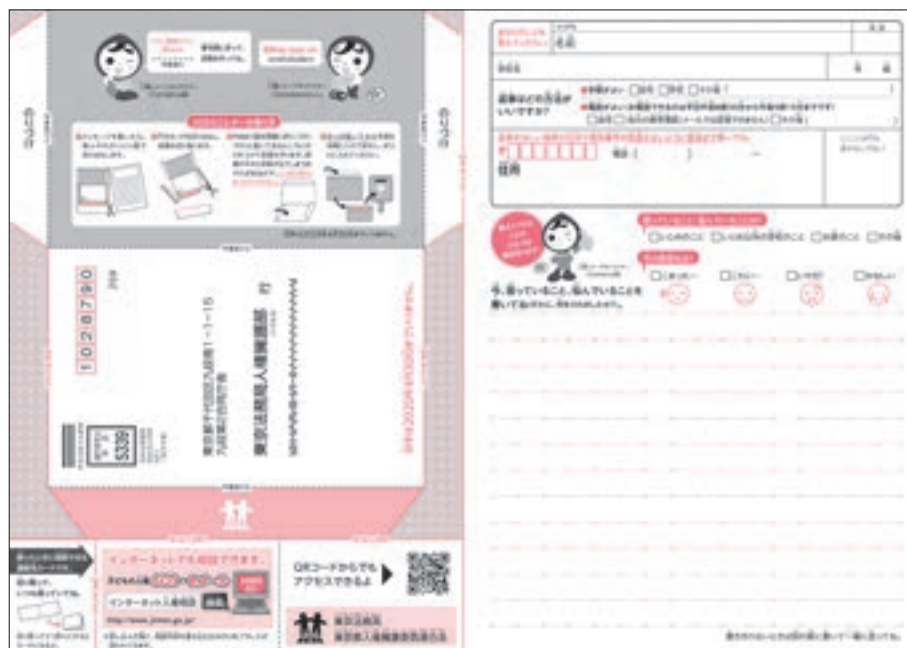
小学生から、父親から性的虐待を受けているとして、「子どもの人権SOSミニレター」が送付され、調査を開始した事案である。

緊急性があると判断した法務局は、直ちに児童相談所及び小学校に連絡した。また、関係機関が集まって、被害者に関する情報交換及び今後の対応について協議を行うとともに、法務局と人権擁護委員が被害者と面談し、被害者の承諾を得て、児童相談所に対応を引き継ぎ、被害者は一時保護されるに至った。あわせて、関係機関が連携して、被害者の見守り体制を構築することにより、被害者の安全を確保していくことを確認した。(措置：「援助」)

### 事例3 母親のパートナーによる子に対する虐待

女子生徒と男子児童の姉弟が、母親のパートナーから、殴るなどの暴力や恫喝するような言葉を浴びせられるなどの虐待を受けているとして、女子生徒からインターネット人権相談受付窓口で相談がされた事案である。

法務局が、相談を受けた日のうちに児童相談所を始め、学校や関係機関に連絡を取り、それぞれの機関が被害者らの様子を見守りながら、情報共有を行っていくこととされた。法務局はその後も被害者らの状況把握に努めていたところ、数か月後には、被害者らと母親のパートナーとの関係が改善に向かっていることを確認することができた。(措置：「援助」)



子どもの人権SOSミニレター（小学生向け）

オ 市町村に設置される要保護児童対策地域協議会は、虐待を受けている子ども等の早期発見や適切な保護を図るため、児童相談所、学校・教育委員会、警察等の関係機関が要保護児童やその保護者等に関する情報共有や支援内容の協議を行うこととしており、その結果を踏まえ、適切な連携の下で対応している。同協議会は、平成29年4月現在、99.7%の市町村で設置されている。

カ 児童虐待の防止に関して、平成30年度に実施した啓発広報は以下のとおりである。

(ア) テレビ、ラジオ等による啓発広報

- ・児童虐待の防止に関して、政府広報ラジオ番組「秋元才加とJOYのWeekly Japan!!」で放送（平成30年11月10日及び11日放送・政府広報）

- ・「子どもの人権110番」に関して、BSテレビ番組「徳光&木佐 知りたいニッポン！」内（霞が関からお知らせします2018）で放送（平成30年8月25日放送・政府広報）
- (イ) 新聞，雑誌等による啓発広報
- ・児童虐待防止対策の推進に関する突出し広告を全国の新聞（全国紙・ブロック紙・地方紙）に掲載（平成30年11月13日～11月18日・政府広報）
  - ・全国一斉「子どもの人権110番」強化週間に関する突出し広告を全国の新聞（全国紙・ブロック紙・地方紙）に掲載（平成30年8月27日～9月2日・政府広報）
- (ウ) インターネット広告等による啓発広報
- ・児童虐待防止に関する周知を目的として，政府広報オンライン「月間・週間」に記事を掲載し，ヤフーバナー広告を実施（平成30年8月6日～12日，同年11月19日～25日・政府広報）
  - ・全国一斉「子どもの人権110番」強化週間の周知を目的として，政府広報オンライン「月間・週間」に記事を掲載し，ヤフーバナー広告を実施（平成30年8月27日～9月2日・政府広報）



# 参考資料

- 1 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律  
(平成12年法律第147号) ..... 資-2
  - 2 人権教育・啓発に関する基本計画  
(平成14年3月15日閣議決定)  
(平成23年4月1日一部変更) ..... 資-3
  - 3 平成30年における「人権侵犯事件」の状況について(概要)  
..... 資-26
- ※参考資料掲載アドレス一覧 ..... 資-38

# 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律

(平成12年法律第147号)

## (目的)

第1条 この法律は、人権の尊重の緊要性に関する認識の高まり、社会的身分、門地、人種、信条又は性別による不当な差別の発生等の人権侵害の現状その他人権の擁護に関する内外の情勢にかんがみ、人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、必要な措置を定め、もって人権の擁護に資することを目的とする。

## (定義)

第2条 この法律において、人権教育とは、人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動をいい、人権啓発とは、国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動（人権教育を除く。）をいう。

## (基本理念)

第3条 国及び地方公共団体が行う人権教育及び人権啓発は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として行われなければならない。

## (国の責務)

第4条 国は、前条に定める人権教育及び人権啓発の基本理念（以下「基本理念」という。）のっとり、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

## (地方公共団体の責務)

第5条 地方公共団体は、基本理念ののっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

## (国民の責務)

第6条 国民は、人権尊重の精神の涵養に努めるとともに、人権が尊重される社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

## (基本計画の策定)

第7条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、人権教育及び人権啓発に関する基本的な計画を策定しなければならない。

## (年次報告)

第8条 政府は、毎年、国会に、政府が講じた人権教育及び人権啓発に関する施策についての報告を

提出しなければならない。

## (財政上の措置)

第9条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策を実施する地方公共団体に対し、当該施策に係る事業の委託その他の方法により、財政上の措置を講ずることができる。

## 附 則

### (施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第8条の規定は、この法律の施行の日の属する年度の翌年度以後に講じる人権教育及び人権啓発に関する施策について適用する。

### (見直し)

第2条 この法律は、この法律の施行の日から3年以内に、人権擁護施策推進法（平成8年法律第120号）第3条第2項に基づく人権が侵害された場合における被害者の救済に関する施策の充実に関する基本的事項についての人権擁護推進審議会の調査審議の結果をも踏まえ、見直しを行うものとする。

### 衆議院法務委員会「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律案に対する附帯決議」

この法律の施行に伴い、政府は、次の点につき格段の配慮をされたい。

- 1 人権教育及び人権啓発に関する基本計画の策定に当たっては、行政の中立性に配慮し、地方自治体や人権にかかわる民間団体等関係各方面の意見を十分に踏まえること。
- 2 前項の基本計画は、「人権教育のための国連十年」に関する国内行動計画等を踏まえ、充実したものにする事。
- 3 「人権の二十一世紀」実現に向けて、日本における人権政策確立の取組みは、政治の根底・基本に置くべき課題であり、政府・内閣全体での課題として明確にするべきであること。

### 参議院法務委員会「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律案に対する附帯決議」

政府は、「人権の二十一世紀」を実現するため、本法の施行に当たっては、次の諸点について格段の努力をすべきである。

- 1 人権教育及び人権啓発の推進に関する本法の基本理念並びに国、地方公共団体及び国民の責務について周知徹底を図り、特に公務員による人権侵害のないよう適切な措置を講ずること。
- 2 人権教育及び人権啓発に関する基本計画の策定に当たっては、地方公共団体や人権にかかわる民間団体等関係各方面の意見を十分に踏まえること。
- 3 人権教育及び人権啓発に関する基本計画は、「人権教育のための国連十年」に関する国内行動計画等を踏まえ、充実したものにする事。
- 4 人権政策は、政治の根底・基本に置くべき重要課題であることにかんがみ、内閣全体でその取組に努めること。

右決議する。



# 人権教育・啓発に関する基本計画

(平成14年3月15日閣議決定)  
(平成23年4月1日一部変更)  
※第4章2に(12)追加

## 第1章 はじめに

人権教育・啓発に関する基本計画（以下「基本計画」という。）は、人権教育及び人権啓発の推進に関する法律（平成12年法律第147号、同年12月6日公布・施行。以下「人権教育・啓発推進法」という。）第7条の規定に基づき、人権教育及び人権啓発（以下「人権教育・啓発」という。）に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、策定するものである。

我が国では、すべての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の下で、人権に関する諸制度の整備や人権に関する諸条約への加入など、これまで人権に関する各般の施策が講じられてきたが、今日においても、生命・身体の安全にかかわる事象や、社会的身分、門地、人種、民族、信条、性別、障害等による不当な差別その他の人権侵害がなお存在している。また、我が国社会の国際化、情報化、高齢化等の進展に伴って、人権に関する新たな課題も生じてきている。

すべての人々の人権が尊重され、相互に共存し得る平和で豊かな社会を実現するためには、国民一人一人の人権尊重の精神の涵養を図ることが不可欠であり、そのために行われる人権教育・啓発の重要性については、これをどんなに強調してもし過ぎることはない。政府は、本基本計画に基づき、人権が共存する人権尊重社会の早期実現に向け、人権教育・啓発を総合的かつ計画的に推進していくこととする。

### 1 人権教育・啓発推進法制定までの経緯

人権教育・啓発の推進に関する近時の動きとしては、まず、「人権教育のための国連10年」に関する取組を挙げることができる。すなわち、平成6年（1994年）12月の国連総会において、平成7年（1995年）から平成16年（2004年）までの10年間を「人権教育のための国連10年」とする決議が採択されたことを受けて、政府は、平成7年12月15日の閣議決定により、内閣総理大臣を本部長とする人権教育のための国連10年推進本部を設置し、平成9年7月4日、「人権教育のための国連10年」に関する国内行動計画（以下「国連10年国内行動計画」という。）を策定・公表した。

また、平成8年12月には、人権擁護施策推進法

が5年間の時限立法として制定され（平成8年法律第120号、平成9年3月25日施行）、人権教育・啓発に関する施策等を推進すべき国の責務が定められるとともに、これらの施策の総合的な推進に関する基本的事項等について調査審議するため、法務省に人権擁護推進審議会が設置された。同審議会は、法務大臣、文部大臣（現文部科学大臣）及び総務庁長官（現総務大臣）の諮問に基づき、「人権尊重の理念に関する国民相互の理解を深めるための教育及び啓発に関する施策の総合的な推進に関する基本的事項」について、2年余の調査審議を経た後、平成11年7月29日、上記関係各大臣に対し答申を行った。

政府は、これら国連10年国内行動計画や人権擁護推進審議会の答申等を踏まえて、人権教育・啓発を総合的に推進するための諸施策を実施してきたところであるが、そのより一層の推進を図るためには、人権教育・啓発に関する理念や国、地方公共団体、国民の責務を明らかにするとともに、基本計画の策定や年次報告等、所要の措置を法定することが不可欠であるとして、平成12年11月、議員立法により法案が提出され、人権教育・啓発推進法として制定される運びとなった。

## 2 基本計画の策定方針と構成

### (1) 基本計画の策定方針

人権教育・啓発推進法は、基本理念として、「国及び地方公共団体が行う人権教育及び人権啓発は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として行われなければならない。」（第3条）と規定し、基本計画については、「国は、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、人権教育及び人権啓発に関する基本的な計画を策定しなければならない。」（第7条）と規定している。

人権教育・啓発の推進に当たっては、国連10年国内行動計画や人権擁護推進審議会の人権教育・啓発に関する答申などがその拠り所となるが、これまでの人権教育・啓発に関する

様々な検討や提言の趣旨，人権教育・啓発推進法制定に当たっての両議院における審議及び附帯決議，人権分野における国際的潮流などを踏まえて，基本計画は，以下の方針の下に策定することとした。

- ① 広く国民の一人一人が人権尊重の理念に対する理解を深め，これを体得していく必要がある，そのためにはねばり強い取組が不可欠であるとの観点から，中・長期的な展望の下に策定する。
- ② 国連10年国内行動計画を踏まえ，より充実した内容のものとする。
- ③ 人権擁護推進審議会の人権教育・啓発に関する答申を踏まえ，「人権教育・啓発の基本的な在り方」及び「人権教育・啓発の総合的かつ効果的な推進を図るための方策」について検討を加える。
- ④ 基本計画の策定に当たっては，行政の中立性に配慮するとともに，地方公共団体や民間団体等関係各方面から幅広く意見を聴取する。

## (2) 基本計画の構成

基本計画は，人権教育・啓発の総合的かつ計画的な推進に関する施策の大綱として，まず，第1章「はじめに」において，人権教育・啓発推進法制定までの経緯と計画の策定方針及びその構成を明らかにするとともに，第2章「人権教育・啓発の現状」及び第3章「人権教育・啓発の基本的な在り方」において，我が国における人権教育・啓発の現状とその基本的な在り方について言及した後，第4章「人権教育・啓発の推進方策」において，人権教育・啓発を総合的かつ計画的に推進するための方策について提示することとし，その具体的な内容としては，人権一般の普遍的な視点からの取組のほか，各人権課題に対する取組及び人権にかかわりの深い特定の職業に従事する者に対する研修等の問題について検討を加えるとともに，人権教育・啓発の総合的かつ効果的な推進のための体制等についてその進むべき方向性等を盛り込んでいる。そして，最後に，第5章「計画の推進」において，計画の着実かつ効果的な推進を図るための体制やフォローアップ等について記述している。

人権教育・啓発の総合的かつ計画的な推進を図るに当たっては，国の取組にとどまらず，地方公共団

体や公益法人・民間団体等の取組も重要である。このため，政府においては，これら団体等との連携をより一層深めつつ，本基本計画に掲げた取組を着実に推進することとする。

## 第2章 人権教育・啓発の現状

### 1 人権を取り巻く情勢

我が国においては，基本的人権の尊重を基本原理の一つとする日本国憲法の下で，国政の全般にわたり，人権に関する諸制度の整備や諸施策の推進が図られてきている。それは，我が国憲法のみならず，戦後，国際連合において作成され現在我が国が締結している人権諸条約などの国際準則にも則って行われている。他方，国内外から，これらの諸制度や諸施策に対する人権の視点からの批判的な意見や，公権力と国民との関係及び国民相互の関係において様々な人権問題が存在する旨の指摘がされている。

現在及び将来にわたって人権擁護を推進していく上で，特に，女性，子ども，高齢者，障害者，同和問題，アイヌの人々，外国人，HIV感染者やハンセン病患者等をめぐる様々な人権問題は重要課題となっており，国連10年国内行動計画においても，人権教育・啓発の推進に当たっては，これらの重要課題に関して，「それぞれの固有の問題点についてのアプローチとともに，法の下での平等，個人の尊重という普遍的な視点からのアプローチにも留意する」こととされている。また，近年，犯罪被害者及びその家族の人権問題に対する社会的関心が大きな高まりを見せており，刑事手続等における犯罪被害者等への配慮といった問題に加え，マスメディアの犯罪被害者等に関する報道によるプライバシー侵害，名誉毀損，過剰な取材による私生活の平穩の侵害等の問題が生じている。マスメディアによる犯罪の報道に関しては少年事件等の被疑者及びその家族についても同様の人権問題が指摘されており，その他新たにインターネット上の電子掲示板やホームページへの差別的情報の掲示等による人権問題も生じている。

このように様々な人権問題が生じている背景としては，人々の中に見られる同質性・均一性を重視しがちな性向や非合理的な因習的意識の存在等が挙げられているが，国際化，情報化，高齢化，少子化等の社会の急激な変化なども，その要因になっていると考えられる。また，より根本的には，人権尊重の理念についての正しい理解やこれを実践する態度が未だ国民の中に十分に定着して

いないことが挙げられ、このために、「自分の権利を主張して他人の権利に配慮しない」ばかりでなく、「自らの有する権利を十分に理解しておらず、正当な権利を主張できない」、「物事を合理的に判断して行動する心構えや習慣が身に付いておらず、差別意識や偏見にとらわれた言動をする」といった問題点も指摘されている。

人権教育・啓発に関しては、これまでも各方面で様々な努力が払われてきているが、このような人権を取り巻く諸情勢を踏まえ、より積極的な取組が必要となっている。

## 2 人権教育の現状

### (1) 人権教育の意義・目的

人権教育とは、「人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動」を意味し（人権教育・啓発推進法第2条）、「国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう」にすることを旨としており（同法第3条）、日本国憲法及び教育基本法並びに国際人権規約、児童の権利に関する条約等の精神に則り、基本的人権の尊重の精神が正しく身に付くよう、地域の実情を踏まえつつ、学校教育及び社会教育を通じて推進される。

学校教育については、それぞれの学校種の教育目的や目標の実現を目指して、自ら学び自ら考える力や豊かな人間性などを培う教育活動を組織的・計画的に実施するものであり、こうした学校の教育活動全体を通じ、幼児児童生徒、学生の発達段階に応じて、人権尊重の意識を高める教育を行っていくこととなる。

また、社会教育については、生涯学習の視点に立って、学校外において、青少年のみならず、幼児から高齢者に至るそれぞれのライフサイクルにおける多様な教育活動を展開していくことを通じて、人権尊重の意識を高める教育を行っていくこととなる。

こうした学校教育及び社会教育における人権教育によって、人々が、自らの権利を行使することの意義、他者に対して公正・公平であり、その人権を尊重することの必要性、様々な課題などについて学び、人間尊重の精神を生活の中に生かしていくことが求められている。

### (2) 人権教育の実施主体

人権教育の実施主体としては、学校、社会教育施設、教育委員会などのほか、社会教育関係

団体、民間団体、公益法人などが挙げられる。

学校教育及び社会教育における人権教育に関係する機関としては、国レベルでは文部科学省、都道府県レベルでは各都道府県教育委員会及び私立学校を所管する都道府県知事部局、市町村レベルでは各市町村教育委員会等がある。そして、実際に、学校教育については、国や各都道府県・市町村が設置者となっている各国公立学校や学校法人によって設置される私立学校において、また、社会教育については、各市町村等が設置する公民館等の社会教育施設などにおいて、それぞれ人権教育が具体的に推進されることとなる。

### (3) 人権教育の現状

#### ア 学校教育

学校教育においては、幼児児童生徒、学生の発達段階に応じながら、学校教育活動全体を通じて人権尊重の意識を高め、一人一人を大切にした教育の充実を図っている。

最近では、教育内容の基準である幼稚園教育要領、小・中・高等学校及び盲・聾・養護学校の学習指導要領等を改訂し、「生きる力」（自ら学び自ら考える力、豊かな人間性など）の育成を目指し、それぞれの教育の一層の充実を図っている。

幼稚園においては、他の幼児とのかかわりの中で他人の存在に気付き、相手を尊重する気持ちをもって行動できるようにすることや友達とのかかわりを深め、思いやりをもつようにすることなどを幼稚園教育要領に示しており、子どもたちに人権尊重の精神の芽生えをはぐくむよう、遊びを中心とした生活を通して指導している。なお、保育所においては、幼稚園教育要領との整合性を図りつつ策定された保育所保育指針に基づいて保育が実施されている。

小学校・中学校及び高等学校においては、児童生徒の発達段階に即し、各教科、道徳、特別活動等のそれぞれの特質に応じて学校の教育活動全体を通じて人権尊重の意識を高める教育が行われている。例えば、社会科においては、日本国憲法を学習する中で人間の尊厳や基本的人権の保障などについて理解を深めることとされ、また、道徳においては、「だれに対しても差別することや偏見をもつことなく公正、公平にし、正義の実現に努める」、「公德心をもって法やきまりを守り、自他の権利を大切にしながら進んで義務を果たす」よう指導することとされている。

る。さらに、平成14年度以降に完全実施される新しい学習指導要領においては、「人間尊重の精神と生命に対する畏敬の念」を具体的な生活の中に生かすことが強調されたほか、指導上の配慮事項として、多様な人々との交流の機会を設けることが示されている。加えて、平成13年7月には学校教育法が改正され、小・中・高等学校及び盲・聾・養護学校においてボランティア活動など社会奉仕体験活動、自然体験活動の充実に努めることとされたところであり、人権教育の観点からも各学校の取組の促進が望まれる。

盲・聾・養護学校では、障害者の自立と社会参加を目指して、小・中・高等学校等に準ずる教育を行うとともに、障害に基づく種々の困難を克服するための指導を行っており、今般の学習指導要領等の改訂では、一人一人の障害の状態等に応じた一層きめ細かな指導の充実が図られている。また、盲・聾・養護学校や特殊学級では、子どもたちの社会性や豊かな人間性をはぐくむとともに、社会における障害者に対する正しい理解認識を深めるために、障害のある児童生徒と障害のない児童生徒や地域社会の人々が共に活動を行う交流教育などの実践的な取組が行われており、新しい学習指導要領等ではその充実が図られている。

大学等における人権教育については、例えば法学一般、憲法などの法学の授業に関連して実施されている。また、教養教育に関する科目等として、人権教育に関する科目が開設されている大学もある。

以上、学校教育については、教育活動全体を通じて、人権教育が推進されているが、知的理解にとどまり、人権感覚が十分身に付いていないなど指導方法の問題、教職員に人権尊重の理念について十分な認識が必ずしもいさわたっていない等の問題も指摘されているところである。

## イ 社会教育

社会教育においては、すべての教育の出発点である家庭教育を支援するため、家庭教育に関する親への学習機会の提供や、家庭でのしつけの在り方などを分かりやすく解説した家庭教育手帳・家庭教育ノートを乳幼児や小学生等を持つ親に配布するなどの取組が行われている。この家庭教育手帳・家庭教育ノートには「親自身が偏見を持たず、差別をしない、許さないとい

うことを、子どもたちに示していくことが大切である」ことなどが盛り込まれている。

また、生涯の各時期に応じ、各人の自発的学習意思に基づき、人権に関する学習ができるよう、公民館等の社会教育施設を中心に学級・講座の開設や交流活動など、人権に関する多様な学習機会が提供されている。さらに、社会教育指導者のための人権教育に関する手引の作成などが行われている。そのほか、社会教育主事等の社会教育指導者を対象に様々な形で研修が行われ、指導者の資質の向上が図られている。

加えて、平成13年7月には、社会教育法が改正され、青少年にボランティア活動など社会奉仕体験活動、自然体験活動等の機会を提供する事業の実施及びその奨励が教育委員会の事務として明記されたところであり、人権尊重の心を養う観点からも各教育委員会における取組の促進が望まれる。

このように、生涯学習の振興のための各種施策を通じて人権教育が推進されているが、知識伝達型の講義形式の学習に偏りがちであることなどの課題が指摘されている。

## 3 人権啓発の現状

### (1) 人権啓発の意義・目的

人権啓発とは、「国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動（人権教育を除く。）」を意味し（人権教育・啓発推進法第2条）、「国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう」にすることを旨としている（同法第3条）。すなわち、広く国民の間に、人権尊重思想の普及高揚を図ることを目的に行われる研修、情報提供、広報活動等で人権教育を除いたものであるが、その目的とするところは、国民の一人一人が人権を尊重することの重要性を正しく認識し、これを前提として他人の人権にも十分に配慮した行動がとれるようにすることにある。換言すれば、「人権とは何か」、「人権の尊重とはどういうことか」、「人権を侵害された場合に、これを排除し、救済するための制度がどのようになっているか」等について正しい認識を持つとともに、それらの認識が日常生活の中で、その態度面、行動面等において確実に根付くようにすることが人権啓発の目的である。

## (2) 人権啓発の実施主体

人権擁護事務として人権啓発を担当する国の機関としては、法務省人権擁護局及びその下部機関である法務局及び地方法務局の人権擁護部門のほか、法務大臣が委嘱する民間のボランティアとして人権擁護委員制度が設けられ、これら法務省に置かれた人権擁護機関が一体となって人権啓発活動を行っている。また、法務省以外の関係各府省庁においても、その所掌事務との関連で、人権にかかわる各種の啓発活動を行っているほか、地方公共団体や公益法人、民間団体、企業等においても、人権にかかわる様々な活動が展開されている。

なお、法務省の人権擁護機関については、人権擁護推進審議会の人権救済制度の在り方に関する答申（平成13年5月25日）及び人権擁護委員制度の改革に関する答申（平成13年12月21日）を踏まえ、人権委員会の設置等、新たな制度の構築に向けた検討が進められているところである。

## (3) 人権啓発の現状

### ア 国の人権擁護機関の啓発活動

国は、前記のとおり、関係各府省庁が、その所掌事務との関連で、人権にかかわる各種の啓発活動を行っている。特に、人権擁護事務として人権啓発を担当する法務省の人権擁護機関は、広く一般国民を対象に、人権尊重思想の普及高揚等のために様々な啓発活動を展開している。すなわち、毎年啓発活動の重点目標を定め、人権週間や人権擁護委員の日など節目となる機会をとらえて全国的な取組を展開しているほか、中学生を対象とする人権作文コンテストや小学生を主たる対象とする人権の花運動、イベント的要素を取り入れ明るく楽しい雰囲気の中でより多くの人々に人権問題を考えてもらう人権啓発フェスティバル、各地のイベント等の行事への参加など、年間を通して様々な啓発活動を実施している。具体的な啓発手法としては、人権一般や個別の人権課題に応じて作成する啓発冊子・リーフレット・パンフレット・啓発ポスター等の配布、その時々々の社会の人権状況に合わせた講演会・座談会・討論会・シンポジウム等の開催、映画会・演劇会等の開催、テレビ・ラジオ・有線放送等マスメディアを活用した啓発活動など、多種多様な手法を用いるとともに、それぞれに創意工夫を凝らしている。また、従来、国や多くの地方公共団体が各別に

啓発活動を行うことが多く、その間の連携協力が必ずしも十分とは言えなかった状況にかんがみ、人権啓発のより一層効果的な推進を図るとの観点から、都道府県や市町村を含めた多様な啓発主体が連携協力するための横断的なネットワークを形成して、人権啓発活動ネットワーク事業も展開している。さらに、以上の一般的な啓発活動のほか、人権相談や人権侵犯事件の調査・処理の過程を通じて、関係者に人権尊重思想を普及するなどの個別啓発も行っている。

このように、法務省の人権擁護機関は人権啓発に関する様々な活動を展開しているところであるが、昨今、その内容・手法が必ずしも国民の興味・関心・共感を呼び起こすものになっていない、啓発活動の実施に当たってのマスメディアの効果的な活用が十分とは言えない、法務省の人権擁護機関の存在及び活動内容に対する国民の周知度が十分でない、その実施体制や担当職員の専門性も十分でない等の問題点が指摘されている。

### イ 地方公共団体の啓発活動

地方公共団体は、都道府県及び市町村のいずれにおいても、それぞれの地域の実情に応じ、啓発行事の開催、啓発資料等の作成・配布、啓発手法等に関する調査・研究、研修会の開催など様々な啓発活動を行っており、その内容は、まさに地域の実情等に応じて多種多様である。特に、都道府県においては、市町村を包括する広域的な立場や市町村行政を補完する立場から、それぞれの地域の実情に応じ、市町村を先導する事業、市町村では困難な事業、市町村の取組を支援する事業などが展開されている。また、市町村においては、住民に最も身近にあって住民の日常生活に必要な様々な行政を担当する立場から、地域に密着したきめ細かい多様な人権啓発活動が様々な機会を通して展開されている。

### ウ 民間団体、企業の啓発活動

民間団体においても、人権全般あるいは個々の人権課題を対象として、広報、調査・研究、研修等、人権啓発上有意義な様々な取組が行われているほか、国、地方公共団体が主催する講演会、各種イベントへの参加など、人権にかかわる様々な活動を展開しているところであり、今後とも人権啓発の実施主体として重要な一翼を担っていくことが期待される。

また、企業においては、その取組に濃淡はあるものの、個々の企業の実情や方針等に応じて、自主的な人権啓発活動が行われている。例えば、従業員に対して行う人権に関する各種研修のほか、より積極的なものとしては、人権啓発を推進するための組織の設置や人権に関する指針の制定、あるいは従業員に対する人権標語の募集などが行われている例もある。

### 第3章 人権教育・啓発の基本的在り方

#### 1 人権尊重の理念

人権とは、人間の尊厳に基づいて各人が持っている固有の権利であり、社会を構成するすべての人々が個人としての生存と自由を確保し、社会において幸福な生活を営むために欠かすことのできない権利である。

すべての人々が人権を享有し、平和で豊かな社会を実現するためには、人権が国民相互の間において共に尊重されることが必要であるが、そのためには、各人の人権が調和的に行使されること、すなわち、「人権の共存」が達成されることが重要である。そして、人権が共存する人権尊重社会を実現するためには、すべての個人が、相互に人権の意義及びその尊重と共存の重要性について、理性及び感性の両面から理解を深めるとともに、自分の権利の行使に伴う責任を自覚し、自分の人権と同様に他人の人権をも尊重することが求められる。

したがって、人権尊重の理念は、人権擁護推進審議会が人権教育・啓発に関する答申において指摘しているように、「自分の人権のみならず他人の人権についても正しく理解し、その権利の行使に伴う責任を自覚して、人権を相互に尊重し合うこと、すなわち、人権共存の考え方」として理解すべきである。

#### 2 人権教育・啓発の基本的在り方

人権教育・啓発は、人権尊重社会の実現を目指して、日本国憲法や教育基本法などの国内法、人権関係の国際条約などに即して推進していくべきものである。その基本的な在り方としては、人権教育・啓発推進法が規定する基本理念（第3条）を踏まえると、次のような点を挙げるができる。

#### (1) 実施主体間の連携と国民に対する多様な機会の提供

人権教育・啓発にかかわる活動は、様々な実施主体によって行われているが、今日、人権問題がますます複雑・多様化する傾向にある中で、これをより一層効果的かつ総合的に推進し、多様な学習機会を提供していくためには、これら人権教育・啓発の各実施主体がその担うべき役割を踏まえた上で、相互に有機的な連携協力関係を強化することが重要である。

また、国民に対する人権教育・啓発は、国民の一人一人の生涯の中で、家庭、学校、地域社会、職域などあらゆる場と機会を通して実施されることにより効果を上げるものと考えられ、その観点からも、人権教育・啓発の各実施主体は相互に十分な連携をとり、その総合的な推進に努めることが望まれる。

#### (2) 発達段階等を踏まえた効果的な方法

人権教育・啓発は、幼児から高齢者に至る幅広い層を対象とするものであり、その活動を効果的に推進していくためには、人権教育・啓発の対象者の発達段階を踏まえ、地域の実情等に応じて、ねばり強くこれを実施する必要がある。

特に、人権の意義や重要性が知識として確実に身に付き、人権問題を直感的にとらえる感性や日常生活において人権への配慮がその態度や行動に現れるような人権感覚が十分に身に付くようにしていくことが極めて重要である。そのためには、人権教育・啓発の対象者の発達段階に応じながら、その対象者の家庭、学校、地域社会、職域などにおける日常生活の経験などを具体的に取り上げるなど、創意工夫を凝らしていく必要がある。その際、人格が形成される早い時期から、人権尊重の精神の芽生えが感性としてはぐくまれるように配慮すべきである。また、子どもを対象とする人権教育・啓発活動の実施に当たっては、子どもが発達途上であることに十分留意することが望まれる。

また、人権教育・啓発の手法については、「法の下での平等」、「個人の尊重」といった人権一般の普遍的な視点からのアプローチと、具体的な人権課題に即した個別的な視点からのアプローチとがあり、この両者があいまって人権尊重についての理解が深まっていくものと考えられる。すなわち、法の下での平等、個人の尊重といった普遍的な視点から人権尊重の理念を国民

に訴えかけることも重要であるが、真に国民の理解や共感を得るためには、これと併せて、具体的な人権課題に即し、国民に親しみやすく分かりやすいテーマや表現を用いるなど、様々な創意工夫が求められる。他方、個別的な視点からのアプローチに当たっては、地域の実情等を踏まえるとともに、人権課題に関して正しく理解し、物事を合理的に判断する精神を身に付けるよう働きかける必要がある。その際、様々な人権課題に関してこれまで取り組まれてきた活動の成果と手法への評価を踏まえる必要がある。

なお、人権教育・啓発の推進に当たって、外来語を安易に使用することは、正しい理解の普及を妨げる場合もあるので、官公庁はこの点に留意して適切に対応することが望ましい。

### (3) 国民の自主性の尊重と教育・啓発における中立性の確保

人権教育・啓発は、国民の一人一人の心の在り方に密接にかかわる問題でもあることから、その自主性を尊重し、押し付けにならないように十分留意する必要がある。そもそも、人権は、基本的に人間は自由であるということから出発するものであって、人権教育・啓発にかかわる活動を行う場合にも、それが国民に対する強制となっては本末転倒であり、真の意味における国民の理解を得ることはできない。国民の間に人権問題や人権教育・啓発の在り方について多種多様な意見があることを踏まえ、異なる意見に対する寛容の精神に立って、自由な意見交換ができる環境づくりに努めることが求められる。

また、人権教育・啓発がその効果を十分に発揮するためには、その内容はもとより、実施の方法等においても、国民から、幅広く理解と共感を得られるものであることが必要である。「人権」を理由に掲げて自らの不当な意見や行為を正当化したり、異論を封じたりする「人権万能主義」とでも言うべき一部の風潮、人権問題を口実とした不当な利益等の要求行為、人権上問題のあるような行為をしたとされる者に対する行き過ぎた追及行為などは、いずれも好ましいものとは言えない。

このような点を踏まえると、人権教育・啓発を担当する行政は、特定の団体等から不当な影響を受けることなく、主体性や中立性を確保することが厳に求められる。人権教育・啓発にか

かわる活動の実施に当たっては、政治運動や社会運動との関係を明確に区別し、それらの運動そのものも教育・啓発であるということがないように、十分に留意しなければならない。

## 第4章 人権教育・啓発の推進方策

人権教育・啓発に関しては、国連10年国内行動計画や人権擁護推進審議会の人権教育・啓発に関する答申を踏まえて、関係各府省庁において様々な取組が実施されているところである。それらの取組は、国内外の諸情勢の動向等も踏まえながら、今後とも、積極的かつ着実に推進されるべきものであることは言うまでもない。

そこで、ここでは、第3章に記述した人権教育・啓発の基本的な在り方を踏まえつつ、国連10年国内行動計画に基づく取組の強化及び人権擁護推進審議会の答申で提言された人権教育・啓発の総合的かつ効果的な推進のための諸方策の実施が重要であるとの認識に立って、人権一般の普遍的な視点からの取組、各人権課題に対する取組及び人権にかかわりの深い特定の職業に従事する者に対する研修等の問題に関して推進すべき施策の方向性を提示するとともに、人権教育・啓発の効果的な推進を図るための体制等について述べることにする。

### 1 人権一般の普遍的な視点からの取組

#### (1) 人権教育

人権教育は、生涯学習の視点に立って、幼児期からの発達段階を踏まえ、地域の実情等に応じて、学校教育と社会教育とが相互に連携を図りつつ、これを実施する必要がある。

#### ア 学校教育

学校教育においては、それぞれの学校種の教育目的や目標の実現を目指した教育活動が展開される中で、幼児児童生徒、学生が、社会生活を営む上で必要な知識・技能、態度などを確実に身に付けることを通じて、人権尊重の精神の涵養が図られるようにしていく必要がある。

初等中等教育については、新しい学習指導要領等に基づき、自ら学び、自ら考える力や豊かな人間性等の「生きる力」をはぐくんでいく。さらに、高等教育については、こうした「生きる力」を基盤として、知的、道徳的及び応用的能力を展開させていく。

こうした基本的な認識に立って、以下のような施策を推進していく。

第一に、学校における指導方法の改善を図るため、効果的な教育実践や学習教材などについて情報収集や調査研究を行い、その成果を学校等に提供していく。また、心に響く道德教育を推進するため、地域の人材の配置、指導資料の作成などの支援策を講じていく。

第二に、社会教育との連携を図りつつ、社会性や豊かな人間性をはぐくむため多様な体験活動の機会の充実を図っていく。学校教育法の改正の趣旨等を踏まえ、ボランティア活動など社会奉仕体験活動、自然体験活動を始め、勤労生産活動、職業体験活動、芸術文化体験活動、高齢者や障害者等との交流などを積極的に推進するため、モデルとなる地域や学校を設け、その先駆的な取組を全国のすべての学校に普及・展開していく。

第三に、子どもたちに人権尊重の精神を涵養していくためにも、各学校が、人権に配慮した教育指導や学校運営に努める。特に、校内暴力やいじめなどが憂慮すべき状況にある中、規範意識を培い、こうした行為が許されないという指導を徹底するなど子どもたちが安心して楽しく学ぶことのできる環境を確保する。

第四に、高等教育については、大学等の主体的判断により、法学教育など様々な分野において、人権教育に関する取組に一層配慮がなされるよう促していく。

第五に、養成・採用・研修を通じて学校教育の担い手である教職員の資質向上を図り、人権尊重の理念について十分な認識を持ち、子どもへの愛情や教育への使命感、教科等の実践的な指導力を持った人材を確保していく。その際、教職員自身が様々な体験を通じて視野を広げるような機会の充実を図っていく。また、教職員自身が学校の場等において子どもの人権を侵害するような行為を行うことは断じてあってはならず、そのような行為が行われることのないよう厳しい指導・対応を行っていく。さらに、個に応じたきめ細かな指導が一層可能となるよう、教職員配置の改善を進めていく。

## イ 社会教育

社会教育においては、すべての人々の人権が真に尊重される社会の実現を目指し、人権を現代的課題の一つとして取り上げた生涯学習審議会の答申や、家庭教育支援のための機能の充実や、多様な体験活動の促進等について提言した様々な審議会の答申等を踏まえ、生涯学習の振

興のための各種施策を通じて、人権に関する学習の一層の充実を図っていく必要がある。その際、人権に関する学習においては、単に人権問題を知識として学ぶだけではなく、日常生活において態度や行動に現れるような人権感覚の涵養が求められる。

第一に、幼児期から豊かな情操や思いやり、生命を大切に作る心、善悪の判断など人間形成の基礎をはぐくむ上で重要な役割を果たし、すべての教育の出発点である家庭教育の充実を図る。特に、親自身が偏見を持たず差別をしないことなどを日常生活を通じて自らの姿をもって子どもに示していくことが重要であることから、親子共に人権感覚が身に付くような家庭教育に関する親の学習機会の充実や情報の提供を図るとともに、父親の家庭教育参加の促進、子育てに不安や悩みを抱える親等への相談体制の整備等を図る。

第二に、公民館等の社会教育施設を中心として、地域の実情に応じた人権に関する多様な学習機会の充実を図っていく。そのため、広く人々の人権問題についての理解の促進を図るため、人権に関する学習機会の提供や交流事業の実施、教材の作成等の取組を促進する。また、学校教育との連携を図りつつ、青少年の社会性や思いやりの心など豊かな人間性をはぐくむため、ボランティア活動など社会奉仕体験活動・自然体験活動を始めとする多様な体験活動や高齢者、障害者等との交流の機会の充実を図る。さらに、初等中等教育を修了した青年や成人のボランティア活動など社会奉仕活動を充実するための環境の整備を図っていく。

第三に、学習意欲を高めるような参加体験型の学習プログラムの開発を図るとともに、広く関係機関にその成果を普及し、特に、日常生活の中で人権上問題のあるような出来事に接した際に、直感的にその出来事がおかしいと思う感性や、日常生活の中で人権尊重を基本においた行動が無意識のうちにその態度や行動に現れるような人権感覚を育成する学習プログラムを、市町村における実践的な人権に関する学習活動の成果を踏まえながら開発し提供していくことが重要である。そのため、身近な課題を取り上げたり、様々な人とのふれあい体験を通して自然に人権感覚が身に付くような活動を仕組んだり、学習意欲を高める手法を創意工夫するなど指導方法に関する研究開発を行い、その成果を全国に普及していく。



第四に、地域社会において人権教育を先頭に立って推進していく指導者の養成及び、その資質の向上を図り、社会教育における指導体制の充実を図っていく。そのために指導者研修会の内容、方法について、体験的・実践的手法を取り入れるなどの創意工夫を図る。

## (2) 人権啓発

人権啓発は、その内容はもとより実施の方法においても、国民から幅広く理解と共感が得られるものであることが肝要であり、人権一般にかかわる取組に関して検討する場合にも、その視点からの配慮が欠かせない。

### ア 内容

啓発の内容に関して言えば、国民の理解と共感を得るという視点から、人権をめぐる今日の社会情勢を踏まえた啓発が重要であり、そのような啓発として、特に以下のものを挙げる事ができる。

#### i 人権に関する基本的な知識の習得

総理府（現内閣府）の世論調査（平成9年実施）の結果によれば、基本的人権が侵すことのできない永久の権利として憲法で保障されていることについての周知度が低下傾向にあるが、この点にも象徴されるように、国民の人権に関する基本的な知識の習得が十分でないことが窺われる。そこで、憲法を始めた人権にかかわる国内法令や国際条約の周知など、人権に関する基本的な知識の習得を目的とした啓発を推進する必要がある。

#### ii 生命の尊さ

近年、小学生などの弱者を被害者とする残忍な事件が頻発し、社会的耳目を集めているが、これらに限らず、いじめや児童虐待、ストーカー行為、電車等の交通機関内におけるトラブルや近隣関係をめぐるトラブルに起因する事件等々、日常生活のあらゆる場面において、ささいなことから簡単に人が殺傷される事件が後を絶たない。その背景として、人の生命を尊重する意識が薄れてきていることが指摘されており、改めて生命の尊さ・大切さや、自己がかけがえのない存在であると同時に他人もかけがえのない存在であること、他人との共生・共感の大切さを真に実感できるような啓発を推進する必要がある。

#### iii 個性の尊重

世間体や他人の思惑を過度に気にする一般

的な風潮や我が国社会における根強い横並び意識の存在等が、安易な事なかれ主義に流れたり、人々の目を真の問題点から背けさせる要因となっており、そのことにより、各種差別の解消が妨げられている側面がある。そこで、これらの風潮や意識の是正を図ることが重要であるが、そのためには、互いの人権を尊重し合うということの意味が、各人の異なる個性を前提とする価値基準であることを国民に訴えかける啓発を推進する必要がある。

### イ 方法

啓発の方法に関し、国民の理解と共感を得るという視点から留意すべき主な点としては、以下のものを挙げる事ができる。

#### i 対象者の発達段階に応じた啓発

一般的に言えば、対象者の理解度に合わせて適切な人権啓発を行うことが肝要であり、そのためには、対象者の発達段階に応じて、その対象者の家庭、学校、地域社会、職域などにおける日常生活の経験などを人権尊重の観点から具体的に取り上げ、自分の課題として考えてもらうなど、手法に創意工夫を凝らしていく必要がある。また、対象者の発達段階に応じた手法の選択ということも重要であり、例えば、幼児児童に対する人権啓発としては、「他人の痛みが分かる」、「他人の気持ちを理解し、行動できる」など、他人を思いやる心をはぐくみ、子どもの情操をより豊かにすることを目的として、子どもが人権に関する作文を書くことを通して自らの課題として理解を深めたり、自ら人権に関する標語を考えたりするなどの啓発手法が効果的である。そして、ある程度理解力が備わった青少年期には、ボランティア活動など社会奉仕体験活動等を通じて、高齢者や障害のある人などと直接触れ合い、そうした交流の中で人権感覚を培っていくことが期待される。

#### ii 具体的な事例を活用した啓発

人権啓発の効果を高めるためには、具体的な事例を取り上げ、その問題を前提として自由に議論することも、啓発を受ける人の心に迫りやすいという点では効果がある。例えば、人権上大きな社会問題となった事例に関して、人権擁護に当たる機関が、タイミング良く、人権尊重の視点から具体的な呼びかけを行うことなどは、広く国民が人権尊重についての正しい知識・感性を錬磨する上で、大

きな効果を期待できる。特に、その具体的な事例が自分の居住する地域と関連が深いものである場合には、地域住民が人権尊重の理念について、より身近に感じ、その理解を深めることにつながるので、その意味でも、具体的な事例を挙げて、地域に密着した啓発を行うことは効果的である。

なお、過去の具体的な事例を取り上げるに当たっては、そこで得られた教訓を踏まえて、将来、類似の問題が発生した場合にどう対応すべきかとの観点から啓発を行うことも有意義である。その場合、人権を侵害された被害者は心に深い傷を負っているということにも十分配慮し、被害者の立場に立った啓発を心掛ける必要がある。

### iii 参加型・体験型の啓発

各種の人権啓発冊子等の作成・配布や講演会・研修会の実施、人権啓発映画・啓発ビデオの放映等、啓発主体が国民に向けて行う啓発は、人権に関する知識や情報を伝えるという観点からは一定の効果があるが、国民の一人一人が人権感覚や感性を体得するという観点からすると、このような受身型の啓発には限界がある。そこで、啓発を受ける国民が主体的・能動的に参加できるような啓発手法（例えば、各種のワークショップや車椅子体験研修等）にも着目し、これらの採用を積極的に検討・推進すべきである。

## 2 各人権課題に対する取組

人権教育・啓発に当たっては、普遍的な視点からの取組のほか、各人権課題に対する取組を推進し、それらに関する知識や理解を深め、さらには課題の解決に向けた実践的な態度を培っていくことが望まれる。その際、地域の実情、対象者の発達段階等や実施主体の特性などをふまえつつ、適切な取組を進めていくことが必要である。

### (1) 女性

日本国憲法は、法の下での平等について規定し、政治的、経済的又は社会的関係における性差別を禁止する（第14条）とともに、家族関係における男女平等について明文の規定を置いている（第24条）。しかし、現実には、従来の固定的な性別役割分担意識が依然として根強く残っていることから、社会生活の様々な場面において女性が不利益を受けることが少なからずある。また、夫・パートナーからの暴力、性犯

罪、売買春、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為等、女性に対する暴力事案等が社会的に問題となるなど、真に男女共同参画社会が実現されているとは言い難い状況にある。

女性の地位向上は、我が国のみならず世界各国に共通した問題意識となっており、国際連合を中心とした国際的な動向をみると、1975年（昭和50年）を「国際婦人年」と定め、これに続く1976年から1985年までの10年間を「国連婦人の10年」として位置付け、この間に、女性の問題に関する認識を深めるための活動が各国に奨励されている。また、1979年に女子差別撤廃条約が採択（1981年発効、我が国の批准1985年）され、1993年には女性に対する暴力の撤廃に関する宣言が採択されたほか、世界各地で女性会議等の国際会議が開催されるなど、女性の地位向上に向けた様々な取組が国際的な規模で行われている。

我が国においても、従来から、こうした国際的な動向にも配慮しながら、男女共同参画社会の形成の促進に向けた様々な取組が総理府（現内閣府）を中心に展開されてきた。特に、平成11年6月には、男女共同参画社会の形成の促進を総合的かつ計画的に推進することを目的とする「男女共同参画社会基本法」（平成11年法律第78号）が制定され、平成12年12月には、同法に基づいた初めての計画である「男女共同参画基本計画」が策定されている。また、平成13年1月の中央省庁等改革に際し、内閣府に男女共同参画会議及び男女共同参画局が設置され、男女共同参画社会の形成の促進に関する推進体制が充実・強化された。

なお、女性に対する暴力の関係では、「ストーカー行為等の規制等に関する法律」（平成12年法律第81号）や「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（平成13年法律第31号）の制定等、立法的な措置がとられている。

こうした動向等を踏まえ、以下の取組を積極的に推進することとする。

- ① 政策・方針決定過程への女性の参画を拡大していくため、国が率先垂範して取組を進めるとともに、地方公共団体、企業、各種機関・団体等のあらゆる分野へ広く女性の参画促進を呼びかけ、その取組を支援する。（全府省庁）
- ② 男女共同参画の視点に立つて様々な社会制度・慣行の見直しを行うとともに、これらを

- 支えてきた人々の意識の改革を図るため、国民的広がりを持った広報・啓発活動を積極的に展開する。また、女性の権利に関係の深い国内法令や、女子差別撤廃条約、女性2000年会議の「成果文書」等の国際文書の内容の周知に努める。(全府省庁)
- ③ 女性に対する偏見や差別意識を解消し、固定的な性別役割分担意識を払拭することを目指して、人権尊重思想の普及高揚を図るための啓発活動を充実・強化する。(法務省)
- ④ 性別に基づく固定的な役割分担意識を是正し、人権尊重を基盤とした男女平等観の形成を促進するため、家庭、学校、地域など社会のあらゆる分野において男女平等を推進する教育・学習の充実を図る。また、女性の生涯にわたる学習機会の充実、社会参画の促進のための施策を充実させる。(文部科学省)
- ⑤ 雇用における男女の均等な機会と待遇の確保等のため、啓発等を行うとともに、働くことを中心に女性の社会参画を積極的に支援するための事業を「女性と仕事の未来館」において実施する。(厚生労働省、文部科学省)
- ⑥ 農山漁村の女性が、男性とともに積極的に参画できる社会を実現するため、家庭及び地域社会において農山漁村の女性の地位向上・方針決定への参画促進のための啓発等を実施する。(農林水産省)
- ⑦ 国の行政機関の策定する広報・出版物等において性にとらわれない表現を促進するとともに、メディアにおける女性の人権の尊重を確保するため、メディアの自主的取組を促しつつ、メディアの特性や技術革新に対応した実効ある対策を進める。(内閣府ほか関係省庁)
- ⑧ 夫・パートナーからの暴力、性犯罪、売買春、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為等女性に対するあらゆる暴力を根絶するための基盤整備を行うとともに、暴力の形態に応じた幅広い取組を総合的に推進する。(内閣府)
- ⑨ 夫・パートナーからの暴力、性犯罪、売買春、ストーカー行為等女性に対するあらゆる暴力の根絶に向けて、厳正な取締りはもとより、被害女性の人権を守る観点から、事情聴取等を被害者の希望に応じた性別の警察官が行えるようにするなど、必要な体制を整備するとともに、事情聴取、相談等に携わる職員の教育訓練を充実する。(警察庁)
- ⑩ 夫・パートナーからの暴力、性犯罪、売買春、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為等に関する事案が発生した場合には、人権侵犯事件としての調査・処理や人権相談の対応など当該事案に応じた適切な解決を図るとともに、関係者に対し女性の人権の重要性について正しい認識と理解を深めるための啓発活動を実施する。(法務省)
- ⑪ 女性の人権問題の解決を図るため、法務局・地方法務局の常設人権相談所において人権相談に積極的に取り組むとともに、平成12年に全国に設置した電話相談「女性の人権ホットライン」を始めとする人権相談体制を充実させる。なお、女性からの人権相談に対しては女性の人権擁護委員や職員が対応するなど相談しやすい体制づくりに努めるほか、必要に応じて関係機関と密接な連携協力を図るものとする。(法務省)
- ⑫ 我が国が主導的な役割を果たした結果国連婦人開発基金（UNIFEM）内に設置された「女性に対する暴力撤廃のための信託基金」等、女性の人権擁護にかかわる国際的取組に対して協力する。(外務省)
- (2) 子ども
- 子どもの人権の尊重とその心身にわたる福祉の保障及び増進などに関しては、既に日本国憲法を始め、児童福祉法や児童憲章、教育基本法などにおいてその基本原理ないし理念が示され、また、国際的にも児童の権利に関する条約等において権利保障の基準が明らかにされ、「児童の最善の利益」の考慮など各種の権利が宣言されている。
- しかし、子どもたちを取り巻く環境は、我が国においても懸念すべき状況にある。例えば、少年非行は、現在、戦後第4の多発期にあり、質的にも凶悪化や粗暴化の傾向が指摘されている。一方で、実親等による子に対する虐待が深刻な様相を呈しているほか、犯罪による被害を受ける少年の数が増加している。児童買春・児童ポルノ、薬物乱用など子どもの健康や福祉を害する犯罪も多発している。さらに、学校をめぐっては、校内暴力やいじめ、不登校等の問題が依然として憂慮すべき状況にある。
- このような状況を踏まえ、「児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律」(平成11年法律第52号)、「児童虐待の防止等に関する法律」(平成12年法律第82

号)の制定など個別立法による対応も進められている。さらに、家庭や地域社会における子育てや学校における教育の在り方を見直していくと同時に、大人社会における利己的な風潮や、金銭を始めとする物質的な価値を優先する考え方などを問い直していくことが必要である。大人たちが、未来を担う子どもたち一人一人の人格を尊重し、健全に育てていくことの大切さを改めて認識し、自らの責任を果たしていくことが求められている。

こうした認識に立って、子どもの人権に関係の深い様々な国内の法令や国際条約の趣旨に沿って、政府のみならず、地方公共団体、地域社会、学校、家庭、民間企業・団体や情報メディア等、社会全体が一体となって相互に連携を図りながら、子どもの人権の尊重及び保護に向け、以下の取組を積極的に推進することとする。

- ① 子どもを単に保護・指導の対象としてのみとらえるのではなく、基本的人権の享有主体として最大限に尊重されるような社会の実現を目指して、人権尊重思想の普及高揚を図るための啓発活動を充実・強化する。(法務省)
- ② 学校教育及び社会教育を通じて、憲法及び教育基本法に則り、人権尊重の意識を高める教育の一層の推進に努める。学校教育については、人権教育の充実に向けた指導方法の研究を推進するとともに、幼児児童生徒の人権に十分に配慮し、一人一人を大切にされた教育指導や学校運営が行われるように努める。その際、自他の権利を大切にすることとともに、社会の中で果たすべき義務や自己責任についての指導に努めていく。社会教育においては、子どもの人権の重要性について正しい認識と理解を深めるため、公民館等における各種学級・講座等による学習機会の充実に努める。(文部科学省)
- ③ 学校教育法及び社会教育法の改正(平成13年7月)の趣旨等を踏まえ、子どもの社会性や豊かな人間性をはぐくむ観点から、全小・中・高等学校等において、ボランティア活動など社会奉仕体験活動、自然体験活動等の体験活動を積極的に推進する。(文部科学省)
- ④ 校内暴力やいじめ、不登校などの問題の解決に向け、スクールカウンセラーの配置など教育相談体制の充実を始めとする取組を推進する。また、問題行動を起こす児童生徒につ

いては、暴力やいじめは許されないという指導を徹底し、必要に応じて出席停止制度の適切な運用を図るとともに、学校・教育委員会・関係機関からなるサポートチームを組織して個々の児童生徒の援助に当たるなど、地域ぐるみの支援体制を整備していく。(文部科学省)

- ⑤ 親に対する家庭教育についての学習機会や情報の提供、子育てに関する相談体制の整備など家庭教育を支援する取組の充実に努める。(文部科学省)
- ⑥ 児童虐待など、児童の健全育成上重大な問題について、児童相談所、学校、警察等の関係機関が連携を強化し、総合的な取組を推進するとともに、啓発活動を推進する。(厚生労働省、文部科学省、警察庁)
- ⑦ 児童買春・児童ポルノ、児童売買といった児童の商業的性的搾取の問題が国際社会の共通の課題となっていることから、児童の権利に関する条約の広報等を通じ、積極的にこの問題に対する理解の促進に取り組む。(外務省)
- ⑧ 犯罪等の被害に遭った少年に対し、カウンセリング等による支援を行うとともに、少年の福祉を害する犯罪の取締りを推進し、被害少年の救出・保護を図る。(警察庁)
- ⑨ 保育所保育指針における「人権を大切にす心を育てる」ため、この指針を参考として児童の心身の発達、家庭や地域の実情に応じた適切な保育を実施する。また、保育士や子どもにかかわる指導員等に対する人権教育・啓発の推進を図る。(厚生労働省)
- ⑩ 児童虐待や体罰等の事案が発生した場合には、人権侵犯事件としての調査・処理や人権相談の対応など当該事案に応じた適切な解決を図るとともに、関係者に対し子どもの人権の重要性について正しい認識と理解を深めるための啓発活動を実施する。(法務省)
- ⑪ 教職員について、養成・採用・研修を通じ、人権尊重意識を高めるなど資質向上を図るとともに、個に応じたきめ細かな指導が一層可能となるよう、教職員配置の改善を進めていく。教職員による子どもの人権を侵害する行為が行われることのないよう厳しい指導・対応を行う。(文部科学省)
- ⑫ 子どもの人権問題の解決を図るため、「子どもの人権専門委員」制度を充実・強化するほか、法務局・地方法務局の常設人権相談所

において人権相談に積極的に取り組むとともに、「子どもの人権110番」による電話相談を始めとする人権相談体制を充実させる。なお、相談に当たっては、関係機関と密接な連携協力を図るものとする。(法務省)

### (3) 高齢者

人口の高齢化は、世界的な規模で急速に進んでいる。我が国においては、2015年には4人に1人が65歳以上という本格的な高齢社会が到来すると予測されているが、これは世界に類を見ない急速な高齢化の体験であることから、我が国の社会・経済の構造や国民の意識はこれに追いついておらず、早急な対応が喫緊の課題となっている。

高齢化対策に関する国際的な動きをみると、1982年にウィーンで開催された国連主催による初めての世界会議において「高齢化に関する国際行動計画」が、また、1991年の第46回国連総会において「高齢者のための国連原則」がそれぞれ採択され、翌年1992年の第47回国連総会においては、これらの国際行動計画や国連原則をより一層広めることを促すとともに、各国において高齢化社会の到来に備えた各種の取組が行われることを期待して、1999年(平成11年)を「国際高齢者年」とする決議が採択された。

我が国においては、昭和61年6月に閣議決定された「長寿社会対策大綱」に基づき、長寿社会に向けた総合的な対策の推進を図ってきたが、平成7年12月に高齢社会対策基本法が施行されたことから、以後、同法に基づく高齢社会対策大綱(平成8年7月閣議決定)を基本として、国際的な動向も踏まえながら、各種の対策が講じられてきた。平成13年12月には、引き続きより一層の対策を推進するため、新しい高齢社会対策大綱が閣議決定されたところである。

高齢者の人権にかかわる問題としては、高齢者に対する身体的・精神的な虐待やその有する財産権の侵害のほか、社会参加の困難性などが指摘されているが、こうした動向等を踏まえ、高齢者が安心して自立した生活を送れるよう支援するとともに、高齢者が社会を構成する重要な一員として各種の活動に積極的に参加できるよう、以下の取組を積極的に推進することとする。

#### ① 高齢者の人権についての国民の認識と理解

を深めるとともに、高齢者も社会の重要な一員として生き生きと暮らせる社会の実現を目指して、人権尊重思想の普及高揚を図るための啓発活動を充実・強化する。(法務省)

- ② 「敬老の日」「老人の日」「老人週間」の行事を通じ、広く国民が高齢者の福祉について関心と理解を深める。(厚生労働省)
- ③ 学校教育においては、高齢化の進展を踏まえ、各教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間といった学校教育活動全体を通じて、高齢者に対する尊敬や感謝の心を育てるとともに、高齢社会に関する基礎的理解や介護・福祉の問題などの課題に関する理解を深めさせる教育を推進する。(文部科学省)
- ④ 高齢者の学習機会の体系的整備並びに高齢者の持つ優れた知識・経験等を生かして社会参加してもらうための条件整備を促進する。(厚生労働省、文部科学省)
- ⑤ 高齢者和其他の世代との相互理解や連帯感を深めるため、世代間交流の機会を充実させる。(内閣府、厚生労働省、文部科学省)
- ⑥ 高齢者が社会で活躍できるよう、ボランティア活動など高齢者の社会参加を促進する。(内閣府、厚生労働省、文部科学省)
- ⑦ 高齢者が長年にわたり培ってきた知識、経験等を活用して働き続けることができる社会を実現するため、定年の引き上げ等による65歳までの安定した雇用の確保、再就職の援助、多様な就業機会の確保のための啓発活動に取り組む。(厚生労働省)
- ⑧ 高齢化が急速に進行している農山漁村において、高齢者が農業生産活動、地域社会活動等において生涯現役を目指し、安心して住み続けられるよう支援する。(農林水産省)
- ⑨ 高齢者に関しては、介護者等による肉体的虐待、心理的虐待、経済的虐待(財産侵害)等の問題があるが、そのような事案が発生した場合には、人権侵犯事件としての調査・処理や人権相談の対応など当該事案に応じた適切な解決を図るとともに、関係者に対し高齢者の人権の重要性について正しい認識と理解を深めるための啓発活動を実施する。(法務省)
- ⑩ 高齢者の人権問題の解決を図るため、法務局・地方法務局の常設人権相談所において人権相談に積極的に取り組むとともに、高齢者が利用しやすい人権相談体制を充実させる。なお、相談に当たっては、関係機関と密接な

連携協力を図るものとする。(法務省)

#### (4) 障害者

障害者基本法第3条第2項は、「すべて障害者は、社会を構成する一員として社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会を与えられるものとする」と規定しているが、現実には、障害のある人々は様々な物理的又は社会的障壁のために不利益を被ることが多く、その自立と社会参加が阻まれている状況にある。また、障害者への偏見や差別意識が生じる背景には、障害の発生原因や症状についての理解不足がかかわっている場合もある。

障害者問題に関する国際的な動向をみると、国際連合では、1971年に「知的障害者の権利宣言」、1975年に「障害者の権利宣言」がそれぞれ採択され、障害者の基本的人権と障害者問題について、ノーマライゼーションの理念に基づく指針が示されたのを始めとして、1976年の第31回総会においては、1981年（昭和56年）を「国際障害者年」とする決議が採択されるとともに、その際併せて採択された「国際障害者年行動計画」が1979年に承認されている。また、1983年から1992年までの10年間を「国連・障害者の十年」とする宣言が採択され、各国に対し障害者福祉の増進が奨励されたが、「国連・障害者の十年」の終了後は、国連アジア太平洋経済社会委員会（ESCAP）において、1993年から2002年までの10年間を「アジア太平洋障害者の十年」とする決議が採択され、更に継続して障害者問題に取り組むこととされている。

我が国においても、このような国際的な動向と合わせ、各種の取組を展開している。まず、昭和57年3月に「障害者対策に関する長期計画」が策定されるとともに、同年4月には内閣総理大臣を本部長とする障害者対策推進本部（平成8年1月、障害者施策推進本部に改称）が設置され、障害者の雇用促進や社会的な施設、設備等の充実が図られることとなったが、平成5年3月には同長期計画を改めた「障害者対策に関する新長期計画」が策定され、また、平成7年12月には新長期計画の最終年次に合わせて、平成8年度から平成14年度までの7カ年を計画期間とする「障害者プラン」を策定することで、長期的視点に立った障害者施策のより一層の推進が図られている。

こうした動向等を踏まえ、以下の取組を積極

的に推進することとする。

- ① 障害者の自立と社会参加をより一層推進し、障害者の「完全参加と平等」の目標に向けて「ノーマライゼーション」の理念を実現するための啓発・広報活動を推進する（障害者の日及び週間を中心とする啓発・広報活動等）。（内閣府）
- ② 障害者に対する偏見や差別意識を解消し、ノーマライゼーションの理念を定着させることにより、障害者の自立と完全参加を可能とする社会の実現を目指して、人権尊重思想の普及高揚を図るための啓発活動を充実・強化する。（法務省）
- ③ 障害者の自立と社会参加を目指し、盲・聾・養護学校や特殊学級等における教育の充実を図るとともに、障害のある子どもに対する理解と認識を促進するため、小・中学校等や地域における交流教育の実施、小・中学校の教職員等のための指導資料の作成・配布、並びに学校教育関係者及び保護者等に対する啓発事業を推進する。さらに、各教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間といった学校教育活動全体を通じて、障害者に対する理解、社会的支援や介助・福祉の問題などの課題に関する理解を深めさせる教育を推進する。（文部科学省）
- ④ 障害者の職業的自立意欲の喚起及び障害者の雇用問題に関する国民の理解を促進するため、障害者雇用促進月間を設定し、全国障害者雇用促進大会を開催するなど障害者雇用促進運動を展開する。また、障害者の職業能力の向上を図るとともに、社会の理解と認識を高めるため、身体障害者技能競技大会を開催する。（厚生労働省）
- ⑤ 精神障害者に対する差別、偏見の是正のため、ノーマライゼーションの理念の普及・啓発活動を推進し、精神障害者の人権擁護のため、精神保健指定医、精神保健福祉相談員等に対する研修を実施する。（厚生労働省）
- ⑥ 障害者に関しては、雇用差別、財産侵害、施設における劣悪な処遇や虐待等の問題があるが、そのような事案が発生した場合には、人権侵犯事件としての調査・処理や人権相談の対応など当該事案に応じた適切な解決を図るとともに、関係者に対し障害者の人権の重要性について正しい認識と理解を深めるための啓発活動を実施する。（法務省）
- ⑦ 障害者の人権問題の解決を図るため、法務

局・地方法務局の常設人権相談所において人権相談に積極的に取り組むとともに、障害者が利用しやすい人権相談体制を充実させる。なお、相談に当たっては、関係機関と密接な連携協力を図るものとする。(法務省)

- ⑧ 国連総会で採択された「障害者に関する世界行動計画」の目的実現のためのプロジェクトを積極的に支援するため、「国連障害者基金」に対して協力する。(外務省)

#### (5) 同和問題

同和問題は、我が国固有の重大な人権問題であり、その早期解消を図ることは国民的課題でもある。そのため、政府は、これまで各種の取組を展開してきており、特に戦後は、3本の特別立法に基づいて様々な施策を講じてきた。その結果、同和地区の劣悪な生活環境の改善を始めとする物的な基盤整備は着実に成果を上げ、ハード面における一般地区との格差は大きく改善されてきており、物的な環境の劣悪さが差別を再生産するというような状況も改善の方向に進み、差別意識の解消に向けた教育及び啓発も様々な創意工夫の下に推進されてきた。

これらの施策等によって、同和問題に関する国民の差別意識は、「着実に解消に向けて進んでいる」が、「地域により程度の差はあるものの依然として根深く存在している」(平成11年7月29日人権擁護推進審議会答申)ことから、現在でも結婚問題を中心とする差別事象が見られるほか、教育、就職、産業等の面での問題等がある。また、同和問題に対する国民の理解を妨げる「えせ同和行為」も依然として横行しているなど、深刻な状況にある。

地域改善対策特定事業については、平成14年3月の地対財特法の失効に伴いすべて終了し、今後の施策ニーズには、他の地域と同様に、地域の状況や事業の必要性に応じ所要の施策が講じられる。したがって、今後はその中で対応が図られることとなるが、同和問題の解消を図るための人権教育・啓発については、平成8年5月の地域改善対策協議会の意見具申の趣旨に留意し、これまでの同和問題に関する教育・啓発活動の中で積み上げられてきた成果等を踏まえ、同和問題を重要な人権問題の一つとしてとらえ、以下の取組を積極的に推進することとする。

- ① 同和問題に関する差別意識については、「同和問題の早期解決に向けた今後の方策に

ついて(平成8年7月26日閣議決定)」に基づき、人権教育・啓発の事業を推進することにより、その解消を図っていく。(文部科学省、法務省)

- ② 学校、家庭及び地域社会が一体となって進学意欲と学力の向上を促進し、学校教育及び社会教育を通じて同和問題の解決に向けた取組を推進していく。(文部科学省)
- ③ 同和問題に関する偏見や差別意識を解消し、同和問題の早期解決を目指して、人権尊重思想の普及高揚を図るための啓発活動を充実・強化する。(法務省)
- ④ 雇用主に対して就職の機会均等を確保するための公正な採用選考システムの確立が図られるよう指導・啓発を行う。(厚生労働省)
- ⑤ 小規模事業者の産業にかかわりの深い業種等に対して、人権尊重の理念を広く普及させ、その理解を深めるための啓発事業を実施する。(経済産業省)
- ⑥ 都道府県及び全国農林漁業団体が、農林漁業を振興する上で阻害要因となっている同和問題を始めとした広範な人権問題に関する研修会等の教育・啓発活動を、農漁協等関係農林漁業団体の職員を対象に行う。(農林水産省)
- ⑦ 社会福祉施設である隣保館においては、地域改善対策協議会意見具申(平成8年5月17日)に基づき、周辺地域を含めた地域社会全体の中で、福祉の向上や人権啓発の住民交流の拠点となる開かれたコミュニティーセンターとして総合的な活動を行い、更なる啓発活動を推進する。また、地域における人権教育を推進するための中核的役割を期待されている社会教育施設である公民館等とも、積極的な連携を図る。(厚生労働省、文部科学省)
- ⑧ 同和問題解決の阻害要因となっている「えせ同和行為」の排除に向け、啓発等の取組を推進する。(法務省ほか関係省庁)
- ⑨ 同和問題に関しては、結婚や就職等における差別、差別落書き、インターネットを利用した差別情報の掲載等の問題があるが、そのような事案が発生した場合には、人権侵犯事件としての調査・処理や人権相談の対応など当該事案に応じた適切な解決を図るとともに、関係者に対し同和問題に対する正しい認識と理解を深めるための啓発活動を実施する。(法務省)
- ⑩ 同和問題に係る人権問題の解決を図るた

め、法務局・地方法務局の常設人権相談所において人権相談に積極的に取り組むとともに、同和問題に関し人権侵害を受けたとする者が利用しやすい人権相談体制を充実させる。なお、相談に当たっては、関係機関と密接な連携協力を図るものとする。(法務省)

#### (6) アイヌの人々

アイヌの人々は、少なくとも中世末期以降の歴史の中では、当時の「和人」との関係において北海道に先住していた民族であり、現在においてもアイヌ語等を始めとする独自の文化や伝統を有している。しかし、アイヌの人々の民族としての誇りの源泉であるその文化や伝統は、江戸時代の松前藩による支配や、維新後の「北海道開拓」の過程における同化政策などにより、今日では十分な保存、伝承が図られているとは言い難い状況にある。また、アイヌの人々の経済状況や生活環境、教育水準等は、これまでの北海道ウタリ福祉対策の実施等により着実に向上してきてはいるものの、アイヌの人々が居住する地域において、他の人々となお格差があることが認められるほか、結婚や就職等における偏見や差別の問題がある。

このような状況の下、平成7年3月、内閣官房長官の私的諮問機関として「ウタリ対策のあり方に関する有識者懇談会」が設置され、法制度の在り方を含め今後のウタリ対策の在り方について検討が進められることとなり、同懇談会から提出された報告書の趣旨を踏まえて、平成9年5月、「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律」(平成9年法律第52号)が制定された。現在、同法に基づき、アイヌに関する総合的かつ実践的な研究、アイヌ語を含むアイヌ文化の振興及びアイヌの伝統等に関する知識の普及啓発を図るための施策が推進されている。

こうした動向等を踏まえ、国民一般がアイヌの人々の民族としての歴史、文化、伝統及び現状に関する認識と理解を深め、アイヌの人々の人権を尊重するとの観点から、以下の取組を積極的に推進することとする。

- ① アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統及びアイヌ文化に関する国民に対する知識の普及及び啓発を図るための施策を推進する。(文部科学省、国土交通省)
- ② アイヌの人々に対する偏見や差別意識を解消し、その固有の文化や伝統に対する正しい

認識と理解を深め、アイヌの人々の尊厳を尊重する社会の実現を目指して、人権尊重思想の普及高揚を図るための啓発活動を充実・強化する。(法務省)

- ③ 学校教育では、アイヌの人々について、社会科等において取り上げられており、今後とも引き続き基本的人権の尊重の観点に立った教育を推進するため、教職員の研修を推進する。(文部科学省)
- ④ 各高等教育機関等におけるアイヌ語やアイヌ文化に関する教育研究の推進に配慮する。(文部科学省)
- ⑤ 生活館において、アイヌの人々の生活の改善向上・啓発等の活動を推進する。(厚生労働省)
- ⑥ アイヌの人々に関しては、結婚や就職等における差別等の問題があるが、そのような事案が発生した場合には、人権侵害事件としての調査・処理や人権相談の対応など当該事案に応じた適切な解決を図るとともに、関係者に対しアイヌの人々の人権の重要性及びアイヌの文化・伝統に対する正しい認識と理解を深めるための啓発活動を実施する。(法務省)
- ⑦ アイヌの人々の人権問題の解決を図るため、法務局・地方法務局の常設人権相談所において人権相談に積極的に取り組むとともに、アイヌの人々が利用しやすい人権相談体制を充実させる。なお、相談に当たっては、関係機関と密接な連携協力を図るものとする。(法務省)

#### (7) 外国人

近年の国際化時代を反映して、我が国に在留する外国人は年々急増している。日本国憲法は、権利の性質上、日本国民のみを対象としていると解されるものを除き、我が国に在留する外国人についても、等しく基本的人権の享有を保障しているところであり、政府は、外国人の平等の権利と機会の保障、他国の文化・価値観の尊重、外国人との共生に向けた相互理解の増進等に取り組んでいる。

しかし、現実には、我が国の歴史的経緯に由来する在日韓国・朝鮮人等をめぐる問題のほか、外国人に対する就労差別や入居・入店拒否など様々な人権問題が発生している。その背景には、我が国の島国という地理的条件や江戸幕府による長年にわたる鎖国の歴史等に加え、他国の言語、宗教、習慣等への理解不足からくる



外国人に対する偏見や差別意識の存在などが挙げられる。これらの偏見や差別意識は、国際化の著しい進展や人権尊重の精神の国民への定着、様々な人権教育・啓発の実施主体の努力により、外国人に対する理解が進み、着実に改善の方向に向かっていると考えられるが、未だに一部に問題が存在している。

以上のような認識に立ち、外国人に対する偏見や差別意識を解消し、外国人の持つ文化や多様性を受け入れ、国際的視野に立って一人一人の人権が尊重されるために、以下の取組を積極的に推進することとする。

- ① 外国人に対する偏見や差別意識を解消し、外国人の持つ文化、宗教、生活習慣等における多様性に対して寛容な態度を持ち、これを尊重するなど、国際化時代にふさわしい人権意識を育てることを目指して、人権尊重思想の普及高揚を図るための啓発活動を充実・強化する。(法務省)
- ② 学校においては、国際化の著しい進展を踏まえ、各教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間といった学校教育活動全体を通じて、広い視野を持ち、異文化を尊重する態度や異なる習慣・文化を持った人々と共に生きていく態度を育成するための教育の充実を図る。また、外国人児童生徒に対して、日本語の指導を始め、適切な支援を行っていく。(文部科学省)
- ③ 外国人に関しては、就労における差別や入居・入店拒否、在日韓国・朝鮮人児童・生徒への暴力や嫌がらせ等の問題があるが、そのような事案が発生した場合には、人権侵害事件としての調査・処理や人権相談の対応など当該事案に応じた適切な解決を図るとともに、関係者に対し外国人の人権の重要性について正しい認識と理解を深めるための啓発活動を実施する。(法務省)
- ④ 外国人の人権問題の解決を図るため、法務局・地方法務局の常設人権相談所において人権相談に積極的に取り組むとともに、通訳を配置した外国人のための人権相談所を開設するなど、人権相談体制を充実させる。なお、相談に当たっては、関係機関と密接な連携協力を図るものとする。(法務省)

(8) HIV感染者・ハンセン病患者等

医学的に見て不正確な知識や思いこみによる過度の危機意識の結果、感染症患者に対する偏

見や差別意識が生まれ、患者、元患者や家族に対する様々な人権問題が生じている。感染症については、まず、治療及び予防といった医学的な対応が不可欠であることは言うまでもないが、それとともに、患者、元患者や家族に対する偏見や差別意識の解消など、人権に関する配慮も欠かせないところである。

ア HIV感染者等

HIV感染症は、進行性の免疫機能障害を特徴とする疾患であり、HIVによって引き起こされる免疫不全症候群のことを特にエイズ(AIDS)と呼んでいる。エイズは、1981年(昭和56年)にアメリカ合衆国で最初の症例が報告されて以来、その広がりや世界的に深刻な状況にあるが、我が国においても昭和60年3月に最初の患者が発見され、国民の身近な問題として急速にクローズアップされてきた。

エイズ患者やHIV感染者に対しては、正しい知識や理解の不足から、これまで多くの偏見や差別意識を生んできたが、そのことが原因となって、医療現場における診療拒否や無断検診のほか、就職拒否や職場解雇、アパートへの入居拒否・立ち退き要求、公衆浴場への入場拒否など、社会生活の様々な場面で人権問題となって現れている。しかし、HIV感染症は、その感染経路が特定している上、感染力もそれほど強いものでないことから、正しい知識に基づいて通常の日常生活を送る限り、いたずらに感染を恐れる必要はなく、また、近時の医学的知識の蓄積と新しい治療薬の開発等によってエイズの発症を遅らせたり、症状を緩和させたりすることが可能になってきている。

政府としては、基本的人権尊重の観点から、すべての人の生命の尊さや生存することの大切さを広く国民に伝えるとともに、エイズ患者やHIV感染者との共存・共生に関する理解を深める観点から、以下の取組を積極的に推進することとする。

- ① HIV感染症等に関する啓発資料の作成・配布、各種の広報活動、世界エイズデーの開催等を通じて、HIV感染症等についての正しい知識の普及を図ることにより、エイズ患者やHIV感染者に対する偏見や差別意識を解消し、HIV感染症及びその感染者等への理解を深めるための啓発活動を推進する。(法務省、厚生労働省)
- ② 学校教育においては、エイズ教育の推進を

通じて、発達段階に応じて正しい知識を身に付けることにより、エイズ患者やHIV感染者に対する偏見や差別をなくすとともに、そのための教材作成や教職員の研修を推進する。(文部科学省)

- ③ 職場におけるエイズ患者やHIV感染者に対する誤解等から生じる差別の除去等のためのエイズに関する正しい知識を普及する。(厚生労働省)
- ④ エイズ患者やHIV感染者に関しては、日常生活、職場、医療現場等における差別、プライバシー侵害等の問題があるが、そのような事案が発生した場合には、人権侵犯事件としての調査・処理や人権相談の対応など当該事案に応じた適切な解決を図るとともに、関係者に対しエイズ患者やHIV感染者の人権の重要性について正しい認識と理解を深めるための啓発活動を実施する。(法務省)
- ⑤ エイズ患者やHIV感染者の人権問題の解決を図るため、法務局・地方法務局の常設人権相談所において人権相談に積極的に取り組むとともに、相談内容に関する秘密維持を一層厳格にするなどエイズ患者やHIV感染者が利用しやすい人権相談体制を充実させる。なお、相談に当たっては、関係機関と密接な連携協力を図るものとする。(法務省)

#### イ ハンセン病患者・元患者等

ハンセン病は、らい菌による感染症であるが、らい菌に感染しただけでは発病する可能性は極めて低く、発病した場合であっても、現在では治療方法が確立している。また、遺伝病でないことも判明している。

したがって、ハンセン病患者を隔離する必要は全くないものであるが、従来、我が国においては、発病した患者の外見上の特徴から特殊な病気として扱われ、古くから施設入所を強制する隔離政策が採られてきた。この隔離政策は、昭和28年に改正された「らい予防法」においても引き続き維持され、さらに、昭和30年代に至ってハンセン病に対するそれまでの認識の誤りが明白となった後も、依然として改められることはなかった。平成8年に「らい予防法の廃止に関する法律」が施行され、ようやく強制隔離政策は終結することとなるが、療養所入所者の多くは、これまでの長期間にわたる隔離などにより、家族や親族などとの関係を絶たれ、また、入所者自身の高齢化等により、病気が完

治した後も療養所に残らざるを得ないなど、社会復帰が困難な状況にある。

このような状況の下、平成13年5月11日、ハンセン病患者に対する国の損害賠償責任を認める下級審判決が下されたが、これが大きな契機となって、ハンセン病問題の重大性が改めて国民に明らかにされ、国によるハンセン病患者及び元患者に対する損失補償や、名誉回復及び福祉増進等の措置が図られつつある。

政府としては、ハンセン病患者・元患者等に対する偏見や差別意識の解消に向けて、より一層の強化を図っていく必要がある、以下の取組を積極的に推進することとする。

- ① ハンセン病に関する啓発資料の作成・配布、各種の広報活動、ハンセン病資料館の運営等を通じて、ハンセン病についての正しい知識の普及を図ることにより、ハンセン病に対する偏見や差別意識を解消し、ハンセン病及びその感染者への理解を深めるための啓発活動を推進する。学校教育及び社会教育においても、啓発資料の適切な活用を図る。(法務省、厚生労働省、文部科学省)
- ② ハンセン病患者・元患者等に関しては、入居拒否、日常生活における差別や嫌がらせ、社会復帰の妨げとなる行為等の問題があるが、そのような事案が発生した場合には、人権侵犯事件としての調査・処理や人権相談の対応など当該事案に応じた適切な解決を図るとともに、関係者に対しハンセン病に関する正しい知識とハンセン病患者・元患者等の人権の重要性について理解を深めるための啓発活動を実施する。(法務省)
- ③ ハンセン病患者・元患者等の人権問題の解決を図るため、法務局・地方法務局の常設人権相談所において人権相談に積極的に取り組む。特に、ハンセン病療養所の入所者等に対する人権相談を積極的に行い、入所者の気持ちを理解し、少しでも心の傷が癒されるように努める。なお、相談に当たっては、関係機関と密接な連携協力を図るものとする。(法務省)

#### (9) 刑を終えて出所した人

刑を終えて出所した人に対しては、本人に真しな更生の意欲がある場合であっても、国民の意識の中に根強い偏見や差別意識があり、就職に際しての差別や住居等の確保の困難など、社会復帰を目指す人たちにとって現実には極めて厳

しい状況にある。

刑を終えて出所した人が真に更生し、社会の一員として円滑な生活を営むことができるようにするためには、本人の強い更生意欲とともに、家族、職場、地域社会など周囲の人々の理解と協力が欠かせないことから、刑を終えて出所した人に対する偏見や差別意識を解消し、その社会復帰に資するための啓発活動を今後も積極的に推進する必要がある。

#### (10) 犯罪被害者等

近時、我が国では、犯罪被害者やその家族の人権問題に対する社会的関心が大きな高まりを見せており、犯罪被害者等に対する配慮と保護を図るための諸方策を講じることが課題となっている。

犯罪被害者等の権利の保護に関しては、平成12年に犯罪被害者等の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律の制定、刑事訴訟法や検察審査会法、少年法の改正等一連の法的措置によって、司法手続における改善が図られたほか、平成13年には犯罪被害者等給付金支給法が改正されたところであり、今後、こうした制度の適正な運用が求められる。

また、犯罪被害者等をめぐる問題としては、マスメディアによる行き過ぎた犯罪の報道によるプライバシー侵害や名誉毀損、過剰な取材による私生活の平穩の侵害等を挙げることができる。犯罪被害者は、その置かれた状況から自ら被害を訴えることが困難であり、また、裁判に訴えようとしても訴訟提起及びその追行に伴う負担が重く、泣き寝入りせざるを得ない場合が少なくない。

こうした動向等を踏まえ、マスメディアの自主的な取組を喚起するなど、犯罪被害者等の人権擁護に資する啓発活動を推進する必要がある。

#### (11) インターネットによる人権侵害

インターネットには、電子メールのような特定人間の通信のほかに、ホームページのような不特定多数の利用者に向けた情報発信、電子掲示板を利用したネットニュースのような不特定多数の利用者間の反復的な情報の受発信等がある。いずれも発信者に匿名性があり、情報発信が技術的・心理的に容易にできるといった面があることから、例えば、他人を誹謗中傷する表現や差別を助長する表現等の個人や集団にとつ

て有害な情報の掲載、少年被疑者の実名・顔写真の掲載など、人権にかかわる問題が発生している。

憲法の保障する表現の自由に十分配慮すべきことは当然であるが、一般に許される限度を超えて他人の人権を侵害する悪質な事案に対しては、発信者が判明する場合は、同人に対する啓発を通じて侵害状況の排除に努め、また、発信者を特定できない場合は、プロバイダーに対して当該情報等の停止・削除を申し入れるなど、業界の自主規制を促すことにより個別的な対応を図っている。

こうした動向等を踏まえ、以下の取組を積極的に推進することとする。

- ① 一般のインターネット利用者やプロバイダー等に対して、個人のプライバシーや名誉に関する正しい理解を深めることが肝要であり、そのため広く国民に対して啓発活動を推進する。(法務省)
- ② 学校においては、情報に関する教科において、インターネット上の誤った情報や偏った情報をめぐる問題を含め、情報化の進展が社会にもたらす影響について知り、情報の収集・発信における個人の責任や情報モラルについて理解させるための教育の充実を図る。(文部科学省)

#### (12) 北朝鮮当局による拉致問題等

1970年代から1980年代にかけて、多くの日本人が不自然な形で行方不明となったが、これらの事件の多くは、北朝鮮当局による拉致の疑いが濃厚であることが明らかになったため、政府は、平成3年(1991年)以来、機会あるごとに北朝鮮に対して拉致問題を提起した。北朝鮮側は、頑なに否定し続けていたが、平成14年(2002年)9月の日朝首脳会談において、初めて日本人の拉致を認め、謝罪した。同年10月、5名の拉致被害者が帰国したが、他の被害者について、北朝鮮当局は、いまだ問題の解決に向けた具体的行動をとっていない。

政府は、平成22年(2010年)までに17名を北朝鮮当局による拉致被害者として認定しているが、このほかにも拉致された可能性を排除できない事案があるとの認識の下、所要の捜査・調査を進めている。北朝鮮当局による拉致は、国民に対する人権侵害であり、我が国の主権及び国民の生命と安全に関わる重大な問題である。政府としては、国の責任において、全ての

拉致被害者の一刻も早い帰国に向けて全力を尽くしている。

また、国際連合においては、平成15年（2003年）以来毎年、我が国が提出している北朝鮮人権状況決議が採択され、北朝鮮に対し、拉致被害者の即時帰国を含めた拉致問題の早急な解決を強く要求している。

我が国では、平成17年（2005年）の国連総会決議を踏まえ、平成18年（2006年）6月に「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」（平成18年法律第96号）が制定された。この法律は、国や地方公共団体の責務として、拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題（以下「拉致問題等」という。）に関する国民世論の啓発を図るよう努めるものとし、また、12月10日から16日までを「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」と定め、国及び地方公共団体が、国民の間に広く拉致問題等についての関心と認識を深めるという同週間の趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めるものとしている。拉致問題等の解決には、幅広い国民各層及び国際社会の理解と支持が不可欠であり、その関心と認識を深めることが求められている。

以上を踏まえ、以下の取組を積極的に推進することとする。

- ① 国民の間に広く拉致問題等についての関心と認識を深めるため、北朝鮮人権侵害問題啓発週間にふさわしい事業を実施する。（全府省庁）
  - ② 拉致問題等についての正しい知識の普及を図り、国民の関心と認識を深めるため、啓発資料の作成・配布、各種の広報活動を実施する。（内閣官房、法務省）
  - ③ 拉致問題等に対する国民各層の理解を深めるため、地方公共団体及び民間団体と協力しつつ、啓発行事を実施する。（内閣官房、総務省、法務省）
  - ④ 学校教育においては、児童生徒の発達段階等に応じて、拉致問題等に対する理解を深めるための取組を推進する。（文部科学省）
  - ⑤ 諸外国に対し広く拉致問題等についての関心と認識を深めるための取組を実施する。（内閣官房、外務省）
- (13) その他
- 以上の類型に該当しない人権問題、例えば、同性愛者への差別といった性的指向に係る問題

や新たに生起する人権問題など、その他の課題についても、それぞれの問題状況に応じて、その解決に資する施策の検討を行う。

### 3 人権にかかわりの深い特定の職業に従事する者に対する研修等

人権教育・啓発の推進に当たっては、人権にかかわりの深い特定の職業に従事する者に対する研修等の取組が不可欠である。

国連10年国内行動計画においては、人権にかかわりの深い特定の職業に従事する者として、検察職員、矯正施設・更生保護関係職員等、入国管理関係職員、教員・社会教育関係職員、医療関係者、福祉関係職員、海上保安官、労働行政関係職員、消防職員、警察職員、自衛官、公務員、マスメディア関係者の13の業種に従事する者を掲げ、これらの者に対する研修等における人権教育・啓発の充実に努めるものとしている。これを受けて関係各府省庁では、それぞれ所要の取組が実施されているところであるが、このような関係各府省庁の取組は今後とも充実させる方向で積極的に推進する必要がある。その際、例えば、研修プログラムや研修教材の充実を図ることなどが望まれる。

また、議会関係者や裁判官等についても、立法府及び司法府において同様の取組があれば、行政府としての役割を踏まえつつも、情報の提供や講師の紹介等可能な限りの協力に努めるものとする。

### 4 総合的かつ効果的な推進体制等

#### (1) 実施主体の強化及び周知度の向上

人権教育・啓発を効果的に推進するためには、人権教育・啓発の実施主体の体制を質・量の両面にわたって充実・強化していく必要がある。特に、各地域に密着した効果的な人権啓発を行うためには、現在、全国に約14,000名配置されている人権擁護委員の活用が有効かつ不可欠であるが、その際、適正な人材の確保・配置などにも配慮し、その基盤整備を図る必要がある。

また、法務省の人権擁護機関を始めとする実施主体に関する国民一般の認識は、世論調査の結果等によれば、十分とは言えない。一般に、実施主体の組織及び活動について啓発対象者が十分な認識を持っていればいるほど、啓発効果も大きなものを期待することができることから、各実施主体は、広報用のパンフレットを作

成したり、ホームページを開設するなど、平素から積極的な広報活動に努めるべきである。

## (2) 実施主体間の連携

### ア 既存組織の強化

人権教育・啓発の推進に関しては、現在、様々な分野で連携を図るための工夫が凝らされているが、今後ともこれらを充実させていくことが望まれる。

特に、国における「人権教育・啓発に関する中央省庁連絡協議会」（平成12年9月25日、関係府省庁の事務次官等申合せにより設置）及び地方における「人権啓発活動ネットワーク協議会」（人権啓発活動ネットワーク事業の一環として、法務省が平成10年度からその構築を進めており、既に全都道府県に設置されているほか、市町村レベルについても、各法務局、地方法務局の直轄及び課制支局管内を中心に設置が進められている）は、人権教育・啓発一般にかかわる連携のための横断的な組織であって、人権教育・啓発の総合的かつ効果的な推進を図る上で大きな役割を担っており、その組織力や活動の充実強化等、更なる整備・発展を図っていくべきである。

### イ 新たな連携の構築

人権教育・啓発をより一層総合的かつ効果的に推進していくためには、既存組織の連携の強化のみならず、新たな連携の構築も視野に入れる必要がある。例えば、対象者の発達段階に応じた人権教育・啓発を円滑に実施するためには、幼稚園、小・中・高等学校などの学校教育機関及び公民館などの社会教育機関と、法務局・地方法務局、人権擁護委員などの人権擁護機関との間における連携の構築が重要である。

また、女性、子ども、高齢者等の各人権課題ごとに、関係する様々な機関において、その特質を踏まえた各種の取組が実施されているところであるが、これらをより総合的かつ効果的に推進するためには、これら関係機関の一層緊密な連携を図ることが重要であり、各人権課題・分野等に即して、より柔軟かつ幅広い連携の在り方が検討されるべきである。

さらに、人権擁護の分野においては、公益法人や民間のボランティア団体、企業等が多種多様な活動を行っており、今後とも人権教育・啓発の実施主体として重要な一翼を担っていくことが期待されるが、そのような観点からすれ

ば、これら公益法人や民間団体、企業等との関係においても、連携の可能性やその範囲について検討していくべきである。なお、連携に当たっては、教育・啓発の中立性が保たれるべきであることは当然のことである。

## (3) 担当者の育成

国及び地方公共団体は、研修等を通じて、人権教育・啓発の担当者の育成を図ることが重要である。

また、日常生活の中で人権感覚を持って行動できる人材を育成するため、社会教育において推進している事業で得た成果や（財）人権教育啓発推進センターなどの専門機関の豊富な知識と経験等を活用し、人権教育・啓発の担当者の育成を図るための研修プログラムの策定についても検討すべきである。なお、国及び地方公共団体が研修を企画・実施する場合において、民間の専門機関を活用するに当たっては、教育・啓発の中立性に十分配慮する必要がある。

さらに、人権教育・啓発の担当者として、日頃から人権感覚を豊かにするため、自己研鑽に努めることが大切であり、主体的な取組を促していくことが重要である。

## (4) 文献・資料等の整備・充実

人権に関する文献や資料等は、効果的な人権教育・啓発を実施していく上で不可欠のものであるから、その整備・充実に努めることが肝要である。そして、人権教育・啓発の各実施主体等関係諸機関が保有する資料等については、その有効かつ効率的な活用を図るとの観点から、各機関相互における利用を促進するための情報ネットワーク化を検討するほか、多くの人々がこうした情報にアクセスしやすい環境の整備・充実に努めることが望まれる。

また、人権に関する国内外の情勢は時の経過とともに変遷するものであるから、時代の流れを反映した文書等、国内外の新たな文献や資料等の収集・整備を図るとともに、従来必ずしも調査研究が十分でなかった分野等に関するものについても、積極的に収集に努める必要がある。

さらに、人権に関する各種蔵書やこれまでに地方公共団体が作成した各種の啓発冊子、ポスター、ビデオなどで構成されている（財）人権教育啓発推進センターの「人権ライブラリー」の充実を図り、人権教育・啓発に関する文献・

資料の活用に関する環境の向上に資することが重要である。

#### (5) 内容・手法に関する調査・研究

##### ア 既存の調査・研究の活用

企業、民間団体等が実施した人権教育・啓発の内容・手法に関する調査・研究は、斬新な視点（例えば、ターゲットを絞って、集中的かつ綿密な分析を行うなど）からのアプローチが期待でき、その調査・研究の手法を含めた成果等を活用することにより、より効果的な啓発が期待できる。

また、地方公共団体は、これまで様々な人権問題の啓発に取り組んできており、その啓発手法等に関する調査・研究には多大の実績がある。これらの調査・研究の成果等は、地域の実情、特性を踏まえた地域住民の人権意識の高揚を図る観点から取り組まれたものとして、各地域の実情を反映した参考とすべき多くの視点が含まれている。

さらに、日本国内における人権に関する調査・研究の成果等とは別に、諸外国における調査・研究の成果等を活用することも、次のような意味にかんがみて、十分検討に値するものである。

- ① 人権擁護に関する制度的な差異に着目して啓発手法の比較検討ができ、新たな手法創出の参考となる。
- ② 調査・研究の成果等から諸外国における国民、住民の人権意識の状況等を知ることができ、我が国の人権状況の把握に資する。

##### イ 新たな調査・研究等

より効果的な啓発内容及び啓発手法に関する新たな調査・研究も必要であるが、そのための条件整備の一環として、啓発内容及び啓発手法に関する開発スタッフ等の育成が重要である。

また、民間における専門機関等には、啓発のノウハウについて豊富な知識と経験を有するスタッフにより、多角的な視点から効果的な啓発内容及び啓発手法を開発することを期待することができることから、これら民間の専門機関等への開発委託を行うほか、共同開発を推進することも望まれる。

##### ウ その他

調査・研究及び開発された人権教育・啓発の内容・手法を実際に人権啓発フェスティバル等

において実践し、その啓発効果等を検証する仕組みについても検討する必要がある。

#### (6) (財) 人権教育啓発推進センターの充実

(財) 人権教育啓発推進センターには、民間団体としての特質を生かした人権教育・啓発活動を総合的に行うナショナルセンターとしての役割が期待されている。

そこで、その役割を十分に果たすため、組織・機構の整備充実、人権課題に関する専門的知識を有するスタッフの育成・確保など同センターの機能の充実を図るとともに、人権ライブラリーの活用、人権啓発指導者養成研修のプログラムや人権教育・啓発に関する教材や資料の作成など、同センターにおいて実施している事業のより一層の充実が必要である。

なお、(財) 人権教育・啓発推進センターの充実に当たっては、民間団体としての特質を十分生かした方策とするとともに、政府において検討が進められている公益法人に関する改革と整合的なものとなるよう十分配慮する必要がある。

#### (7) マスメディアの活用等

##### ア マスメディアの活用

人権教育・啓発の推進に当たって、教育・啓発の媒体としてマスメディアの果たす役割は極めて大きいことから、より多くの国民に効果的に人権尊重の理念の重要性を伝えるためには、マスメディアの積極的な活用が不可欠である。

マスメディアには、映像、音声、文字を始め多種多様な媒体があり、各々その特性があることから、媒体の選定に当たっては当該媒体の特性を十分考慮し、その効用を最大限に活用することが重要である。

##### イ 民間のアイデアの活用

人権教育・啓発に関するノウハウについて、民間は豊富な知識と経験を有しており、多角的な視点から、より効果的な手法を駆使した教育・啓発の実施が期待できることから、その積極的活用が望まれる。また、民間の活用に当たっては、委託方式も視野に入れ、より効果を高めていく努力をするとともに、教育・啓発の中立性に十分配慮する必要がある。

##### ウ 国民の積極的参加意識の醸成

人権教育・啓発を効果的に行うためには、広

く国民に対して自然な形で人権問題について興味を持ってもらう手法が有意義である。そのような手法の一つとして、現在でも、例えば、人権標語、人権ポスター図案の作成等について一般国民からの募集方式を導入し、優秀作品に対して表彰を行うとともに、優秀作品の積極的な活用に努めているところであるが、今後とも、創意工夫を凝らしながら、積極的に推進する必要がある。

#### (8) インターネット等IT関連技術の活用

近年、情報伝達の媒体としてのインターネットは長足の進歩を遂げ、更に急速な発展を続けている。そこで、高度情報化時代におけるインターネットの特性を活用して、広く国民に対して、多種多様な人権関係情報（例えば、条約、法律、答申、条例、各種啓発資料（冊子、リーフレット、ポスター、ビデオ等））を提供するとともに、基本的人権の尊重の理念を普及高揚させるための人権啓発活動（例えば、世界人権宣言の内容紹介、各種人権問題の現況及びそれらに対する取組の実態の紹介、その他人権週間行事など各種イベントの紹介等）を推進する。

また、人権教育・啓発に関する情報に対して、多くの人々が容易に接し、活用することができるよう、人権教育・啓発の実施主体によるホームページの開設、掲載内容の充実、リンク集の開発、情報端末の効果的な利用なども望まれる。

## 第5章 計画の推進

### 1 推進体制

政府は、人権教育・啓発の総合的かつ計画的な推進を図るため、法務省及び文部科学省を中心とする関係各府省庁の緊密な連携の下に本基本計画を推進する。その具体的な推進に当たっては、「人権教育・啓発中央省庁連絡協議会」を始めと

する各種の連携のための場を有効に活用するものとする。

関係各府省庁は、本基本計画の趣旨を十分に踏まえて、その所掌に属する施策に関する実施体制の整備・充実を図るなど、その着実かつ効果的な実施を図る。

### 2 地方公共団体等との連携・協力

人権教育・啓発の推進については、地方公共団体や公益法人、民間団体、企業等の果たす役割が極めて大きい。これらの団体等が、それぞれの分野及び立場において、必要に応じて有機的な連携を保ちながら、本基本計画の趣旨に沿った自主的な取組を展開することを期待するとともに、本基本計画の実施に当たっては、これらの団体等の取組や意見にも配慮する必要がある。

また、地方公共団体に対する財政支援については、「国は、人権教育及び人権啓発に関する施策を実施する地方公共団体に対し、当該施策に係る事業の委託その他の方法により、財政上の措置を講ずることができる。」（人権教育・啓発推進法第9条）との趣旨を踏まえ、適切に対応していく。

さらに、国際的な潮流を十分に踏まえ、人権の分野における国際的取組に積極的な役割を果たすよう努めるものとする。

### 3 計画のフォローアップ及び見直し

人権教育・啓発に関する国会への年次報告書（白書）の作成・公表等を通じて、前年度の人権教育・啓発に関する施策の実施状況を点検し、その結果を以後の施策に適正に反映させるなど、基本計画のフォローアップに努めるものとする。

また、我が国の人権をめぐる諸状況や人権教育・啓発の現状及び国民の意識等について把握するよう努めるとともに、国内の社会経済情勢の変化や国際的潮流の動向等に適切に対応するため、必要に応じて本基本計画の見直しを行う。

## 平成30年における「人権侵犯事件」の状況について（概要） ～法務省の人権擁護機関の取組～

法務省の人権擁護機関は、人権侵犯事件調査処理規程（平成16年法務省訓令第2号、以下「処理規程」という。）に基づき、人権を侵害されたという申告等を端緒に、その被害の救済、予防に努めている。

平成30年（暦年）における取組状況は、以下のとおりである。

○新規救済手続開始件数 19,063件（対前年比2.4%減少）

○処理件数 18,936件（対前年比4.0%減少）

### 【新規救済手続開始件数からみた特徴】

① インターネット上の人権侵害情報に関する事件数が、前年に次いで過去2番目に多い件数を記録

1,910件（対前年比13.8%減少）

② セクシュアル・ハラスメントに関する事件数が増加

410件（対前年比35.3%増加）

## 1 人権侵犯事件数（新規救済手続開始件数・処理件数）の動向

### (1) 新規救済手続開始件数（図1）

新規に救済手続を開始した人権侵犯事件数は1万9,063件であり、対前年比で470件（2.4%）減少した。

（内訳）

◆公務員等の職務執行に関する人権侵犯事件数が4,555件（対前年比496件（9.8%）減少）

◆私人等に関する人権侵犯事件数が1万4,508件（対前年比26件（0.2%）増加）

### (2) 処理件数（図2）

処理した人権侵犯事件数は1万8,936件であり、対前年比で786件（4.0%）減少した。

（内訳）

◆公務員等の職務執行に関する人権侵犯事件数が4,518件（対前年比563件（11.1%）減少）

◆私人等に関する人権侵犯事件数が1万4,418件（対前年比223件（1.5%）減少）

処理内訳別にみると、「援助」<sup>(注1)</sup>が1万7,490件（全処理件数の92.4%）で最も多く、次いで「要請」<sup>(注2)</sup>が475件（同2.5%）、「説示」<sup>(注3)</sup>が66件（同0.3%）、「調整」<sup>(注4)</sup>が15件（同0.1%）となっている。



このほか、「措置猶予」<sup>(注5)</sup>が8件(同0.04%)、「侵害事実不存在」が6件(同0.03%)、「侵害事実不明確」が771件(同4.1%)、「啓発」<sup>(注6)</sup>を行ったものが42件(同0.2%)ある<sup>(注7)</sup>。

(注1) 法律上の助言を行ったり、関係行政機関や関係ある公私の団体等を紹介したりすること。

(注2) 被害の救済又は予防について実効的な対応ができる者に対し必要な措置を執るよう求めること。

(注3) 相手方の反省を促し善処を求めるため事理を説き示すこと。

(注4) 当事者間の関係調整を行うこと。

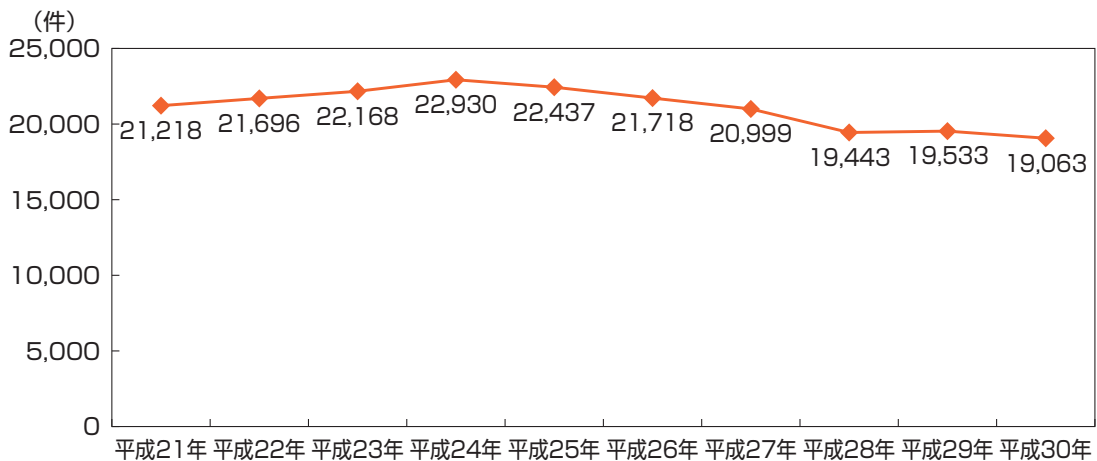
(注5) 事案の軽重や反省の程度、懲戒の有無等を考慮して措置を講じないこと。

(注6) 事件の関係者や地域社会に対し、人権尊重に対する理解を深めるための働きかけを行うこと。

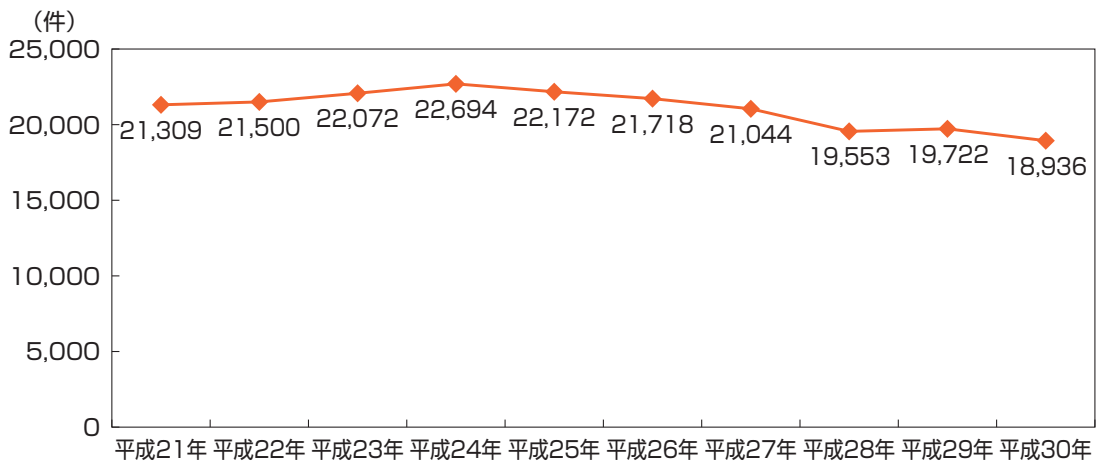
(注7) 事件は1件で複数の措置を講ずる場合等があるため、処理件数と処理内訳の合計件数は必ずしも一致しない。

### (3) 特別事件

新規に救済手続を開始した人権侵害事件数のうち、特別事件(処理規程第22条に規定されている重大な人権侵害事件)の件数は1,581件で、前年に比べて234件(12.9%)減少した。



【図1】 人権侵害事件の新規開始件数の推移



【図2】 人権侵害事件の処理件数の推移

## 2 人権侵犯事件の類型別新規救済手続開始件数の動向

### (1) 住居・生活の安全関係事案 (図3, 4)

住居・生活の安全関係事案は3,730件(対前年比28.2%増加)で、全事件数の19.6%を占めている。

このうち、相隣間における騒音等の相隣関係から生じる事件の割合が30.5%(1,137件)を占めている。

### (2) 学校におけるいじめ事案 (図3, 5)

学校におけるいじめ事案は2,955件(対前年比6.8%減少)で、全事件数の15.5%を占めている。

### (3) 暴行・虐待事案 (図3, 6)

暴行・虐待事案は2,749件(対前年比14.6%減少)で、全事件数の14.4%を占めている。

このうち、児童虐待事案については、453件(対前年比6.8%減少)である。

### (4) 強制・強要事案 (図3, 7)

強制・強要事案は2,281件(対前年比12.8%増加)で、全事件数の12.0%を占めている。

このうち、セクシュアル・ハラスメントに関する事案については、410件(対前年比35.3%増加)である。

### (5) プライバシー関係事案 (図3, 8)

プライバシー関係事案は2,257件(対前年比16.6%減少)で、全事件数の11.8%を占めている。

このうち、インターネットによるものの割合が71.5%(1,614件)を占めている。

### (6) 労働権関係事案 (図3, 9)

労働権関係事案は2,106件(対前年比2.0%増加)で、全事件数の11.0%を占めている。

このうち、パワー・ハラスメントに関する事案の割合が65.4%(1,378件)を占めている。

### (7) 教育職員関係事案 (図3, 10)

教育職員関係事案は1,106件(対前年比13.9%減少)で、全事件数の5.8%を占めている。

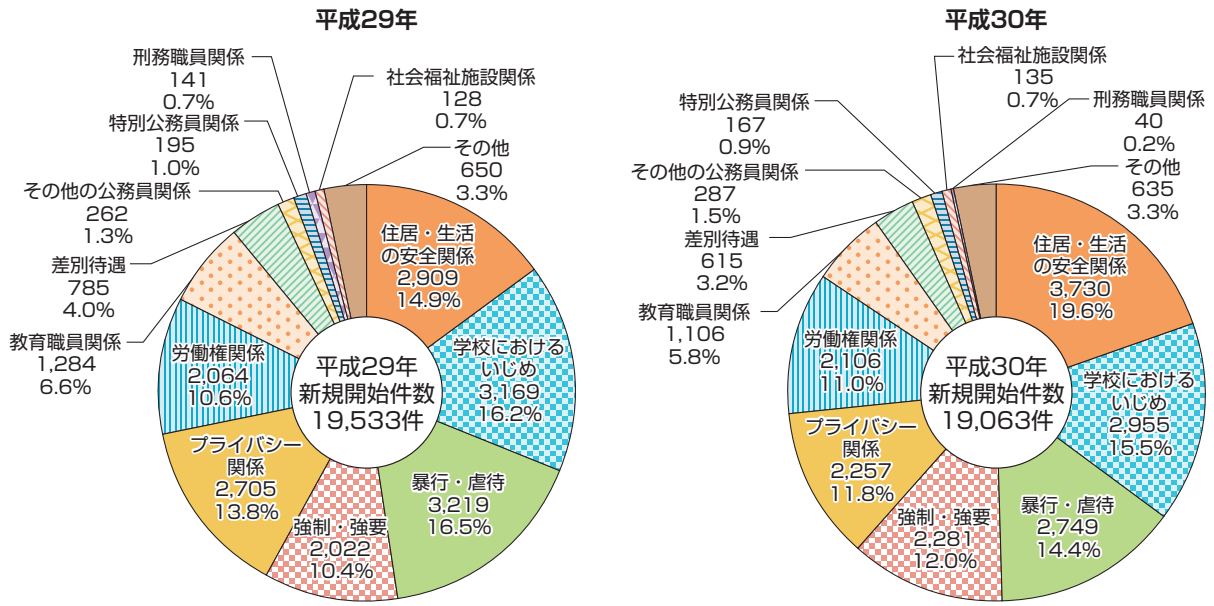
このうち、体罰事案については、201件(対前年比23.6%減少)である。

### (8) 差別待遇事案 (図3, 11)

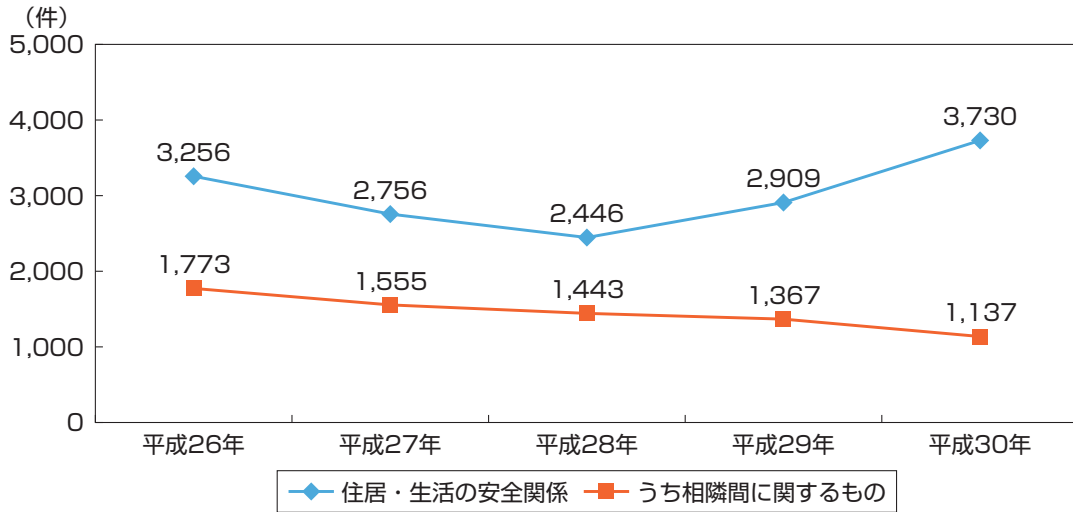
差別待遇事案は615件(対前年比21.7%減少)となった。

内訳では、障害者に関するものが235件、同和問題(部落差別)に関するものが92件、外国人に関するものが62件、高齢者に関するものが37件、疾病患者に関するものが26件となっている。

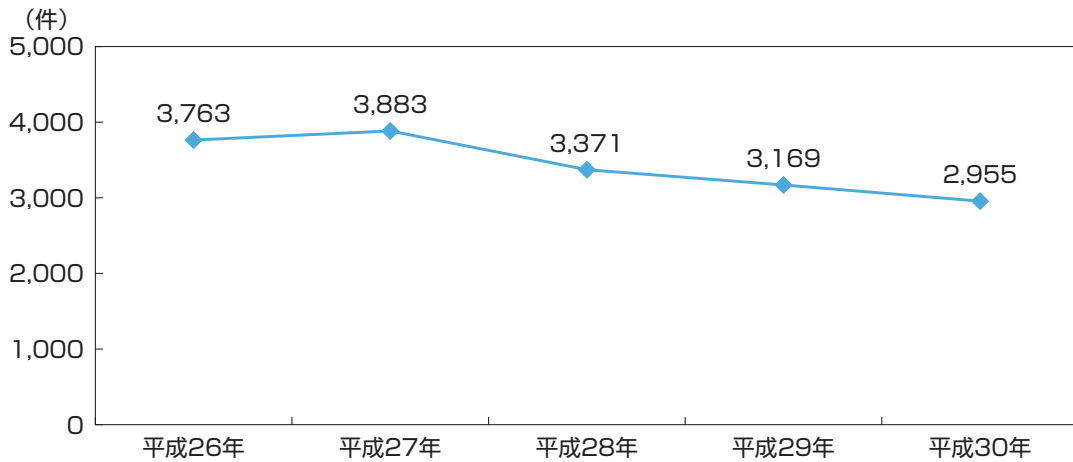
このほか、性自認に関するものが12件、性的指向に関するものが5件ある。



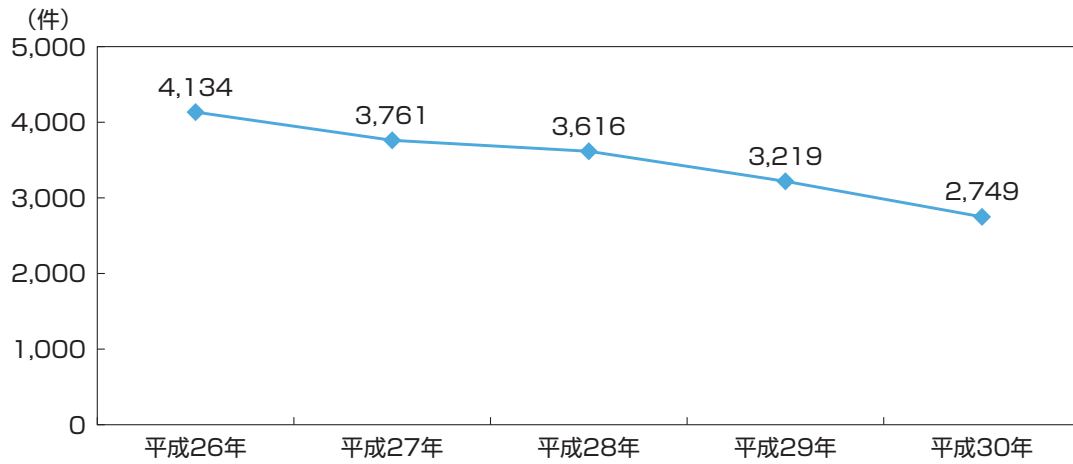
【図3】 人権侵犯事件の種類別構成比の比較



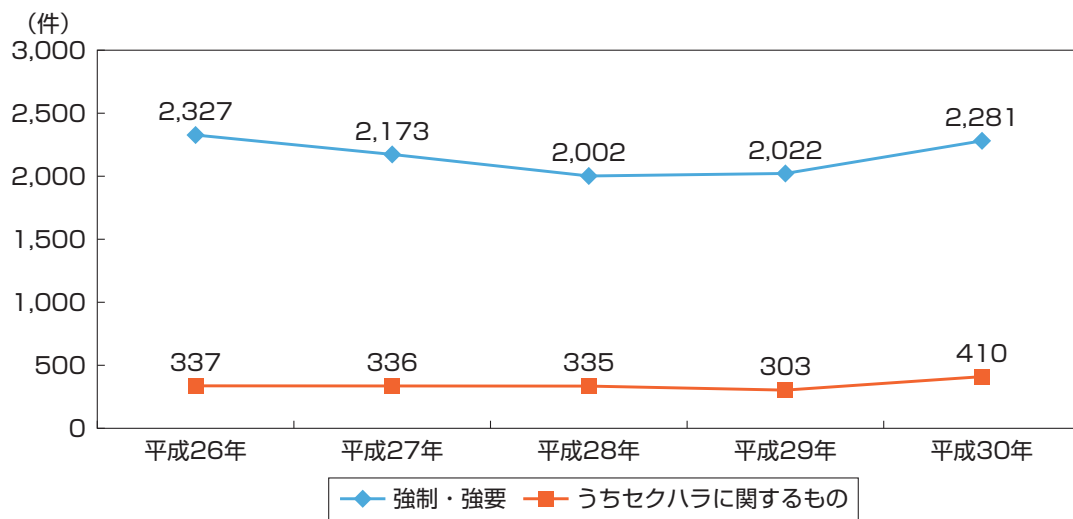
【図4】 住居・生活の安全関係事案の推移



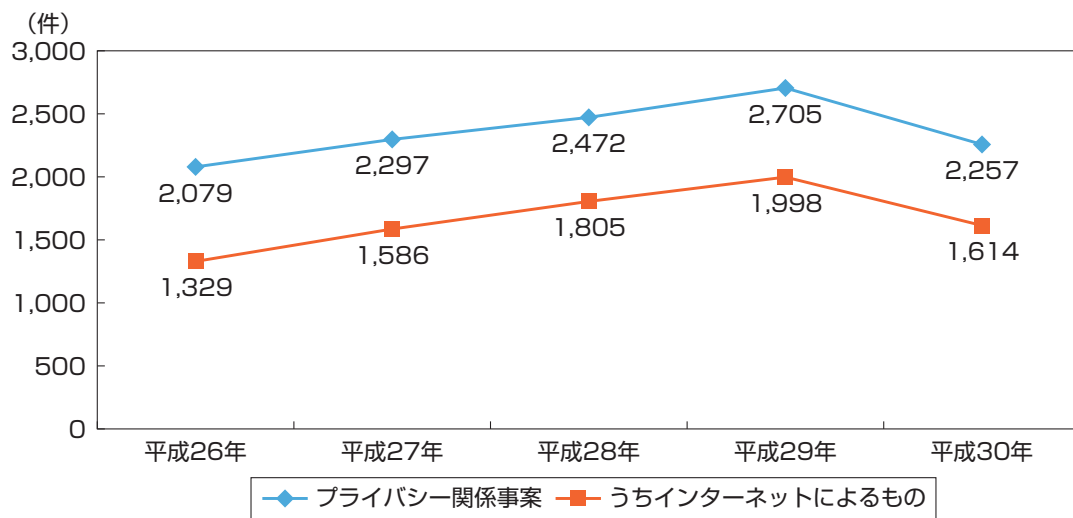
【図5】 学校におけるいじめ事案の推移



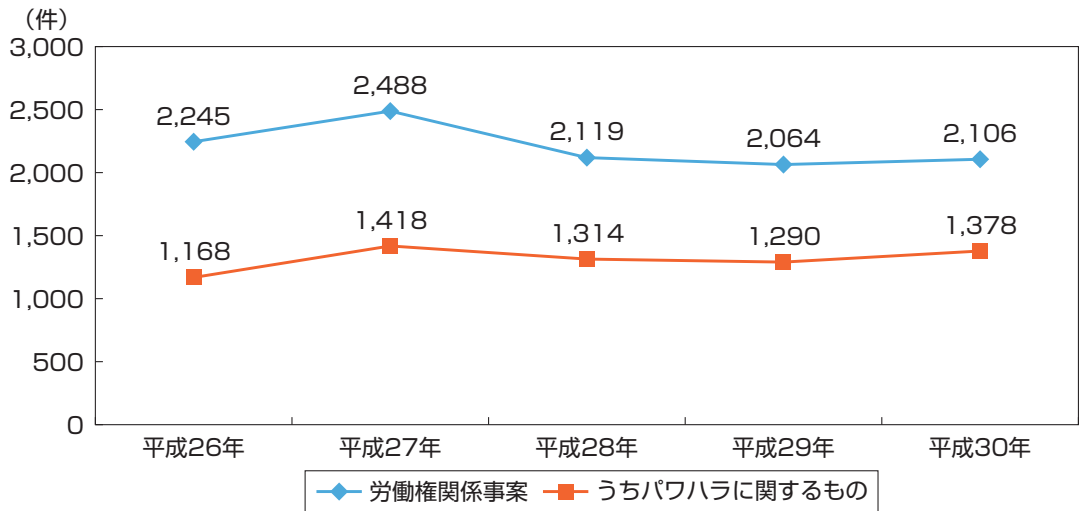
【図6】 暴行・虐待事案の推移



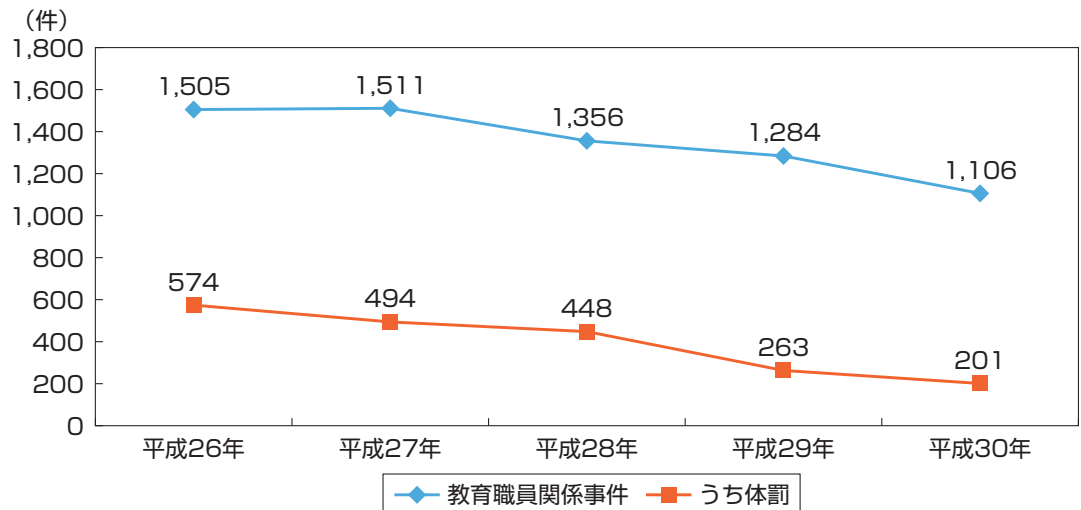
【図7】 強制・強要事案の推移



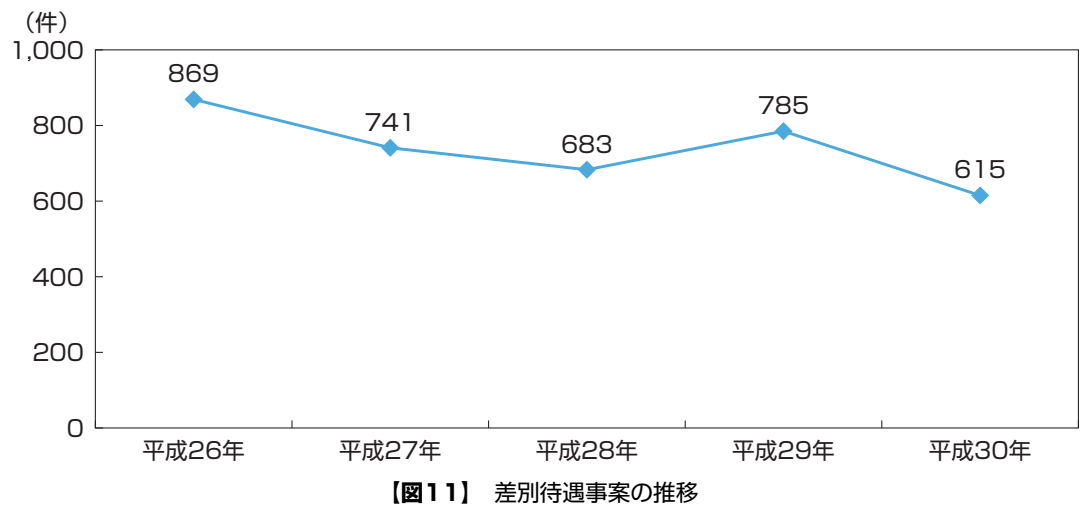
【図8】 プライバシー関係事案の推移



【図9】 労働権関係事案の推移



【図10】 教育職員関係事案の推移



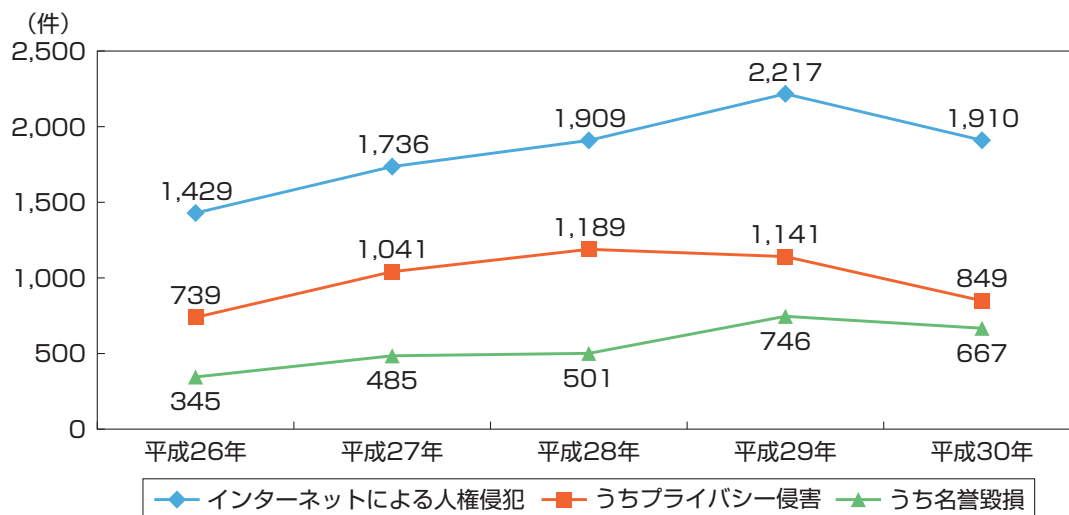
【図11】 差別待遇事案の推移

### 3 その他特徴的な新規救済手続開始件数の動向

インターネット上の人権侵害情報に関する人権侵犯事件（図12）は1,910件（対前年比13.8%減少）で、前年に次いで過去2番目に多い件数<sup>（注8）</sup>を記録した。

（注8）平成13年から実施している現行の統計報告要領における件数の比較による。

なお、インターネット上の人権侵害情報に関する人権侵犯事件は、統計報告要領で定められた区分とは異なる区分で件数を集計している。



【図12】 インターネット上の人権侵害情報に関する人権侵犯事件の推移

### 4 平成30年中に法務省の人権擁護機関が救済措置を講じた具体的事例

（学校におけるいじめ事案）

#### 事例1 小学校におけるいじめに対する不適切な対応

児童が、複数回にわたり、同級生から暴言を受けたり、蹴られたりするなどのいじめを受けているにもかかわらず、学校が十分な対応を行わなかったとして、親から法務局に相談がされた事案である。

法務局が調査した結果、学校がいじめ防止のために必要な対策を十分に講じなかったことによりいじめが継続した事実が認められた。また、教育委員会においては、学校からいじめを認知した旨の報告を受けるも、学校に対して表面的な指示を行ったに止まり、被害者が不登校になるなど問題が重大化するまで、具体的な指示を行っていなかったことが認められた。

そこで、法務局は、学校及び学校を指導監督すべき立場にある教育委員会がいじめ防止対策推進法及びいじめの防止等のための基本的な方針にのっとった適切な対応を行っておらず、安全配慮義務を怠っていたとして、校長及び教育委員会教育長に対し、今後、同様のことを繰り返すことのないよう要請した。（措置：「要請」）

#### 事例2 小学校におけるいじめに対する不適切な対応

小学生から、同級生からいじめを受けているとして、「子どもの人権SOSミニレター」

が送付された事案である。

法務局の調査において、学校は加害児童の行為を把握し、担任が指導するなどの対応を行っていたが、それがいじめであるとの認識がないことが分かった。

そこで、法務局は、学校にいじめとして対応することを要請したところ、学校はこれを了承し、いじめとして加害児童を指導するとともに被害者に対する見守り体制の充実を図った。

その後、人権擁護委員が被害者に学校の状況を確認する手紙をミニレターを同封して送ったところ、クラスは楽しい旨のミニレターが返送され、被害者が安心して学校に通っていることが確認できた。(措置：「調整」)

### (暴行・虐待事案)

#### 事例3 母親による子に対する虐待

小学生から、母親から髪を引っ張る、蹴る、叩くなどの虐待を受けているとして、「子どもの人権SOSミニレター」が送付され、調査を開始した事案である。

緊急性があると判断した法務局は、直ちに小学校及び児童相談所に連絡した上で、小学校を通じて被害者と面会し、被害状況を確認したところ、被害者が虐待を受けている可能性があること認められたため、その日のうちに小学校及び児童相談所と協議を行い、被害者に対する見守りを徹底するとともに、情報を共有する体制を構築した。

法務局は、その後も関係機関と連絡を取り、被害者と面会するなど、継続して被害者の状況を把握することに努めていたところ、関係機関からの働きかけにより、母親の暴力がなくなり、家庭環境が改善したことが確認できた。

さらに、問題の背景に、子育てによるストレスの可能性がうかがわれたことから、小学校に対し、被害者の見守りのほか、母親へのスクールカウンセラーによる支援を依頼した。(措置：「援助」)

#### 事例4 父親による子に対する性的虐待

小学生から、父親から性的虐待を受けているとして、「子どもの人権SOSミニレター」が送付され、調査を開始した事案である。

緊急性があると判断した法務局は、直ちに児童相談所及び小学校に連絡した。また、関係機関が集まって、被害者に関する情報交換及び今後の対応について協議を行うとともに、法務局と人権擁護委員が被害者と面談し、被害者の承諾を得て、児童相談所に対応を引き継ぎ、被害者は一時保護されるに至った。あわせて、関係機関が連携して、被害者の見守り体制を構築することにより、被害者の安全を確保していくことを確認した。(措置：「援助」)

## 事例5 母親のパートナーによる子に対する虐待

女子生徒と男子児童の姉弟が、母親のパートナーから、殴るなどの暴力や恫喝するような言葉を浴びせられるなどの虐待を受けているとして、女子生徒からインターネット人権相談受付窓口で相談がされた事案である。

法務局が、相談を受けた日のうちに児童相談所を始め、学校や関係機関に連絡を取り、それぞれの機関が被害者らの様子を見守りながら、情報共有を行っていきこととされた。法務局はその後も被害者らの状況把握に努めていたところ、数か月後には、被害者らと母親のパートナーとの関係が改善に向かっていることを確認することができた。

(措置：「援助」)

(強制・強要関係)

## 事例6 職場の上司による部下に対するセクシュアル・ハラスメント

職場の上司から、容姿に関する中傷や意に反した性的発言などのセクシュアル・ハラスメントを受けたとして、法務局に相談がされた事案である。

法務局で調査した結果、上司は被害者の容姿に関する中傷や日常的に性的発言を行い、被害者の就労環境を著しく悪化させたことが認められた。

そこで、法務局は、上司に対し、本件行為がセクシュアル・ハラスメントに該当するものであり、被害者に精神的苦痛を与えるものであるため、今後、同様の行為を行うことのないよう説示した。(措置：「説示」)

(教育職員関係事案)

## 事例7 公立高等学校教諭による体罰

公立高等学校の教諭が、同校男子生徒の左頬を右拳で1回殴り、その胸ぐらをつかんで身体を黒板に押し付けるなどした事案である。

法務局が調査した結果、複数の体罰行為が認められること、教諭が本件体罰についての管理職への報告を怠っていたこと等から、教諭に対しては、体罰の不当性を認識させ、今後、二度と体罰を行わないよう説示するとともに、校長に対しては、職員に対する指導をより一層徹底するよう要請した。(措置：「説示」「要請」)

## 事例8 保育士の保育園児に対する体罰

保育園児が保育士から体罰を受けたとして、母親から「子どもの人権110番」を通じて法務局に相談がされた事案である。

法務局が調査した結果、当該保育士が、指導の趣旨で、拳で被害者の頭を叩いた事実が認められた。

そこで、法務局は、当該保育士に対し、当該行為は指導の限度を超える有形力の行使に該当するものであり、その不当性を強く認識し反省するよう促し、今後、同様の行為



を行うことのないよう説示した。

また、保育園の園長に対し、職員の監督、指導を徹底するなど、再発防止に向けた適切な措置を講ずるよう要請した。(措置：「説示」「要請」)

### 事例9 小学校教諭による不適切な対応

小学生から、同級生である被害者が担任教諭から叩かれたり、暴言を吐かれたりしているにも関わらず、学校が対応しないという内容の「子どもの人権SOSミニレター」が法務局に送付された事案である。

法務局において、情報提供元を秘匿しつつ、学校にミニレターの内容を伝えたところ、学校は既にその内容を概ね承知しているにも関わらず、教職員に対する具体的な指導を行っていないことが判明した。そこで、法務局側から、校長に対し、教職員に対する指導について新たな取組を導入するよう提案したところ、学校は、教職員に対してアンガーマネジメントの研修を実施するとともに、教職員の意見交換会の内容を見直すなどした。その結果、担任教諭は被害者に対する対応の仕方を工夫するようになり、また、学校全体で被害者を始めとする児童一人一人を見守る体制が構築され、被害者は落ち着いて登校できるようになった。(措置：「援助」)

#### (差別待遇事案)

### 事例10 市役所職員による視覚障害者に対する不適切な対応

視覚障害のある者から、市役所において、市長への要望をした際、文書でしか受け付けてもらえなかった、また、市役所職員から通知文書を手交された際、不服申立てが可能である旨を口頭で説明してもらえなかったなど、障害者に対する不当な取扱いを受けたとして、被害者から法務局に相談がされた事案である。

法務局が調査した結果、市役所においては、口頭による要望も受け付けており、被害者と市役所職員との間に認識の齟齬があったことが認められた。また、視覚障害のある者に通知文書を手交する場合、文書の内容を必ずしも口頭によって説明していない取扱いであることが認められた。

そこで、法務局が仲介し、被害者に対し、口頭による要望も可能である旨を説明したところ、被害者の理解を得られた。また、市役所においては、今後希望があった場合には、通知文書の内容を全文読み上げて説明するよう対応を改めることとされた。(措置：「調整」)

### 事例11 外国人に対する英会話教室入会拒否

外国人の子どもが、両親が外国人であることを理由に英会話教室への入会を拒否されたとして、親から法務局に相談がされた事案である。

法務局が調査した結果、同教室を運営する会社では、両親が外国人であっても日本語

でのコミュニケーションに問題がない場合には入会を可能とする旨の指示があったにもかかわらず、会社内で指示が十分に浸透していなかったため、同教室の入会手続担当者が両親が外国人であれば一律に入会を拒否するという取扱いを行っていたことが認められた。

そこで、法務局は、同教室に対し基本的人権尊重の理念について正しい理解を深めるよう啓発するとともに、双方に対し解決に向けて働きかけを行ったところ、外国人の子どもが入会することができる環境が整った。(措置：「調整」「啓発」)

#### 事例12 同和地区出身者に対する差別的言動

同和地区出身であることを理由として、婚約者から婚約を破棄され、差別的な発言を受けたとして、被害者から法務局に相談がされた事案である。

法務局が調査した結果、元婚約者から被害者に対して同和地区出身であることを理由とした不当な差別的言動があったことが認められたため、法務局は、元婚約者に対し、今後、同和問題に対する正しい理解を深め、同様の行為を繰り返すことのないよう説示した。(措置：「説示」)

# 5 「人権侵犯事件」統計資料（平成30年）

件名	総数	旧受	新受							計	処理																
			申告		人権擁護委員の通報	関係行政機関の通報	情報	移送	措置							措置不済	侵害事実不明	打ち切り	中止	移送	啓発	未済					
			職員受	委員受					援助		調整	要請	説示	勧告	通告								告発				
<b>総合計</b>	20,012	949	19,063	9,944	8,896	-	31	191	1	18,936	17,490	15	475	66	-	-	-	8	6	771	135	4	1	42	1,076		
<b>公務員等の職務執行に伴う侵犯事件</b>																											
<b>総計</b>	4,809	254	4,555	1,624	2,804	-	-	127	-	4,518	4,196	5	54	62	-	-	-	6	4	218	13	2	-	12	291		
特別公務員に関するもの																											
警察官に関するもの	175	16	159	106	51	-	-	2	-	153	132	-	-	-	-	-	-	-	-	21	-	-	-	-	22		
その他の特別公務員に関するもの	8	-	8	7	1	-	-	-	-	6	5	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	2		
教育職員関係																											
体罰	263	62	201	51	50	-	-	100	-	183	95	-	52	57	-	-	-	6	-	15	2	-	-	3	80		
その他	958	53	905	445	442	-	-	18	-	894	830	1	4	-	-	-	-	2	-	49	5	-	-	8	64		
学校におけるいじめ	2,986	31	2,955	779	2,172	-	-	4	-	2,952	2,919	3	1	1	-	-	-	-	-	21	6	1	-	1	34		
公務員関係																											
公務員に関するもの	113	73	40	39	-	-	-	1	-	89	9	-	-	-	-	-	-	1	-	79	-	-	-	-	24		
その他の公務員に関するもの																											
国家公務員に関するもの	56	3	53	47	6	-	-	-	-	25	21	-	-	-	-	-	-	-	-	4	-	-	-	-	31		
地方公務員に関するもの	238	16	222	141	79	-	-	2	-	207	177	1	-	-	-	-	-	-	-	1	27	-	1	-	31		
その他	12	-	12	9	3	-	-	-	-	9	8	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	3		
<b>私人間の侵犯事件</b>																											
<b>総計</b>	15,203	695	14,508	8,320	6,092	-	31	64	1	14,418	13,294	10	421	4	-	-	-	2	2	553	122	2	1	30	785		
人身売買	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
売春関係	1	-	1	1	-	-	-	-	-	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
児童ポルノ	1	-	1	1	-	-	-	-	-	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
暴行・虐待																											
家族間におけるもの																											
夫の妻に対するもの	944	-	944	357	586	-	-	1	-	943	942	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	1		
妻の夫に対するもの	49	-	49	14	35	-	-	-	-	49	49	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
親の子に対するもの	751	14	737	356	366	-	-	15	-	737	735	-	1	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	14		
子の親に対するもの	230	1	229	74	152	-	-	3	-	230	228	1	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-		
その他	318	4	314	105	207	-	-	2	-	316	315	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	2		
家族間以外のもの	484	8	476	214	259	-	-	3	-	472	457	-	-	-	-	-	-	-	-	1	14	-	-	-	12		
私的制裁	4	-	4	2	2	-	-	-	-	4	4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
医療関係																											
人身の自由関係	175	7	168	87	80	-	-	1	-	168	159	-	-	-	-	-	-	-	-	9	-	-	-	-	7		
精神保健及び精神障害者福祉に関する法律関係	99	3	96	68	28	-	-	-	-	94	93	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	5		
その他	1	-	1	1	-	-	-	-	-	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
社会福祉施設関係																											
施設職員によるもの	110	8	102	53	47	-	-	2	-	101	87	-	1	1	-	-	-	-	-	13	-	-	-	-	9		
その他	36	3	33	15	18	-	-	-	-	35	31	-	-	-	-	-	-	-	-	4	-	-	-	-	1		
村八分	24	1	23	7	16	-	-	-	-	24	23	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-		
差別待遇																											
女性	30	-	30	13	17	-	-	-	-	29	29	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
高齢者	38	1	37	23	14	-	-	-	-	38	34	-	-	-	-	-	-	-	-	4	-	-	-	-	-		
障害者	265	30	235	137	98	-	-	-	-	249	196	4	-	-	-	-	-	1	1	42	5	-	-	-	16		
同和問題	100	8	92	39	10	-	-	29	14	59	26	-	5	1	-	-	-	-	-	17	1	-	-	-	10		
アイヌの人々	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
外国人	62	-	62	47	14	-	-	1	-	61	58	2	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	1		
H1V感染者等	29	3	26	18	8	-	-	-	-	28	24	-	-	-	-	-	-	-	-	4	-	-	-	-	1		
刑を終えた人々	10	-	10	7	3	-	-	-	-	8	8	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2		
ホームレス	1	-	1	-	1	-	-	-	-	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
性的指向	5	-	5	4	1	-	-	-	-	5	5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
性自認	13	1	12	11	1	-	-	-	-	9	8	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	4		
その他	115	10	105	57	47	-	-	1	-	104	87	1	-	-	-	-	-	-	-	15	-	-	1	1	11		
参政権関係	2	-	2	-	2	-	-	-	-	2	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
プライバシー関係																											
報道機関	5	-	5	4	1	-	-	-	-	5	5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
インターネット	2,085	471	1,614	1,418	182	-	-	2	12	-	1,645	877	-	403	-	-	-	-	-	278	88	-	-	3	440		
私事性的画像記録	190	13	177	163	14	-	-	-	-	67	44	-	11	-	-	-	-	-	-	2	10	-	-	-	123		
相隣関係	140	9	131	51	80	-	-	-	-	133	120	-	-	-	-	-	-	-	-	12	1	-	-	-	7		
その他	349	19	330	181	149	-	-	-	-	332	295	-	-	-	-	-	-	1	-	31	5	-	-	-	4		
集会、結社及び表現の自由関係	2	-	2	1	1	-	-	-	-	2	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
信教の自由関係	8	-	8	3	5	-	-	-	-	8	8	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
教育を受ける権利関係	5	1	4	4	-	-	-	-	-	5	4	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-		
労働権関係																											
不当労働行為	16	-	16	9	7	-	-	-	-	16	16	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
労働基準法違反	98	-	98	56	42	-	-	-	-	97	97	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1		
その他	2,036	44	1,992	1,056	933	-	-	3	-	2,008	1,946	1	-	-	-	-	-	-	-	55	5	1	-	2	28		
住居・生活の安全関係																											
自力執行	10	-	10	5	5	-	-	-	-	10	10	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
相隣関係																											
小公害	380	1																									

## 参考資料掲載アドレス一覧

参 考 資 料	ア ド レ ス
人権教育・啓発に関する基本計画 (平成14年3月15日閣議決定(策定),平成23年4月1日閣議決定 (一部変更))	<a href="http://www.moj.go.jp/JINKEN/JINKEN83/jinken83.html">http://www.moj.go.jp/JINKEN/JINKEN83/jinken83.html</a>
「人権教育のための国連10年」に関する国内行動計画 (平成9年7月4日人権教育のための国連10年推進本部)	<a href="https://www.kantei.go.jp/jp/singi/jinken/kettei/970704keikaku.html">https://www.kantei.go.jp/jp/singi/jinken/kettei/970704keikaku.html</a>
世界人権宣言 (昭和23年12月10日第3回国際連合総会採択)	<a href="https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/udhr/">https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/udhr/</a>
「人権尊重の理念に関する国民相互の理解を深めるための教育及び啓発に関する施策の総合的な推進に関する基本的事項について」 (平成11年7月29日人権擁護推進審議会答申)	<a href="http://www.moj.go.jp/shingi1/shingi_990729-2.html">http://www.moj.go.jp/shingi1/shingi_990729-2.html</a>
法務省の人権擁護機関が行った啓発広報活動実施結果 (平成30年度)	<a href="http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken121.html">http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken121.html</a>
(公財)人権教育啓発推進センター	<a href="http://www.jinken.or.jp/">http://www.jinken.or.jp/</a>
人権啓発活動ネットワーク協議会	<a href="http://www.moj.go.jp/jinkennet/">http://www.moj.go.jp/jinkennet/</a>
都道府県人権擁護委員連合会一覧表	<a href="http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken125.html">http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken125.html</a>
人権擁護委員協議会一覧表	<a href="http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken126.html">http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken126.html</a>
常設人権相談所(みんなの人権110番)	<a href="http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken20.html">http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken20.html</a>
女性の人権ホットライン	<a href="http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken108.html">http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken108.html</a>
配偶者暴力相談支援センター	<a href="http://www.gender.go.jp/policy/no_violence/e-vaw/soudankikan/01.html">http://www.gender.go.jp/policy/no_violence/e-vaw/soudankikan/01.html</a>
都道府県労働局所在地	<a href="https://www.mhlw.go.jp/kouseiroudoushou/shozaiannai/roudoukyoku/">https://www.mhlw.go.jp/kouseiroudoushou/shozaiannai/roudoukyoku/</a>
子どもの人権110番	<a href="http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken112.html">http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken112.html</a>
全国児童相談所一覧	<a href="http://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/dv30/zisouchiran.html">http://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/dv30/zisouchiran.html</a>
外国人のための人権相談	<a href="http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken21.html">http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken21.html</a>
インターネット人権相談受付窓口	<a href="http://www.jinken.go.jp/">http://www.jinken.go.jp/</a>
平成30年における「人権侵犯事件」の状況について(概要)	<a href="http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken03_00224.html">http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken03_00224.html</a>

# 人権教育・啓発白書 (令和元年版)

令和元年6月20日 発行

編 集 法 務 省

〒100-8977  
東京都千代田区霞が関1-1-1  
TEL 03 (3580) 4111 (代表)

文 部 科 学 省

〒100-8959  
東京都千代田区霞が関3-2-2  
TEL 03 (5253) 4111 (代表)

発 行 勝美印刷株式会社

〒113-0001  
東京都文京区白山1-13-7 アクア白山ビル5F  
TEL 03 (3812) 5201

落丁・乱丁本はお取り替えます。











